

農林水産物・食品の輸出の促進に関する 令和 9 年度予算概算要求

- ・農林水産省輸出関係予算.....1～84
- ・農林水産物・食品輸出本部関係省庁予算.....85～101

農林水産物・食品輸出本部

令和9年度概算要求の概要（輸出関連予算）

農林水産物・食品の輸出促進

1

【輸出向け供給力の強化】

・グローバル産地づくり推進事業	2
コミュニティ形成等支援事業	3
大規模輸出産地モデル形成等支援事業	4
水産エコラベル認証取得支援・普及推進事業	5
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業	6
加工食品輸出先国多角化等支援事業	7
青果物輸出産地体制加速化事業	8
農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業	9
有機JAS認証、GAP認証取得等の支援	10
農林水産物・食品の輸出に資する優良品業者等表彰事業	11
・戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業	12
食品関連事業者のサプライチェーン構築に向けた	
投資可能性調査支援事業	13
サプライチェーン連結強化プロジェクト事業	14
食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業	15
・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	16
・みどりの加速化支援交付金のうち、	
有機農業連携・広域流通展開事業	17
先進的有機農業拡大促進事業	18
・地域食料システム確立推進支援事業	19
・国際標準化推進総合対策事業	20
・持続可能な食品等流通総合対策事業	21
・卸売市場再編集等整備事業	22
・食文化産業中核拠点創出事業	23
・強い農業づくり総合支援交付金	24
・新基本計画実装・農業構造転換支援事業	25
・持続的生産強化対策事業	26
果樹農業生産力増強総合対策	27
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進	28
加工・業務用野菜の国産シェア奪還	29
・果樹・茶生産飛躍的拡大事業	30

・米・米加工品輸出拡大総合対策事業	31
・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	32
・畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業	33
・畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	34
・担い手への農業用機械・施設の導入	35
・集落営農経営転換加速化事業	36
・農業農村整備事業＜公共＞	37
・農地耕作条件改善事業	38
・大区画化等加速化支援事業	39
・畑作等促進整備事業	40
・スマート農業技術の開発・供給促進事業	41
・「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうち、	
オープンイノベーション研究・実用化推進事業	42
・生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発	43
・輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・	
加工技術等の開発	44
・戦略的農林水産研究推進事業のうち	
輸出に向けた食肉用包装フィルム開発を支える評価法の確立	45
硬肉ものの省力的生産・利用体系の開発	46
日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る	
複合リスク緩和手法の開発	47
・水産基盤整備事業＜公共＞	48
・養殖業成長産業化推進事業	49

【海外需要の拡大】

・品目団体等輸出力強化支援事業	50
・新市場開拓推進事業	51
日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業	52
・インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業	53
・ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業	54
輸出支援プラットフォーム推進事業	55
・食産業の戦略的海外展開支援事業	56

令和9年度概算要求の概要（輸出関連予算）

・中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業	57
・ブランド構築・保護対策	58
・植物品種保護・活用推進対策	59
・植物遺伝資源・品種のグローバルな保護・活用	60
・輸出環境整備推進事業	61
輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業	62
自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業	63
輸出先国規制対応支援事業	64
農畜水産物モニタリング検査事業	65
農畜水産物モニタリング検査法確立事業	66
国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業	67
輸出水産食品取扱施設の認定・監視等事業	68
二枚貝生産海域指定に係る基礎データ収集・モニタリング検査等事業	69
輸出事業者登録推進事業	70
・米穀周年供給・需要拡大支援事業	71
・（再掲）米・米加工品輸出拡大総合対策事業	72
・加工食品国際標準化事業	73
・有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費	74
・輸出植物検疫に係るエビデンスの構築等事業委託費	75
・地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	76
・森林循環利用・付加価値創出対策	77
・海業振興支援事業	78
・食品産業の海外展開	79
・戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業のうち、食品関連事業者の サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業	(13)
・戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業のうち、 食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業	(15)
・ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業	(54・55)
・食産業の戦略的海外展開支援事業	(56)
・ブランド構築・保護対策	(58)
・インバウンドによる食関連消費拡大	80
・食文化産業中核拠点創出事業	(23)
・新市場開拓推進事業	(51・52)

・インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業	(53)
・ブランド構築・保護対策	(58)
・地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	(76)
・海業振興支援事業	(78)

輸出サプライチェーンの構築

・（再掲）戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業	81
（再掲）食品関連事業者のサプライチェーン構築に向けた 投資可能性調査支援事業	82
（再掲）サプライチェーン連結強化プロジェクト事業	83
（再掲）食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業	84

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出拡大の加速化に向け、**安定的・継続的に必要なロットを供給できる輸出産地を育成**し、輸出拡大余地の大きい**現地系商流を獲得**するための取組等を支援します。また、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大を連携して推進し、「海外から稼ぐ力」を強化します。

＜政策目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の全体像＞

輸出向け供給力の強化（輸出産地の育成等）	海外需要の拡大（現地商流の獲得等）
○輸出産地の育成、輸出事業者の掘り起こし ・輸出先の規制等に対応した生産・流通体系への転換やGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の活動による輸出産地・事業者の取組等を支援 【31億円（前年度6億円）】 ○輸出のための加工・製造等施設整備、設備投資の支援 ・輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等を支援 【61億円（前年度1億円）】 ・畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備等を支援 【198億円（前年度17億円）の内数】 ・食料システムを構築するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 【48億円（前年度48億円）】 ・最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を支援 【24億円の内数（前年度－）】 ・一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める品質・衛生管理基準等を満たす高度な施設整備を支援 【78億円の内数（前年度－）】	○戦略的な輸出商流の獲得 ・輸出上の業界課題の解決や新たな輸出先の開拓等、品目団体がオールジャパンで行う取組を支援 ・重要市場への輸出商流の維持・拡大を図るために事業者が行うプロモーション等の取組を支援 【69億円（前年度14億円）】 ○海外での輸出支援体制の確立 ・主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを通じた現地系商流の開拓や海外展開に資するアドバイザーによる支援等の輸出支援体制を強化 【40億円（前年度6億円）】 ○新たな市場や商流の開拓 ・ジェトロによる新規商流構築、JFOODOによる戦略的プロモーション等を支援 ・インバウンドを起点とした日本産食品の輸出拡大を支援 ・食品関連事業者の海外展開に向けた取組を支援 【31億円（前年度18億円）】 ○知的財産の保護・活用 ・海外における我が国優良品種等の流出防止や模倣被害の防止のため、海外での育成者権等の取得や侵害への対策等を支援 【11億円（前年度5億円）】 ○輸出先国・地域の規制対応 ・規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、農畜水産物モニタリング検査、輸出先国検査官の招へい等を支援 【22億円（前年度12億円）】

戦略的な輸出サプライチェーンの構築

- ・現地系商流との連携や日系外食等の海外展開に向けた**投資可能性調査、サプライチェーン構築実証、融資負担の課題解決**を支援
【32億円（前年度3億円）】

<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等を支援**するほか、**GFPによる輸出事業者のフォローアップ等の伴走支援**や輸出拡大に向けた**コミュニティ形成の強化、交流イベントの開催、コミュニティサイトの機能向上等を実施**します。また、**品目等の課題に応じた取組支援等**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

2,144百万円（前年度 346百万円）

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を複数年にわたり総合的に支援**します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

2. GFPによる伴走支援、交流イベント開催、コミュニティサイト機能向上等支援

466百万円（前年度 136百万円）

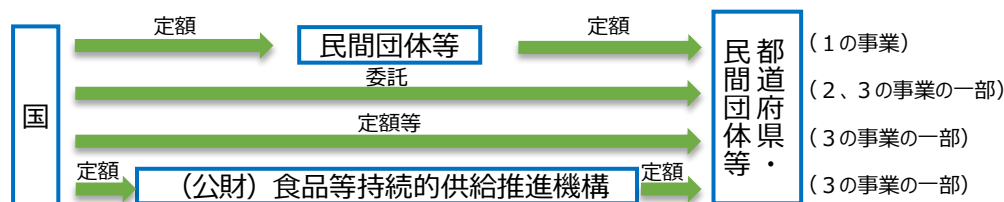
GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の取組として、輸出拠点づくりや増大する海外ニーズへの供給拡大に向けた**マッチング支援を重点的に**行うほか、**伴走支援、交流イベントの開催、GFPコミュニティサイトの機能向上等を実施**します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援等

509百万円（前年度 88百万円）

輸出拡大に向け、日本発の水産エコラベルの普及、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等の支援、有機JAS認証、GAP等認証取得等の支援、加工食品クラスターによる輸出先国多角化等の取組、輸出産地の体制強化に向けた取組の支援や、農林水産物・食品の輸出に資する国内外の事業者等の表彰等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

生産・流通体系の転換を通じ、
海外の規制・ニーズに対応する大規模な輸出産地のモデルを構築



遊休農地等の活用による
輸出向け生産の拡大



産地リレー等による
輸出向けロットの確保



付加価値の高い有機農産
物等の生産・輸出の拡大

【GFPによる輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援など】

GFP伴走支援



（圃場の視察）

GFP交流イベント



（GFP超会議の様子）

GFPコミュニティサイト



（サイトトップページ）

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課 （03-6744-7172）

<対策のポイント>

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の取組として、輸出拠点づくりや増大する海外ニーズへの供給拡大に向けたマッチング支援を重点的に行うほか、伴走支援、交流イベントの開催、GFPコミュニティサイトの機能向上、加工食品の輸出強化等を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. GFPの活動取組の強化

輸出拠点づくりに向けたマッチング支援、増大する海外ニーズへの供給拡大に向けた海外展開する日系小売・外食企業等とのマッチング支援等を重点的に行う。この他、GFPを活用した産地・事業者への輸出診断とそのフォローアップ、商流構築等、多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援、交流イベントの開催、GFPコミュニティサイトの機能拡充等を実施。

<GFPとは>

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、輸出意欲のある産地・事業者のコミュニティ形成等をオールジャパンで支援するプロジェクト

2. 加工食品の輸出強化

加工食品の輸出拡大に向けて、諸外国規制対応のほか、現地商流への販路開拓等の具体的な商流構築、グルテンフリー、プラントベースフード、冷凍食品等の輸出有望食品の発掘、リスク等も考慮した輸出体制の構築等に向けて、専門家や先進事業者によるセミナーでの情報発信等を開催するとともに、現地輸入商社等による伴走支援を実施します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

【1. GFPの活動取組の強化】

伴走支援



（農場の視察）

GFPコミュニティサイト



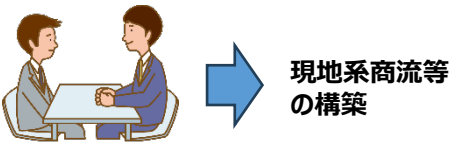
（GFP会員向け利用メニュー）

【2.加工食品の輸出強化】

セミナーでの情報発信



輸入商社等による伴走支援



- ・現地バイヤー等との商談
- ・輸出先国の規制対応
- ・輸出手続きのサポート 等

（1の事業）	輸出・国際局輸出支援課	（03-6738-7897）
（2の事業）	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	（03-6744-2068）

＜対策のポイント＞

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

2. 大規模輸出産地のモデル形成

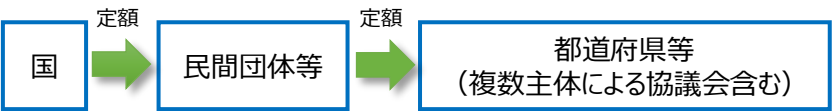
1の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換及び、輸送コスト低減や混載等を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、大規模輸出産地のモデル形成を支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

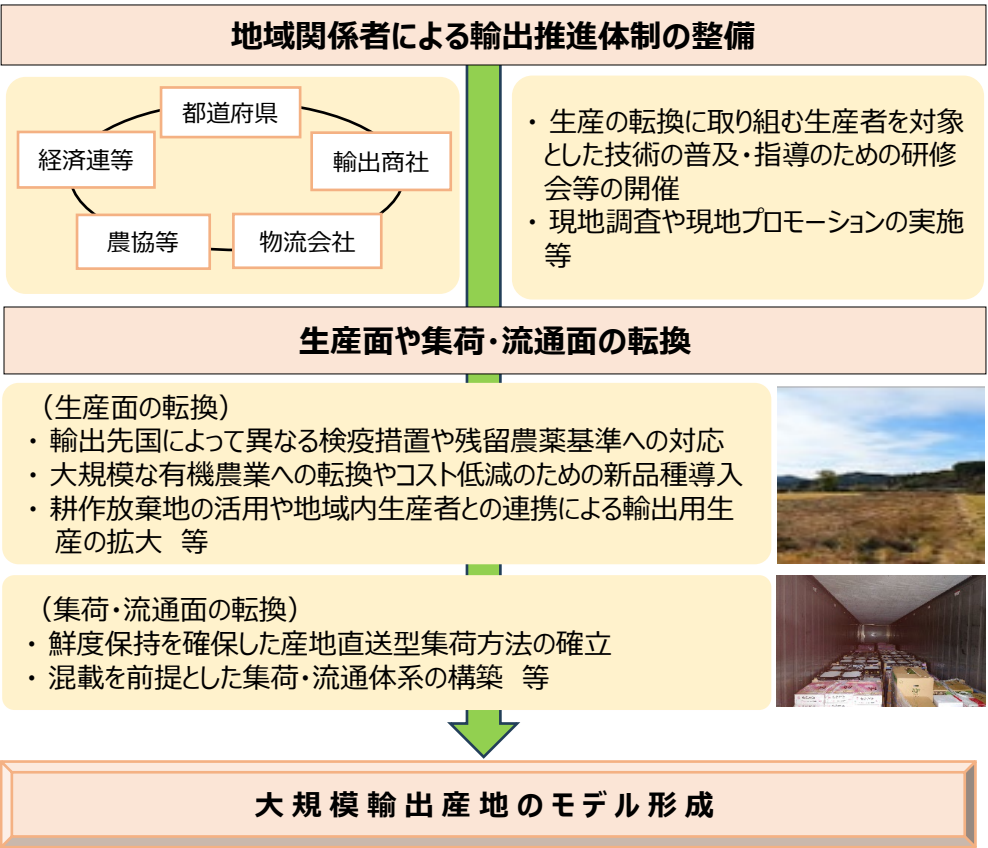
3. プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証の普及とともに、水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対する支援及び飼料認証に必要な副産物のトレサビリティ確保に係る調査に支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 国内における水産エコラベルの認証取得数の拡大（水産物全体で令和5年度末から1.5倍〔令和12年度末まで〕）

＜事業の内容＞

1. 日本発の水産エコラベル普及推進

日本発の水産エコラベル認証について、国際的な基準の維持に必要な規格等の策定・改訂、国際機関等への働きかけや展示会への出展等を通じた情報発信及び他の認証との相互認証の推進等による認知度向上の取組、認証審査体制の強化に向けた認証審査員等向け研修会の開催を支援します。

2. 水産エコラベル認証取得支援

① 水産エコラベル認証コンサルティング

国際基準の水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対してコンサルティングを行い、審査の事前準備となる取組状況の確認、申請書作成等を支援します。

② 水産副産物トレサビリティ実証

飼料認証の取得に当たって求められる、原材料の適正証明に対応するため、とりわけ副産物の流通実態の把握及びトレサビリティ確保に関する調査を支援します。

【水産エコラベルが貼付された商品の例】

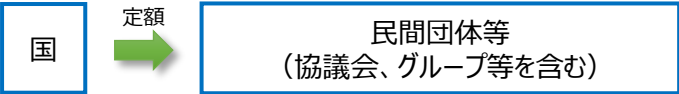


MEL（マリン・エコラベル・ジャパン協議会）



MSC（海洋管理協議会）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

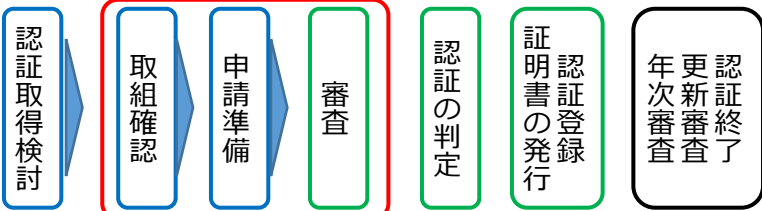
日本発の水産エコラベル普及推進

- ・国際水準の水産エコラベルの推進
- ・国際的な認知度の向上
- ・認証審査員の増加、質の向上



水産エコラベル認証取得支援

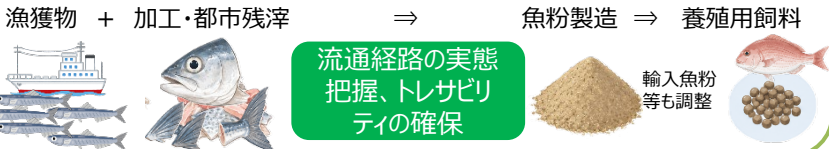
① 水産エコラベル認証コンサルティング



事前準備 コンサルティングを実施

審査

② 水産副産物トレサビリティ実証



水産物の輸出増加

グローバル産地づくり推進事業のうち
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業

令和9年度予算概算要求額 41百万円（前年度 19百万円）

＜対策のポイント＞

加工食品の輸出の拡大に資する日本発の食品安全マネジメント規格の国際標準化の環境整備を支援するとともに、中小事業者等による国際標準の食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組を支援します。

あわせて、我が国の食品の輸出拡大に向け、これまでの食品安全マネジメントの理解の醸成を踏まえ、食品安全マネジメントに係る国際認証の取得の促進を図ります。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. JFS規格・認証を活用した輸出環境整備

21百万円（前年度19百万円）

① JFS規格の国際標準化支援

- ・ 日本発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格の国際標準としてのステータスの維持・向上のため、規格承認機関であるGFSI（世界食品安全イニシアティブ）が主催する会議等における情報収集、GFSIが講じる新たな承認要件に対応する規格の検討・策定に必要な取組を支援します。
 - ・ 食品の輸出事業者や食品行政関係者等に、国際標準であるJFS規格の認知度と理解の向上を図るためのセミナーの開催を支援します。
- さらに、現地においてJFS規格のニーズの開拓及び規格認証へのアクセス向上を図るため、審査等を行う認証機関・人材の育成等を支援します。

② JFS規格の活用拡大支援

輸出潜在力の高い国内の中小事業者の海外展開に資するJFS規格の活用を推進するために、食品安全マネジメントに関する知識等の事業者への定着・涵養に必要な人材を育成する研修会の開催を支援します。

2. 食品安全国際認証取得推進

20百万円（前年度－）

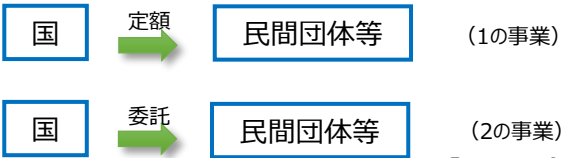
① 国際認証取得相談窓口設置等

食品安全マネジメントの理解の醸成を踏まえ、輸出を目指す食品事業者向けに、輸出関連イベント等において国際認証取得のための相談窓口の設置等を行います。

② 海外流通企業推奨認証把握調査

我が国の食品の速やかな輸出に繋げるため、海外の流通小売業者が求める食品安全マネジメントに係る国際認証を把握するための調査を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、食品製造業においては、中小・零細事業者が大半を占めており、単独で販路開拓等に取り組むことが困難です。このため、複数の食品製造事業者等が参画した加工食品クラスターによる輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大に向けた取組を支援します。また、海外展開に取り組む外食産業や小売業等の関連産業を巻き込んだ新たな加工食品クラスターの組成を促進し、日本の食産業が連携して海外で稼ぐ取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 輸出先国の多角化や現地系販路開拓等の商流拡大

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するための海外ニーズ調査・勉強会、テストマーケティング、展示会・商談会への参加、現地バイヤー・シェフ等へのPR等の取組を支援します。
また、海外展開に取り組む外食産業や小売業等の関連産業を巻き込んだ新たな加工食品クラスターの組成を促進し、日本の食品産業が連携し、商品の共同開発や新メニュー・新商品のプロモーション等、海外で稼ぐ取組を支援します。

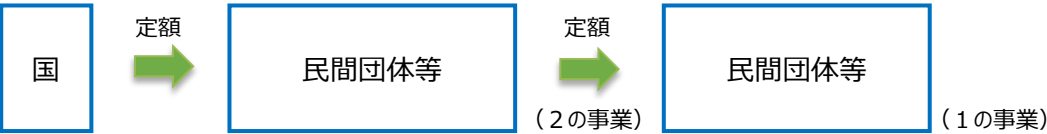
2. 加工食品クラスターの組成・育成・輸出事業計画の策定支援等

1による取組の管理や遂行のサポート、輸出事業計画の策定支援等を行います。

＜加工食品クラスターとは＞

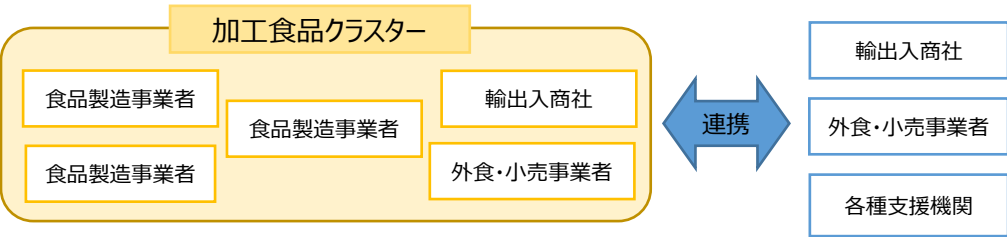
個社単独では難しい資金面・人的面の課題やノウハウ不足等を克服するため、複数の食品製造事業者等が連携して輸出拡大に取り組む体制（団体）。

＜事業の流れ＞

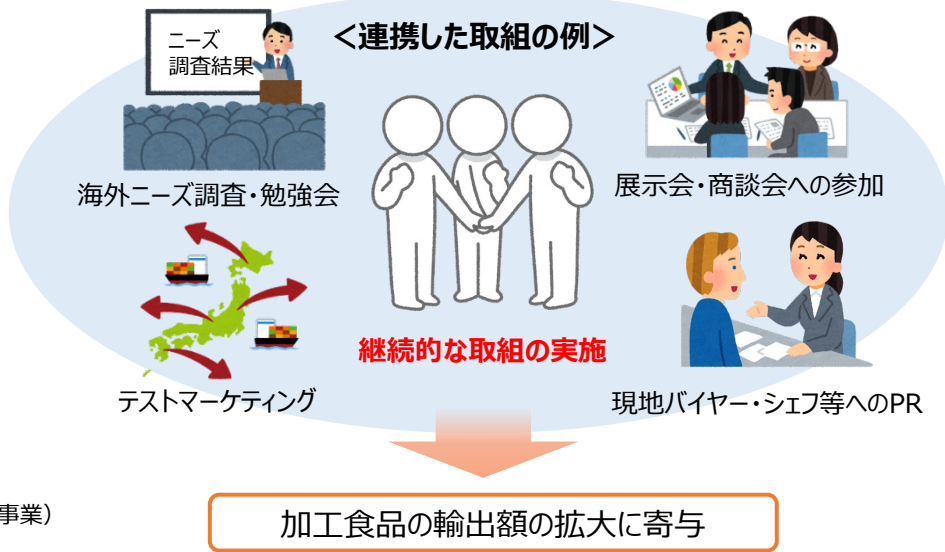


＜事業イメージ＞

＜輸出拡大に向けた連携体制の構築＞



＜連携した取組の例＞



＜対策のポイント＞

青果物輸出産地の体制を早急に強化するため、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準等の規制に対応した生産体制や、品質保持のための流通体制の強化、輸出向けロットの確保等に向けて複数の産地と輸出事業者が連携して行う取組、植物検疫解禁協議の効果的な推進に対する取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 生産体制の強化に向けた取組

輸出先国・地域に対応した産地の生産体系強化のため、**残留農薬分析、農薬使用等のデータ収集・分析、防除暦の見直し**などの取組を支援します。

2. 品質保持流通体制の強化に向けた取組

輸出先国・地域に対応した青果物の品質を確保するため、**MA包装や緩衝資材等を活用した長期保存・鮮度保持流通体系の確立、鮮度保持のための機器等のリース導入**などの取組を支援します。

3. 複数の産地と輸出事業者によるロット確保や流通効率化の取組

複数の産地と輸出事業者による、産地間連携に向けた**合意形成、効率的な集出荷手法や輸出用容器・包装等の導入に係る実証**などの取組を支援します。

4. 植物検疫解禁協議の推進に対する取組

植物検疫解禁協議を効果的に推進するため、**訪日外国人を対象とした国産青果物の需要や嗜好の調査、調査に基づく品目・国籍別の購買傾向及び嗜好の分析**などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞

定額、1/2以内

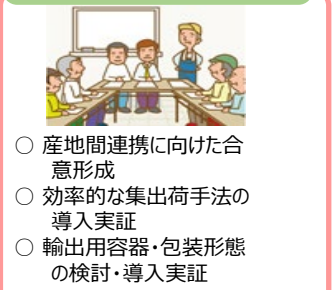


＜事業イメージ＞

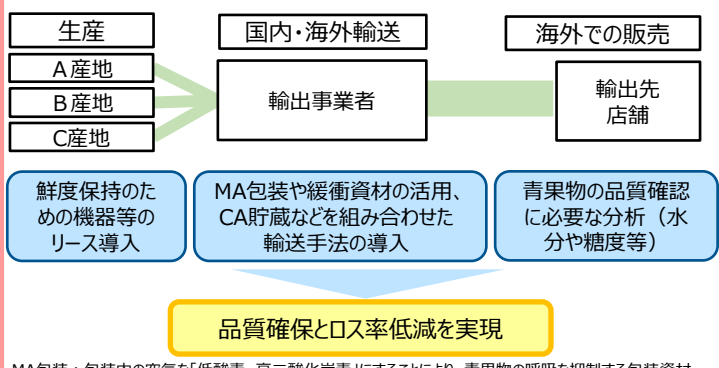
1 生産体制の強化に向けた取組



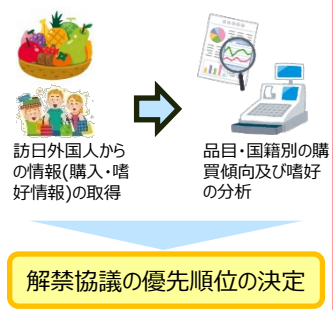
3 複数の産地と輸出事業者による取組



2 品質保持流通体制の強化に向けた取組



4 植物検疫解禁協議の推進に対する取組



MA包装：包装内の空気を「低酸素、高二酸化炭素」にすることにより、青果物の呼吸を抑制する包装資材。
CA貯蔵：酸素及び二酸化炭素の濃度を、青果物の呼吸作用を抑える組成にコントロールする貯蔵方法。

＜対策のポイント＞

食品等事業者・農林水産事業者が農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受けるときに必要な**保証料を負担します。**

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業（継続分）

認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）に対し、以下内容により保証料の支援を行います。

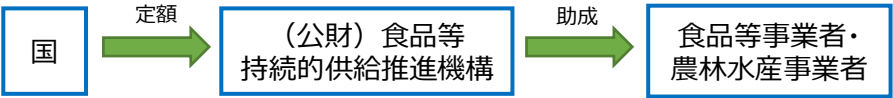
1. 対象

食品等事業者・農林水産事業者が、**認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金**の民間金融機関からの信用保証付き借入れ。（ただし、輸出重点品目の取組に限定）

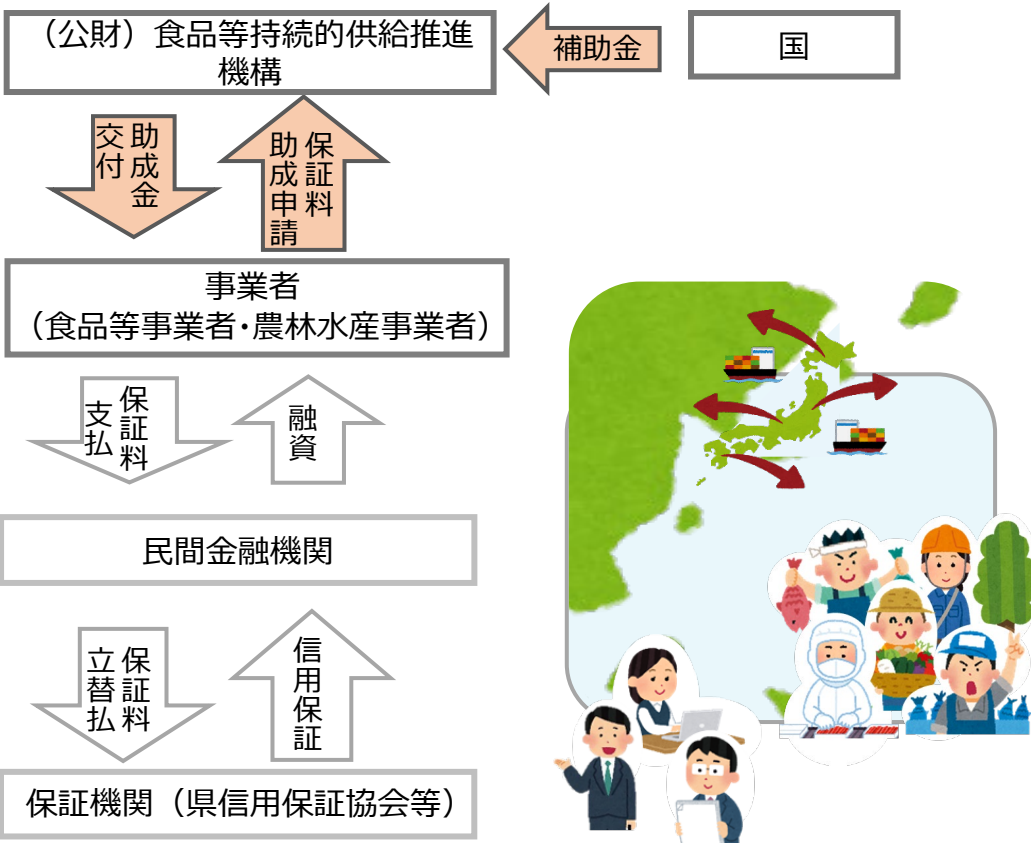
2. 措置内容

信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った**保証料**に関して、借入当初5年間分の保証料の**1/2相当額**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>
国際的に有機食品やGAP等認証農産物の市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう**有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施等、GAP認証審査員等を対象とした研修会の開催**を支援するとともに、輸出における**有機食品の流通等の課題整理のための調査**を支援します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

有機農畜産物・加工品等やGAP認証農産物等の輸出拡大に向け、以下の取組を支援します。

1. 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業

① 有機JAS認証の取得、商談の実施等

② GAP等認証（GLOBALG.A.P.、JGAP、MPS等）の取得、商談の実施

③ 有機JAS認証取得に向けたスタートアップガイドの作成等

2. GAP認証審査円滑化支援事業

GAP認証審査員等を対象とした研修会の開催

3. 有機食品の流通・商流実態調査事業

輸出先国の多角化等に向けた流通・商流等に係る調査を実施

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

定額、1/2(※)

農業者等

(1の①②の事業)

※商談及び商品開発に係る経費は定額、認証取得及び機械リースに係る経費は補助率1/2以内で支援（商品開発は1の①の事業のみ）

<事業イメージ>

1 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業

農産物等を輸出するぞ

農業者等の取組を支援

認証の取得

商談会等へ出展

農産物等の輸出拡大

認証取得、商談の実施等により海外との取引先確保

※事業実施主体は、農業者の認証取得支援と併せて、有機JAS認証取得スタートアップガイドを作成

2 GAP認証審査円滑化支援事業

効率的な審査をしよう！

GAP認証審査員等への研修、研修を実施するための検討会開催等の取組を支援

審査能力の向上による審査体制の強化

認証取得の円滑化のための環境を整備

3 有機食品の流通・商流実態調査事業

輸出実績が高い品目等について、生産状況・流通特性や輸出事業者等を整理

国内・輸出先国における集出荷・供給体制や販売・取引の実態、商談における評価の観点等を調査

輸出における流通・商流の課題把握

グローバル産地づくり推進事業のうち
農林水産物・食品の輸出に資する優良事業者等表彰事業

令和9年度予算概算要求額 26百万円（前年度 23百万円）

＜対策のポイント＞

輸出に取り組む優良事業者を表彰する取組と海外での日本食・食文化の魅力発信や農林水産物・食品の輸出額増加に貢献しうる、海外での日本食・食文化や日本の農林水産物・食品の普及等に多大に貢献してきた者に対し、表彰式典等を開催し、輸出額 5 兆円目標達成に向けた優良事業者等の横展開を図ります。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 8百万円（前年度8百万円）
日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起のため、民間団体等が実施する、輸出に取り組む優良事業者を表彰する取組を支援します。
2. 日本食・食文化の功労者等表彰事業 18百万円（前年度15百万円）
海外での日本食・食文化又は日本の農林水産物・食品の紹介、普及等に多大に貢献してきた者（日本食海外普及功労者）の活動を広く周知し、日本産農林水産物・食品の輸出を一層拡大するため、輸出関係者が集まる「農林水産物等輸出促進全国協議会総会」を開催し、表彰式典等を実施します。

＜事業イメージ＞

【1.輸出に取り組む優良事業者表彰事業】



表彰式典



受賞例

【2.日本食・食文化の功労者等表彰事業】

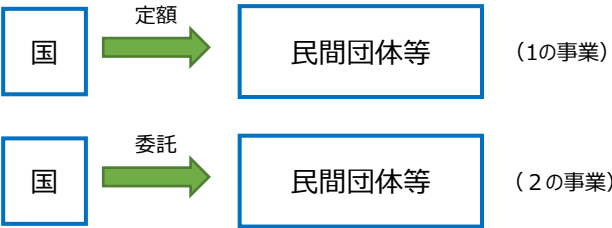


協議会総会の開催



功労者スピーチ

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1の事業) 輸出・国際局輸出支援課 (03-6738-7897)

-11- (2の事業) 海外需要開拓グループ (03-6744-1502)

戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業

令和9年度予算概算要求額 3,151百万円（前年度 303百万円）

＜対策のポイント＞

我が国食品関連産業の海外展開の後押しや販路の開拓を通じて一層の輸出拡大を図るため、輸出拡大余地の大きい現地系商流との連携強化や日系外食等の海外展開に向けた事業ステージに合わせた課題解決（1 投資可能性調査、2 案件実証、3 案件自走化・展開のための融資負担）を支援します。

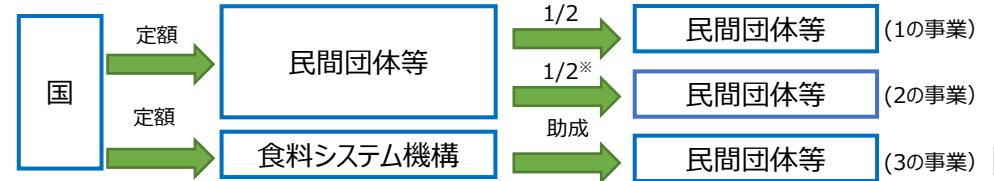
＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

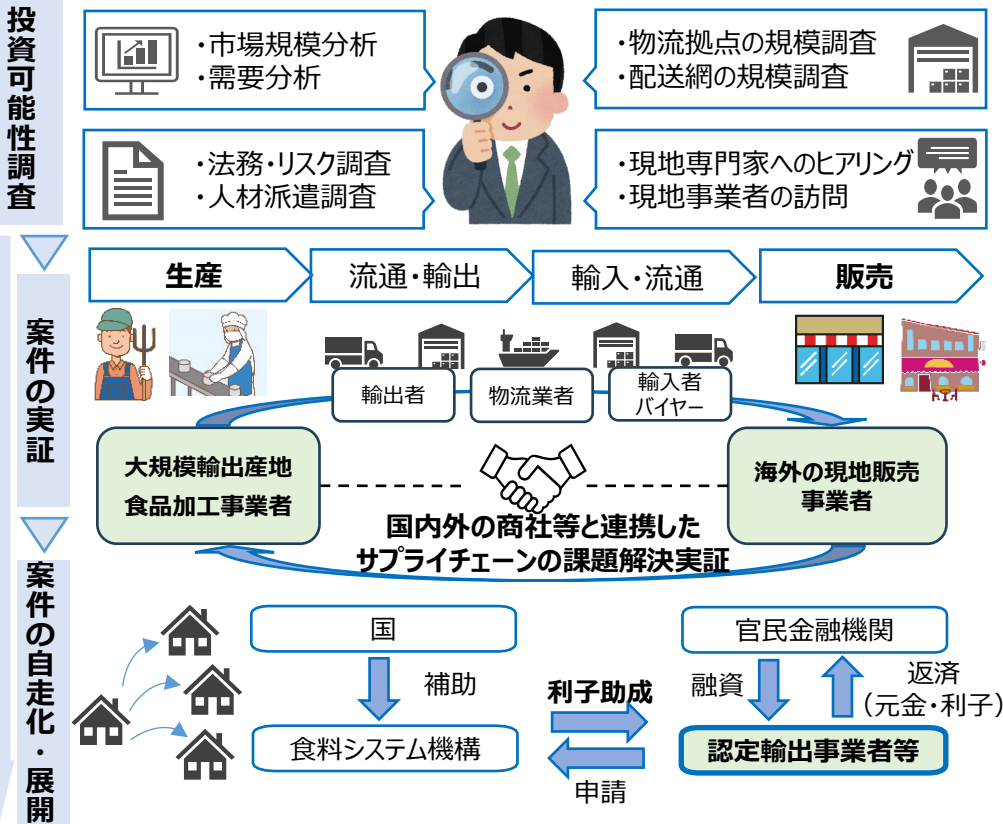
- 1. 食品関連事業者のサプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業
物流・商流等の拠点づくりを通じた、民間事業者が行う 290百万円（前年度 - ）
投資案件形成に係る投資可能性調査を支援します。
- 2. サプライチェーン連結強化プロジェクト事業 2,821百万円（前年度 300百万円）
規制の厳しい輸出先国・地域での商流や参入が難しい現地系商流を開拓するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、戦略的なサプライチェーンの構築に向けたプロジェクト計画づくりや実証（機器導入を含む）を支援します。
【実証の例】
 - ① 生産・出荷段階の課題解決（産地の供給力強化や共同集出荷等）
 - ② 流通段階の課題解決（販売までの物流効率化等）
 - ③ 販売段階の課題解決（現地におけるテスト販売等）
- 3. 食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業 40百万円（前年度 3百万円）
輸出の拡大に繋がる海外現地での多店舗展開や事業拡大を図る事業者が、官民金融機関から調達する融資に対して金利負担の軽減（利子助成、最大2%、最長5年間）を行います。

＜事業の流れ＞



※ 中小企業等について、機器購入以外の費用は2/3補助。

＜事業イメージ＞



お問い合わせ先
(1、3の事業) 輸出・国際局海外需要開拓グループ (03-3502-8058)
(2の事業) 輸出・国際局輸出支援課 (03-6738-7897)

食品関連事業者のサプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業

令和9年度予算概算要求額 290百万円（前年度－）

＜対策のポイント＞

海外現地での物流・商流等の拠点づくりを通じた、日本食材・食文化の活用・普及に寄与する食品関連事業者の海外でのビジネス展開を推進するため、民間企業による投資可能性調査を支援します。なお、輸出拡大との相乗効果を発揮させる観点から、特に食品製造や外食産業の海外展開による投資案件形成の重点化（優先化）を行います。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

事業趣旨

農林水産物・食品の輸出にも資する海外現地での物流・商流等の拠点づくり等、食品関連事業者が行う海外でのビジネス基盤の整備に向けて、民間事業者が行う投資案件形成のための投資可能性調査に必要な経費を支援します。

事業の要件等

- 支援対象者：食品関連事業者
- 支援内容：サプライチェーン構築に向けた投資案件形成のための調査費用
- 補助率：1/2以内
- 対象経費：旅費、謝金、賃金、人件費、使用料・賃借料、委託費、需用費（翻訳費、通信運搬費、資料作成費等）、役務費、その他



【海外の冷蔵・冷凍物流倉庫】

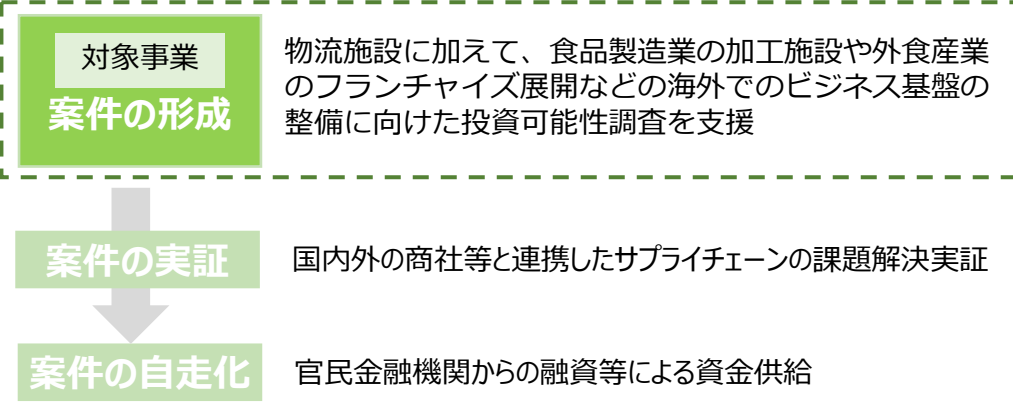


【海外での飲食店】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



投資可能性調査への支援により、輸出拡大等に寄与する食品関連事業者の海外展開を促進

戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業のうち
サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

令和9年度予算概算要求額 2,821百万円（前年度 300百万円）

<対策のポイント>

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した戦略的なサプライチェーン（規制の厳しい輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、プロジェクト計画づくり等を支援します。

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1. の計画の下、コンソーシアムが行う、

① 生産・出荷段階の課題解決（産地の供給力強化や共同集出荷等）

② 流通段階の課題解決（販売までの物流効率化等）

③ 販売段階の課題解決（現地におけるテスト販売等）

など戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実証（機器導入を含む）の取組を支援します。

<事業の流れ>

国

→ 定額 →

民間団体等

→ 1/2※1 →

民間団体等※2

※1 中小企業等について、機器購入以外の費用は2/3補助。

※2 フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアム、食品企業の海外展開と一体的な商流づくりの取組は採択に際して優遇

<事業イメージ>

生産

流通・輸出

輸入・流通

販売

輸出者 物流業者 輸入者バイヤー

国内外の商社等と連携した

大規模輸出産地 食品加工事業者

海外の現地販売事業者

サプライチェーン構築の課題解決実証

複数産地・品目の共同集出荷など
 現地ニーズを踏まえた
 輸出産地・事業者間の連携

機器導入を通じた
 コールドチェーンの確立

現地消費者向けの
 テスト販売

戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業のうち
食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業

令和9年度予算概算要求額 40百万円（前年度 3百万円）

＜対策のポイント＞

輸出の拡大に繋がる海外現地での多店舗展開や事業拡大を図る、輸出事業計画等の認定を受けた事業者が、官民金融機関から調達する融資に対して、金利負担の軽減を行います。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

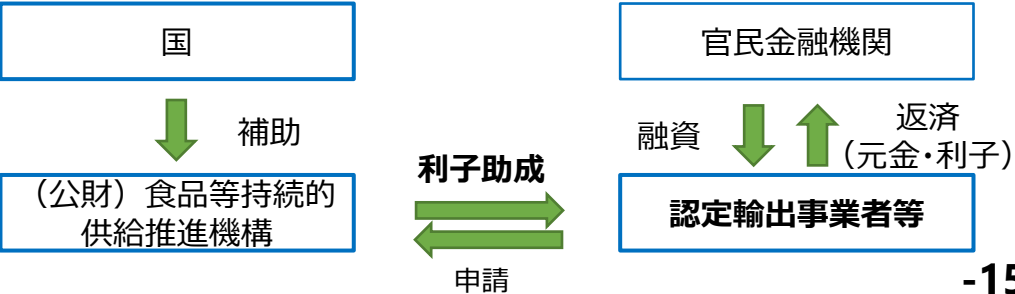
事業の趣旨

本格的な事業拡大に向けた投資に係る事業者の資金調達（自走化）を後押しするため、施設の整備等に必要な資金に係る官民金融機関からの融資について、その金利負担の軽減を支援します。

事業の要件等

- 支援対象者：海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等を行う認定輸出事業者等
- 支援内容について
助成率：最大2%まで（貸付利率が2%未満の場合はその利率が上限。）
助成期間：貸付当初から最長5年間

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



支援対象となる取組例	
①物流・保管	海外での冷蔵・冷凍物流倉庫の設置
②加工・製造拠点	現地での食品加工・製造工場、パッケージング施設の整備
③販売・外食・小売展開	フランチャイズ・直営店舗の内外装、厨房設備
④共通の関連投資	現地法人設立に伴う土地・建物の取得や賃借に係る初期投資

【過去の採択事例】

- ・動物検疫対応倉庫への集約と現地での商品貯蔵倉庫の整備による物流効率化
- ・鮮度保持包装の導入による賞味期限の延長とロス低減、販売先の拡大
- ・産地連携による安定供給と百貨店・量販店への店舗展開

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

令和9年度予算概算要求額 6,128百万円（前年度 123百万円）

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

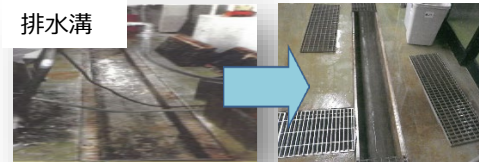
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

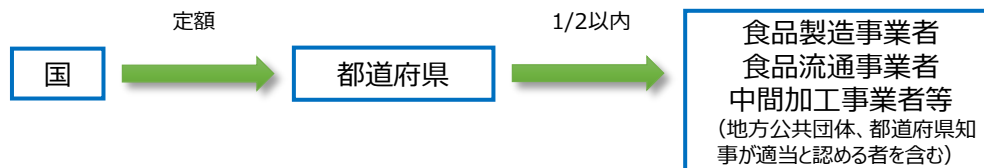


厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。

<事業の流れ>



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2375)

<対策のポイント>

広域流通に対応できる産地の形成を図っていくため、産地間、産地・消費地間の連携（オーガニックブリッジ）や広域流通に向けた生産拡大、共同流通・加工体制の構築に向けた取組等を支援します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 産地間連携や産地拡大への支援

広域流通に向けた共同生産・集出荷体制の構築や有機農産物の流通量増加に対応できる広域流通拠点の確保や流通実証の取組、大ロット化に向けた生産拡大の取組、有機農産物を使った加工品の商品開発や商談会の開催による販路開拓への取組等を支援します。

2. 産地と消費地の連携支援

消費地における有機農業に対する消費者の理解増進に向けた取組や、消費地と連携した農業体験会の開催、有機農産物の消費拡大に向けた取組等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

<事業イメージ>

産地間、産地・消費地間連携（オーガニックブリッジ）

消費地

- ・農業体験会
- ・食育イベント
- ・学校給食での利用
- 等

産地A

産地B

共同生産・出荷体制

- ・広域流通に向けた検討（規格統一等）
- ・規格統一等栽培技術の実証・普及
- 等

共同流通・加工体制

- ・広域流通拠点の確保
- ・有機農産物を使った加工品の商品開発
- 等

小売・飲食店

輸出

加工事業者

販路の多様化

広域流通の拡大

広域流通に対応できる産地の形成

<事業の流れ>



<対策のポイント>
有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）
- スマート農業技術を活用した面積の割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大
有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
（自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等）
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
（ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機農産物を使った加工品の開発等を通じた販路拡大等）

【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること 等の全ての要件を満たすこと

<事業イメージ>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

生産

スマート農業技術等の導入・活用

自動走行農機 ロボット草刈機 高能率水田除草機・抑草ロボット 等

加工

加工品の試作、有機JAS対応加工設備の導入・活用

流通・販売

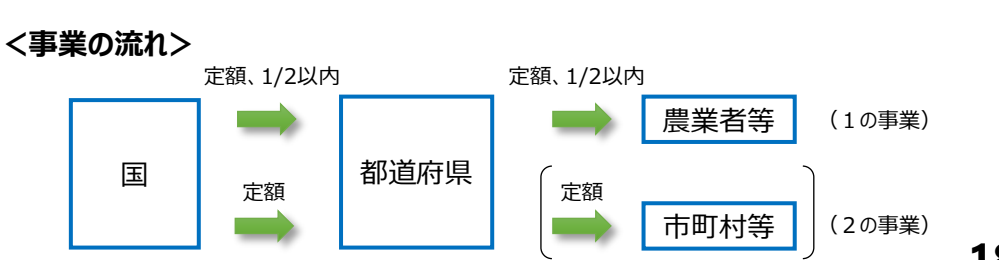
専用保管設備、スマート選別機等の導入

有機農業の更なる拡大

生産面における効率化、省力化

流通体制の効率化、加工品開発等による販路拡大

2. 有機農業拡大支援
1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。



＜対策のポイント＞

食料システム法に基づく食品等事業者の事業活動を促進するため、「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を通じて、地域のコンソーシアム等の設置や課題検討・マッチング会での食品等事業者と農林漁業者等と連携や新規プロジェクト創出への助言などの伴走支援等を行いつつ、新たなビジネスの創出や地域の食材の安定利用の拡大等の地域内連携、広域的な産地連携の取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000件〔令和12年度まで〕）
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

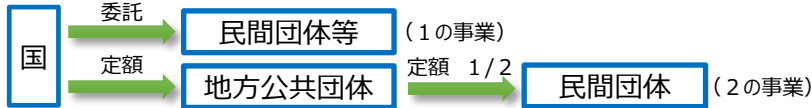
1. 地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業 51百万円（前年度 24百万円）
食料システム法に基づく計画認定制度を活用した持続可能なビジネスモデルの構築の取組を支援するため「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」の設置・運営・情報発信を行うとともに、食ビジネスプランナー※の派遣により、プロジェクト企画立案の事業計画の検討まで、ビジネス観点から具体的なプロジェクト掲載を支援する他、専門家による伴走支援や異分野のマッチング支援を行います。

※食ビジネスプランナー：中小企業診断士などの事業計画策定を支援する専門家を想定

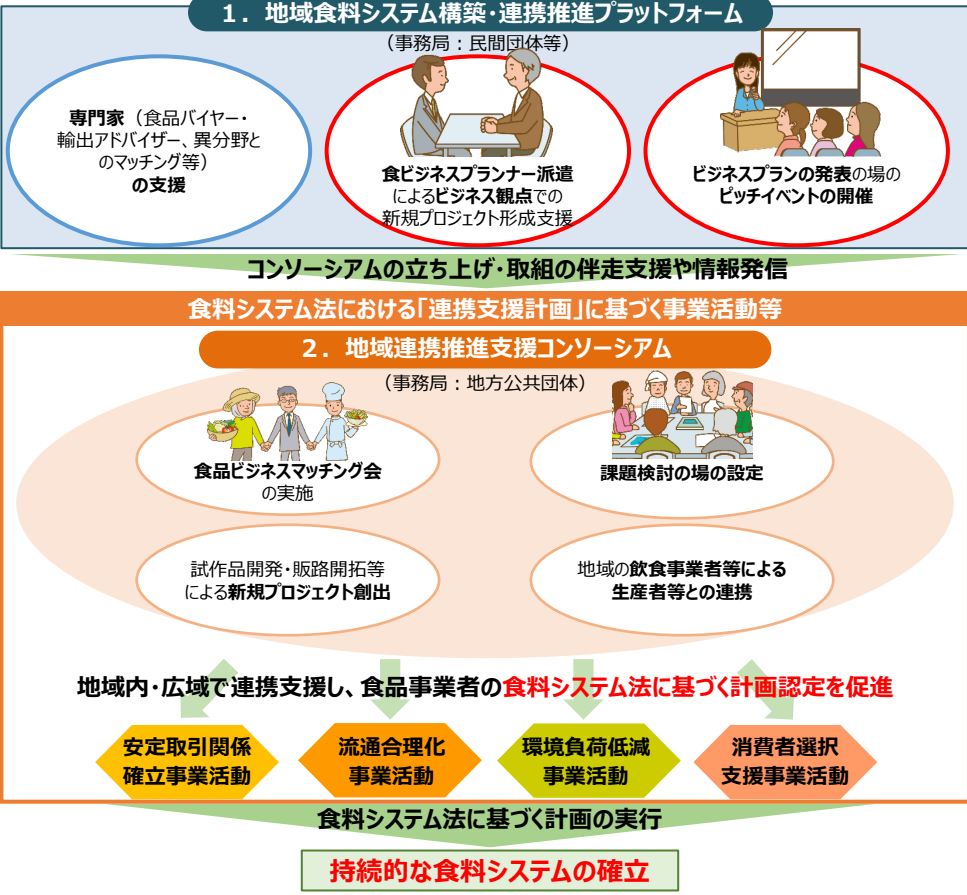
2. 地域型食品企業等連携促進事業 121百万円（前年度 56百万円）
① 地域食料システムプロジェクト推進事業
都道府県や市町村が行うコンソーシアム設置、食品事業者・農林漁業者と関連業種の連携等による新たな食品ビジネス創出のための課題検討やマッチング会の実施等を支援します。

② 新規プロジェクト支援
新たなビジネスを創出するプロジェクト（試作品開発・販路開拓等）や食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等による協調事例を生み出す取組、地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

「新たな国際標準戦略」に基づき食料・農林水産業における戦略的な国際標準化・標準活用を着実に推進するため、標準化ニーズ・シーズに基づく標準化検討、国際標準化に必要な体制整備（標準エコシステム構築、認証機関の強化等）、優良事例の横展開や海外へのJAS普及に取り組みます。

＜事業目標＞

戦略的な国際標準活動の実施により、フードテックの需要創出・市場確保・社会実装を推進

＜事業の内容＞

1. 食料・農林水産業領域に係る国際標準戦略の推進 120百万円(前年度 4百万円)

- ① フードテック等の食料・農林水産業分野における国際標準化を促進するため、**標準化ニーズ、優良事例及び海外の標準化動向等を調査**します。
- ② フードテック等の新規食品等について、JAS活用や国際標準化に向けた**戦略検討、標準化ロードマップ作成及び規格原案作成等**を行います。
- ③ 我が国主導による国際規格の制定等に向け、**ISO等での議論への参画、関係者間の合意形成、海外機関との調整等**に取り組みます。

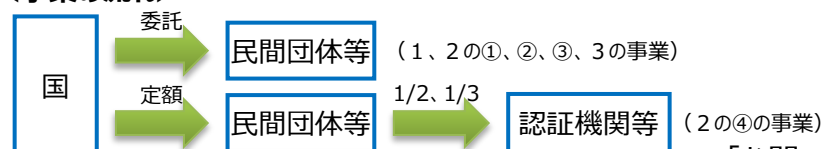
2. 国際標準戦略に対応した体制整備 71百万円(前年度 -)

- ① **標準化人材の育成・ネットワーク構築等**に取り組み、標準エコシステムの構築を目指します。
- ② フードテック等の新たに制定される新規格の認証業務を担えるよう**認証機関の実態調査**を行い**認証体制の強化に向けた検討**を行います。
- ③ 国内認定機関の**国際的な枠組みの場への参加**や**国際相互承認に関する動向を調査**し、国際的に通用する認証体制の整備を推進します。
- ④ 有機JASの拡大に向け、**有機JAS認証継続、認証人材育成**を支援します。

3. JAS等の規格の国内・国際普及による戦略的な活用促進 9百万円(前年度 8百万円)

有機同等性活用や輸出に貢献する**JAS等の国際的認知向上、優良事例の横展開**を図るため、セミナー・展示会等の**普及活動**に取り組み、JAS等の戦略的活用を促進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 食料・農林水産業領域に係る国際標準戦略の推進



2. 国際標準戦略に対応した体制整備



3. JAS等の規格の国内・国際普及による戦略的な活用促進



持続可能な食品等流通総合対策事業

令和9年度予算概算要求額 2,405百万円（前年度 420百万円）

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対し、物流効率化・取引適正化の制度整備を後押しとして対応を進めるとともに、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む①標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携及び広域連携に向けた標準システムの実装、ラストワンマイル配送の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築や、③中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化等を支援します。

<事業目標>

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）等

<事業の内容>

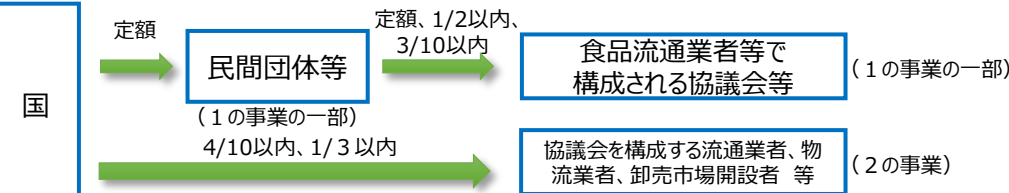
1. 持続可能な食品等流通対策事業 1,411百万円（前年度 420百万円）

- ① 物流生産性向上・食品アクセス推進事業
標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携及び広域連携に向けた標準システムの実装、モーダルシフト等の取組やAIロボティクス等物流の効率化に必要な設備・機器等の導入、ラストワンマイル配送等の取組を支援します。
- ② 輸出物流構築対策事業
最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した効率的な輸出物流を構築する取組、デジタル化、AIロボティクス等に必要な設備・機器の導入等を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信等を行います。
- ③ 推進事業
関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。また、産地や業界等の課題の状況に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 中継共同物流拠点施設整備事業 994百万円（前年度 - ）

中継輸送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室 (03-6744-2389)
(2の事業) 卸売市場室 (03-6744-2059)

<事業イメージ>



<対策のポイント>

産地の出荷体制の高度化・効率化に対応した農産物等のサプライチェーン全体の物流効率化や、「海外から稼ぐ力」を強化すべく農林水産物・食品の輸出を促進するため、**卸売市場の再編集約・合理化・高度化のための施設整備**を支援します。

<事業目標>

- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円 [令和12年まで]）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 卸売市場の再編集約

老朽化した卸売市場の再編集約に必要な**施設の整備、既存施設の解体、撤去、廃棄、整地**を支援します。

2. デジタル化・省力化による卸売市場の合理化

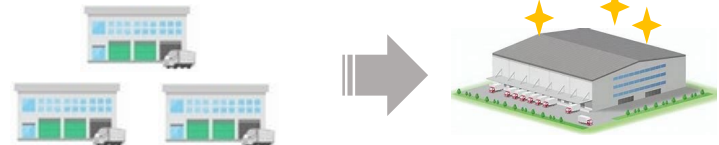
トラック予約システム、納品伝票の電子化・データ連携システム、自動フォークリフト（AGF）、自動搬送車（AGV）等、**デジタル化・省力化に必要な機械設備の導入**と併せて行う老朽化した**卸売市場の施設整備**を支援します。

3. 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

フラッグシップ輸出産地等との連携により輸出拡大を図るため、輸出先国までに一貫した**コールドチェーンシステムの確保に資する施設**や**輸出先国が求める品質・衛生管理基準等を満たす高度な施設整備**を支援します。

<再編集約・合理化のイメージ>

- ・複数の既存施設を廃止し、集約して新規に卸売市場を設置



- ・デジタル化・省力化に必要な機械設備を導入する卸売市場の再整備



AGV（自動搬送車）の導入

インターネット取引システムの導入

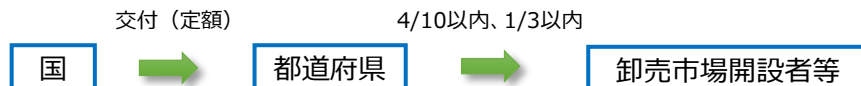
<輸出拡大に向けた卸売市場の高度化のイメージ>

コールドチェーン対応卸売市場施設



高度な温度管理が可能な施設を整備することで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムを確保

<事業の流れ>



<対策のポイント>

世界に向けて発信力を持つ食に特化した地域づくりのため、地域の食文化を生かしたインバウンド消費の拡大に資する「食文化産業中核拠点」の創出に向けたフィージビリティ調査、戦略策定や国内外への情報発信等を行います。

<事業目標>

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食文化産業中核拠点創出事業

225百万円（前年度－）

「食文化産業中核拠点」の創出のため、以下の取組を実施します。

- ① 誘客の観点でのフィージビリティ調査（地域の食材・食文化の魅力の発掘、取組の経済的持続可能性の評価）を行います。
- ② 外食事業者や地方自治体の他、食関連産業、観光、伝統工芸、IT、デザイン、金融等の分野横断的な事業者・人材が連携した体制づくりを行います。
- ③ 地域の食資源や食文化を自然科学・人文科学に基づき分析・検証し、データや理論に基づくインバウンド誘客戦略を策定します。
- ④ 世界のトップシェフが参加する国際会議の誘致・開催など、食文化産業中核拠点に係る国内外への情報発信を行います。

2. インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

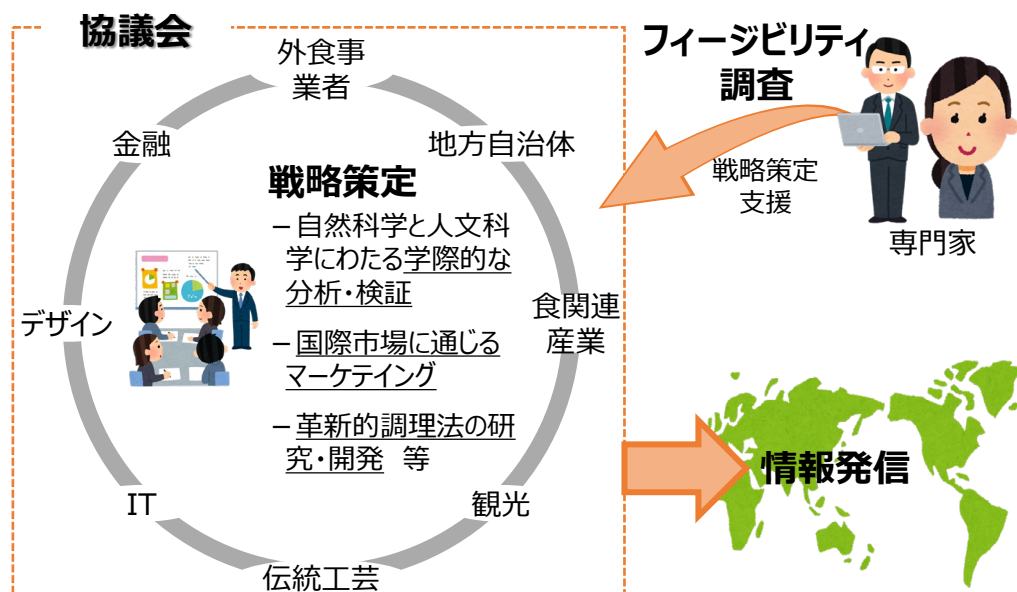
10百万円（前年度－）

外国人旅行者の日本の食・食文化等への要望を満たすよう発信方法の見直しなど地域の磨き上げを行います。また、JNTO等と連携し、日本産食材と地域の食文化、歴史、景観などについて、一体的な情報発信を行います。

<事業の流れ>



1. 食文化産業中核拠点の創出



2. インバウンド地方誘客・食関連消費拡大（SAVOR JAPAN）の促進

地域の食、農林水産業の魅力でインバウンド誘客、食関連消費拡大のための取組を実施

- ・ 農山漁村に長期滞在する外国人旅行者の食等に関する要望に応じた地域の磨き上げ、一体的な情報発信



＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

＜政策目標＞

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔令和32年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔令和12年度まで〕） 等

＜事業の内容＞

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

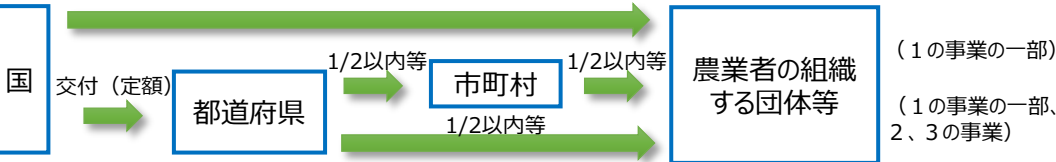
国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進に必要な施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

定額、1/2以内



＜事業イメージ＞

1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金）

食料システム構築計画のイメージ

・助成対象：整備事業（農業用施設）
ソフト支援（農業用機械、実証等）
・補助率：定額、1/2以内

【拠点事業者】
農業法人、食品企業等

【連携者】
農業者、農業者団体、
輸出事業者等

作成

食料システム構築計画（3年）
新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

【①生産安定・効率化機能】
ソフト：新技術の栽培実証
ハード：高度環境制御栽培施設 等

拠点事業者
+
連携者

【②供給調整機能】
ソフト：出荷規格の実証
ハード：集出荷貯蔵施設 等

【③実需者ニーズ対応機能】
ソフト：GAPの導入
ハード：農産物処理加工施設 等

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金）

・助成対象：農業用の産地基幹施設
・補助率：1/2以内等

優先枠の設定
物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援

重点政策の推進
2.①のメニューとは別枠で**国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成**といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備

3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金）

・助成対象：卸売市場施設
共同物流拠点施設
・補助率：4/10以内等

【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（3の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

＜政策目標＞

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

＜事業の内容＞

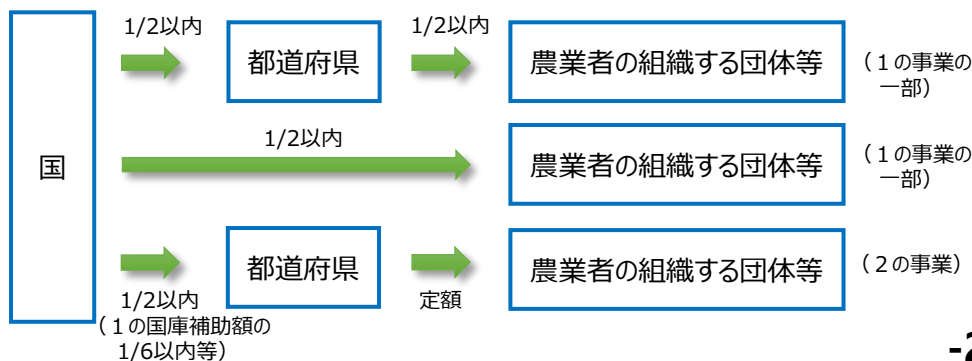
1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

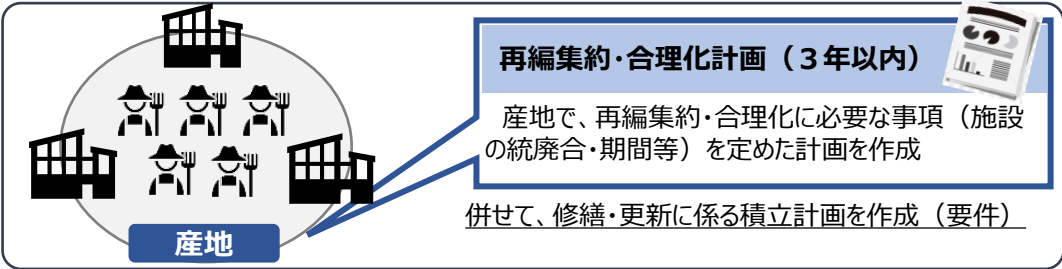
2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、その費用の一部を支援します。

＜事業の流れ＞

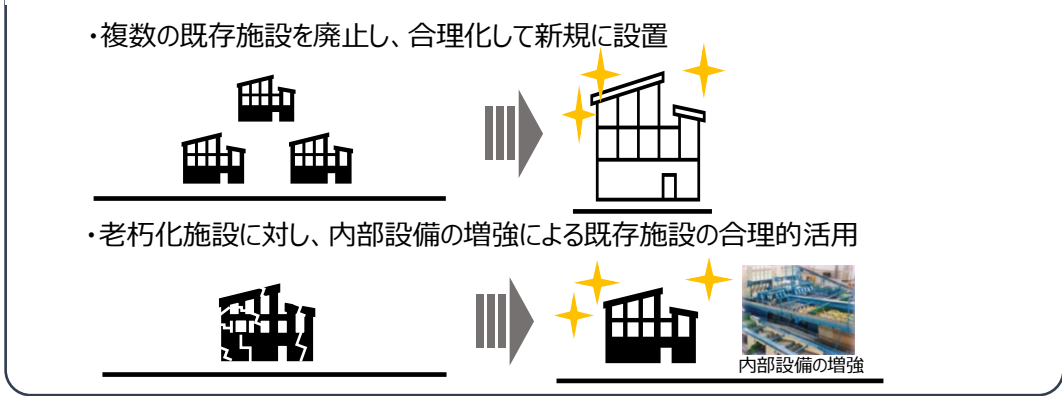


＜事業イメージ＞



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

＜再編集約・合理化のイメージ＞



農業の構造転換を実現

＜対策のポイント＞

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業における優先採択と併せて**総合的に支援**します。

＜政策目標＞

- 加工・業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の全体像＞

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合については、優先的に事業を実施することができます。

＜主な支援メニュー＞

野菜・果樹・花き 養蜂 茶・薬用作物 畜産 等	・ 時代を拓く園芸産地づくり支援 ・ 果樹農業生産力増強総合対策 ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 ・ 養蜂等振興強化推進 ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ・ 乳製品国際規格策定活動支援 等	農業者等向け事業 ○ 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。 [品目] ・ 野菜・果樹・花き ・ 養蜂 ・ 茶・薬用作物 ・ 畜産 等	都道府県向け事業 ○ 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。 [メニュー] ・ 国際水準GAP普及推進 ・ 持続可能性配慮型畜産推進（アニマルウェルフェア・高度な生産工程管理）
農作業安全 GAP 等	・ GAP拡大推進加速化 ・ 農作業安全総合対策推進 等		

持続的生産強化対策事業のうち
果樹農業生産力増強総合対策

令和9年度予算概算要求額 6,128百万円（前年度 5,556百万円）

＜対策のポイント＞
国内外の需要に応えられていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等**の取組を支援するほか、**産地の構造転換に向けたモデル実証**や**気候変動への適応対策**、**苗木の供給力強化**等の取組を支援します。

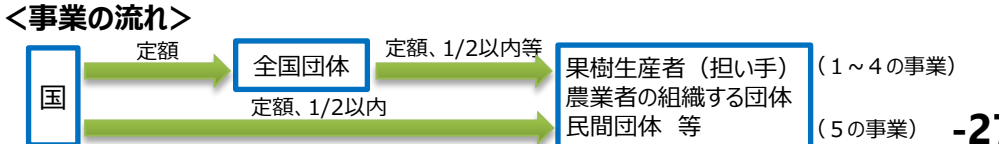
＜事業目標＞
果実の生産量の拡大（245万t〔令和5年度〕→256万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 省力的な樹園地への改植・新植等支援
省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。また、クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木の改植による樹園地の再生を支援します。
- 2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援
果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、果樹型トレーニングファーム（TF）の整備や、技術指導・管理等に要する経費を支援します。
- 3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援
省力的な苗木生産体制の整備や、契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。
- 4. 国産果実の流通加工への支援
未利用果実の活用に向けた栽培実証、出荷・流通体制の構築、加工品の試作等の取組や既存の加工・業務用産地の体制強化に向けた経営分析、栽培様式・流通の改善、加工技術の改善・開発等の取組を支援します。

- 5. 産地の構造転換に向けたモデル実証への支援
生産性を大幅に向上させる生産供給体制モデルや、高温等に対応した栽培体系への転換を図る気候変動対応モデル、苗木の需要動向に対応し、安定的かつ効率的に苗木を生産・供給できる苗木生産供給体制モデルを構築する取組を支援します。



省力的な樹園地への改植・新植等

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)
慣行栽培	23 (21) 万円/10a	17 (15) 万円/10a
未収益期間対策	22万円/10a(4年分)※ ※ クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木を他品目（非寄主植物）に転換する場合は、25万円/10a（幼木管理経費）	

新たな担い手の確保・定着の促進

果樹型TF

・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、園地を研修終了後に継承

＜支援内容＞

- ・果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）
- ・果樹型TFの管理（技術指導・管理等の経費）

産地の構造転換に向けたモデル実証

生産供給体制モデル実証

- ・ニーズに応じた作業合理化（日常使い品の省力的生産など）
- ・加工や業務用果実の生産 等

気候変動対応モデル実証

- ・品種構成の見直し
- ・品目の見直し 等

苗木生産供給体制モデル実証

- ① 苗木の需要動向調査
- ② 地域全体の生産計画の策定
- ③ 産地による苗木の効率的生産 等

・生産性の大幅な向上

・栽培マニュアルの策定

・苗木の供給力強化

【お問い合わせ先】
（1～3、5の事業） 農産局果樹・茶グループ 園芸作物課
（4の事業） （03-3502-5957）
（03-3502-5958）

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

令和9年度予算概算要求額 1,274百万円（前年度 1,150百万円）

＜対策のポイント＞

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

- 茶の生産量の維持（7.5万t〔令和5年〕→7.5万t〔令和12年まで〕）
- 茶の輸出額の増加（364億円〔令和6年〕→810億円〔令和12年まで〕）
- 薬用作物の栽培面積の拡大（573ha〔令和4年〕→700ha〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物等の地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術や経営の指導、需要拡大等を行うための取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

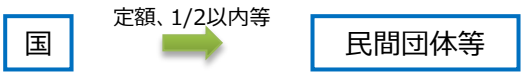
改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培等への転換、中山間地域における付加価値向上のための簡易な園地整備、実証ほの設置等を通じた生産体制の確立、栽培・衛生管理体制の構築、農業機械等の改良・リース導入、加工・調製作業の外部化、消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、消費者等の理解促進等の取組を支援します。

また、栽培面積・生産量が減少傾向にある茶について、リタイア園地等の担い手への円滑な継承のための園地整備（土壌改良等）、新たな担い手の確保・定着のための茶型トレーニングファームの取組を支援します。

3. 甘味資源作物等の支援

でん粉原料用いもの適正生産技術等の実証、でん粉の品質向上や衛生管理の高度化に資する品質管理機器等の整備、作業受託組織・担い手の育成・強化に資する生産体制実証などさとうきびの持続的生産体制の構築に必要な取組、労働生産性向上を図る農業機械の導入等を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（茶、薬用作物等） 農産局果樹・茶グループ （03-6744-2194）
（甘味資源作物等） 地域作物課 （03-3501-3814）

＜事業イメージ＞

1. 全国的な支援体制の整備

全国組織等



マッチング



機械・技術の改良



技術・経営指導



需要拡大

2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化



茶の改植や有機転換等



実証ほの設置

② 需要の創出



継承茶園の整備



ニーズ把握



抹茶原料等の生産に向けた栽培転換



栽培マニュアルの作成



茶型トレーニングファームの整備



商品開発

加工・業務用野菜の国産シェア奪還

令和9年度予算概算要求額 725百万円（前年度 338百万円）

＜対策のポイント＞

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通・販売方式の変革や作柄安定技術の導入、産地における革新的な一次加工機械・鮮度保持技術の導入、施設園芸の総合的なマネジメントができる経営人材の育成等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組等を支援します。

＜事業目標＞

加工・業務用野菜の国産切替量（32万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

時代を拓く園芸産地づくり支援

1. 国産野菜周年安定供給強化事業

加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。（助成単価:15万円/10a（定額））

※高温、渇水等による被害や影響の回避・軽減のための取組、産地における一次加工機械の導入等の取組を優先的に支援。

2. 野菜産地加工技術等導入支援事業

実需者ニーズに応じた野菜の周年安定供給に向けて、たまねぎの皮むき機の導入など産地における一次加工機械や鮮度保持技術の導入等を支援します。

3. 国産野菜供給体制づくり支援事業

国産野菜の周年安定供給に資する生産者、実需者等を繋ぐマッチング等の全国的な取組に係る経費を支援します。

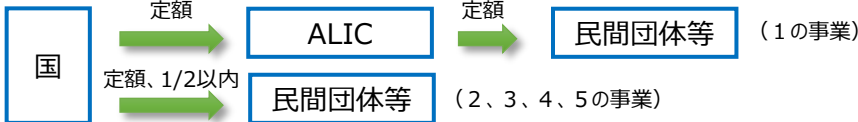
4. 青果物流通合理化支援事業

サプライチェーンの連携強化に向けた生育予測・集出荷システム等の導入・連携、流通業者等の受入体制に合わせた出荷規格の見直し等の実証を支援します。

5. 施設園芸新技術等展開推進事業

施設園芸の事業計画から栽培管理、運営、販売に至る一連のプロセスを総合的にマネジメントできる経営人材の育成、施設園芸事業者の経営実態調査・分析や先進事例の横展開、植物工場システムの標準化の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

安定的な生産・出荷に取り組む産地への支援

＜生産・流通・販売方式の変革＞



- 加工適性や高温耐性の高い品種の導入
- 農業用機械、大型コンテナの導入
- 予冷库の利用等

＜作柄安定技術の導入＞



- 排水・保水対策
- 病害虫防除対策
- 地温安定対策等

一次加工等に取り組む産地への支援

＜一次加工機械等の導入＞



- たまねぎの皮むき機やキャベツの芯抜き機、鮮度保持設備の導入
- 加工及び衛生管理に係る研修受講、衛生関係資材等

周年安定供給のための体制づくりへの支援

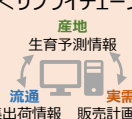
＜マッチングイベントの開催、フォローアップ＞



- 生産者・実需者のニーズ把握、イベントと併せたセミナーや意見交換の実施
- マッチング後における取引手順、契約書類作成等に係る助言・指導

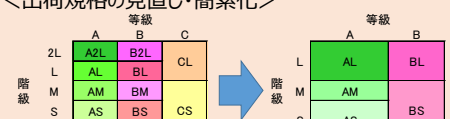
青果物の流通合理化への支援

＜サプライチェーン内の連携強化＞



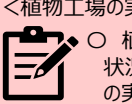
- サプライチェーン内のデータの有効活用
- 情報共有体制の合理化

＜出荷規格の見直し・簡素化＞



施設園芸新技術等展開推進への支援

＜植物工場の実態調査＞



- 植物工場の経営状況や海外展開等の実態を調査

＜施設園芸の中核人材育成＞



- 総合的なマネジメントできる経営人材の育成

＜植物工場システムの標準化に向けた検討＞



- 植物工場システムの比較検討に資する、標準的な評価項目及び評価方法を整理等

実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立

【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課（03-3501-4096）

＜対策のポイント＞

国内外の高い需要に応えきれない果樹と茶の生産量の維持・拡大を図るため、参入企業や実需等と連携して生産拡大を図る産地による省力樹形・多収品種等への大規模改植・新植や園地整備、果樹の高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入、茶の輸出向け栽培等への転換等を支援します。

＜事業目標＞

- 果実の生産量の拡大（245万t〔令和5年度〕→256万t〔令和12年度まで〕）
- 茶の生産量の維持（7.5万t〔令和5年〕→7.5万t〔令和12年まで〕）
- 茶の輸出額の増加（364億円〔令和6年〕→810億円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

国内外の高い需要に応えきれない果樹と茶の生産について、企業の参入や産地と実需等との連携による生産量の飛躍的な拡大を図るため、「果樹・茶生産飛躍的拡大プロジェクト」として認定された取組について、省力樹形や多収品種等への大規模な改植・新植や、園地整備等を支援します。

1. 果樹の生産拡大に向けた取組への支援

- ① 省力樹形等への大規模改植・新植
省力樹形等への大規模改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。
- ② 小規模園地整備・設備の導入支援
省力樹形等の導入や生産性の向上等に必要となる園内道の整備や傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備等の設置を支援します。
- ③ 高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援
遮光ネット、土壌被覆資材、細霧冷房等の高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入を支援します。

2. 茶の生産拡大に向けた取組への支援

- ① 多収品種等への大規模改植・新植
多収品種等への大規模改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。
- ② 輸出向け栽培技術の導入支援
海外需要の高い有機栽培や抹茶向けの被覆栽培等への転換に必要な資材費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

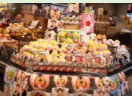
果樹・茶生産飛躍的拡大プロジェクト

- 1. 生産量の飛躍的な拡大を目指す経営体・産地
 - 企業の参入・投資により生産から輸出等まで手がける大規模経営体
 - 実需等と生産・販売・加工・輸出等の面で連携して生産量の大幅な拡大を図る産地

- 2. 「果樹・茶生産飛躍的拡大計画」の作成・認定
取組主体（企業・産地）が作成する計画を国が認定
 - 産地の目指す姿・将来目標
 - 実需等との連携内容（生産・販売・加工・輸出等）
 - 実需等との連携内容を踏まえた生産拡大方針 等



実需との
安定的取引



輸出先の
確保

- 3. 果樹・茶の飛躍的生産拡大
 - 省力樹形・多収品種等の大規模改植・新植
 - 国内需要の変化に即した品種・品目の生産拡大
 - 輸出先国のニーズに合った生産の拡大



省力樹形の
大規模導入



多収品種の
大規模導入

※果樹・茶生産飛躍的拡大事業において支援

需要に応えられる果樹・茶の生産体制の実現
我が国の果樹農業と茶業の更なる成長産業化

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち
米・米加工品輸出拡大総合対策事業

令和9年度予算概算要求額 3,100百万円（前年度200百万円）

<対策のポイント>

日本産米・米加工品・米粉の更なる輸出拡大に向け、**現地系商流の獲得・拡大**や**パックご飯**など付加価値の高い商品の**需要拡大**など**海外需要の開拓**に向けた取組や、**米・米加工品の輸出拠点の整備**など**供給力の強化**に向けた取組を支援します。

<事業目標>

「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の輸出の拡大（922億円（35.3万トン）〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 海外需要開拓・商流構築等に向けた挑戦的・実証的な取組への支援
1,200百万円（前年度200百万円）

海外需要の開拓のため、現地系商流の獲得・拡大、パックご飯、冷凍米飯・寿司、米粉・米粉製品など付加価値の高い商品の輸出拡大などに向けた以下の取組に対して支援します。

- ① 輸出事業者等による需要開拓等に向けた挑戦的・実証的な取組
- ② 産地が安定供給するための取組
- ③ 海外規制に対応する取組
- ④ 需要開拓から生産・製造・物流等の供給力強化までを一体的に進める取組

2. 輸出拠点の供給力強化に向けた施設整備等への支援
1,900百万円（前年度 - ）

拡大する海外需要に対応できるよう、安定供給を担う大規模な輸出拠点の育成・強化に向けた施設整備等を支援します。

- ① 米・米加工品の輸出拠点整備
- ② 米粉の輸出拡大のためのノングルテン認証などの認証施設整備等

<事業の流れ>

国

定額、1/2以内

民間団体等

<事業イメージ>

○ 海外需要開拓等に向けた挑戦的・実証的な取組への支援

① 輸出事業者等による需要開拓等に向けた挑戦的・実証的な取組

・市場リサーチやテストマーケティング

・現地系スーパーの総業に使用する米を日本産米に転換するための取組

・付加価値の高いパックご飯、冷凍米飯・寿司、米粉等のプロモーション

② 産地が安定供給するための取組

事業実施主体

輸出事業者と有望な産地のマッチング

・輸出事業者と有望な産地の継続的に安定供給できるかの検証

③ 海外規制に対応する取組

・残留農薬・重金属検査

・海外実需者が求める国際認証取得への対応

④ 需要開拓から生産・製造・物流等の供給力強化までを一体的に進める取組

【生産】【物流】【輸出入】【物流】【販売】

商社等を介して連携

産地製造者 海外の実需者

・プロモーションと物流トライアル等を同時に行う実証

・需要開拓と併せて行う、海外における米関連機械の導入

海外需要の開拓

○ 輸出拠点の供給力強化に向けた施設整備等への支援

① 米・米加工品の輸出拠点整備

・輸出向けの精米・低温保管施設、パックご飯等の製造ライン、冷凍設備等の整備

② 米粉の輸出拡大のためのノングルテン認証などの認証施設整備等

・ノングルテン認証やグルテンフリー国際認証に対応した施設整備や認証の取得・広報

供給力の強化

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

令和9年度予算概算要求額 18,188百万円（前年度 2,530百万円）

＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

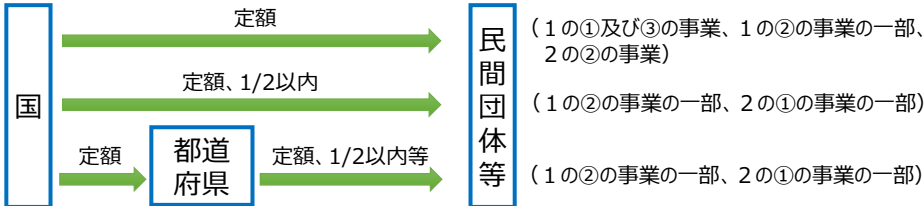
1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- ①スマート農業技術と産地の橋渡し支援
スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
- ②農業支援サービスの育成加速化支援
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。
- ③農業支援サービスの土台づくり支援
サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- ①スマート技術体系転換加速化支援
スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。
- ②全国推進事業
スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良
- 農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）
 - ・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）
 - ・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援（ハード）
- 農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

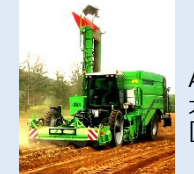
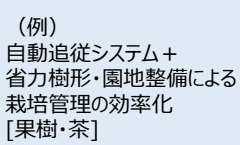
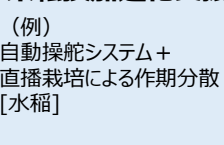


（例）
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- スマート技術体系転換加速化支援
 - （例）自動操舵システム＋直播栽培による作期分散〔水稻〕
 - （例）AI選別＋大型機械による一斉収穫・選別〔畑作物〕
 - （例）自動追従システム＋省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化〔果樹・茶〕
 - （例）高温障害の影響を低減する生育予測システム＋機械による一斉収穫〔露地野菜〕
- 全国推進事業 先進的な取組の横展開



畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業

令和9年度予算概算要求額 22,428百万円（前年度 1,731百万円）

<対策のポイント>

国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を図るため、食肉処理施設等の再編等や合理化、輸出拡大に必要な施設の整備、家畜市場の再編や運用の効率化、乳製品加工施設の合理化・高度化等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の全体像>

1. 食肉等の流通体制の強化

①食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業 等

コンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等や都道府県が計画で定める食肉処理施設の合理化、畜産物の輸出拡大に必要な畜産物処理加工施設（※）の整備等を支援します。

※食肉処理施設、食鳥処理施設、鶏卵処理施設

②先進モデル的食鳥処理施設整備事業

コンソーシアムが取り組むアニマルウェルフェア対応の設備等や省力化のための全自動脱骨ロボット等の導入による食鳥処理施設の整備等を支援します。

③家畜市場再編・持続化支援事業 等

家畜市場の再編に必要な施設整備、設備・機器の更新等や、家畜市場の搬入・搬出用施設の増改築や省力化設備の整備等を支援します。

④肉骨粉利用促進事業

鶏・豚用飼料への利用が再開された牛肉骨粉について、飼料原料等として利用しやすい高品質な肉骨粉の製造に必要な施設整備や機械導入等を支援します。

⑤食肉処理施設機能高度化事業

付加価値の向上に資する高度な加工設備や労働力不足を補完する省力設備等の整備、対米輸出認定施設における放血方法の転換等を支援します。

⑥流通構造高度化の更なる加速化

流通構造高度化の更なる加速化に取り組む事業実施主体に対し、都道府県や市町村が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

2. 生乳の需給調整体制等の強化

生乳需給調整高度化・輸出拡大事業

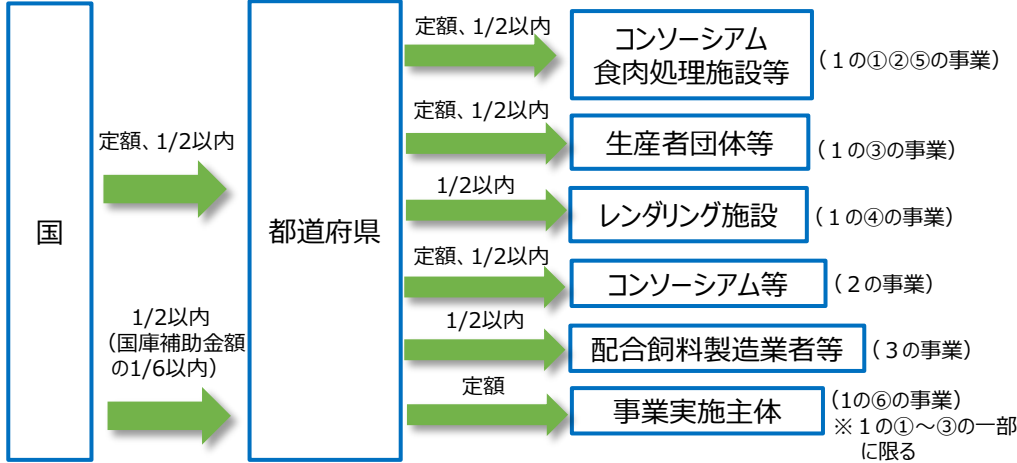
広域の生乳需給調整機能を果たす乳製品加工基幹施設（高次加工を含む）の高度化や貯乳施設の整備、輸出拡大に必要な乳業施設の整備を支援します。

3. 配合飼料の製造体制の強化

配合飼料工場再編整備支援事業

配合飼料工場の再編等に必要な施設整備等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業） 畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
（2の事業） 牛乳乳製品課（03-3502-5987）
（3の事業） 飼料課（03-3591-6745）

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出目標額 5 兆円の達成に向け、畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の育成・設立、コンソーシアムが実施する商談やプロモーション、輸出先国・地域の基準やニーズに対応するための取組等を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して輸出促進活動に取り組む体制（コンソーシアム）の設立、コンソーシアムの育成、コンソーシアムが実施する商談や産地の特色を活かしたプロモーション、本格的な輸出開始に先駆けて行う商流構築のためのマーケット調査、試験輸出等の取組を支援します。

2. 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業

コンソーシアムが実施する輸出先国・地域における基準やニーズに対応するための調査、人材育成、設備導入等の取組を支援します。

3. 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

輸出先国・地域やマーケットの需要に沿った畜産物の品質保持・流通方法等に係る試験・実証の取組を支援します。

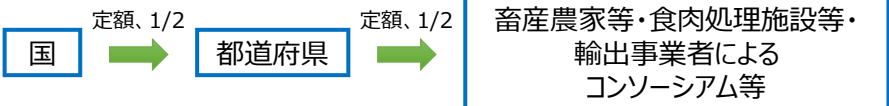
4. 高水準の食品衛生管理、アニマルウェルフェアの推進等に向けた取組支援事業

高水準の食品衛生管理、アニマルウェルフェアの推進等に一体的に対応するための取組を支援します。

5. 先進的畜産生産による付加価値向上の取組支援事業

環境に配慮した飼養による温室効果ガスの削減など、輸出先国・地域のマーケットのニーズに対応するために、畜産農家等や輸出事業者が連携して行うモデル的取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. コンソーシアムの設立・運営



・商流構築
・プロモーション

・マーケット調査
・試験輸出



2. 輸出先国の基準に対応するための取組

研修、調査、相談 設備改良・導入

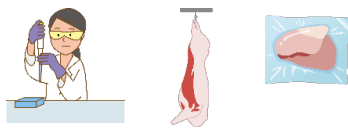


4. 高水準の食品衛生管理や
アニマルウェルフェアに向けた取組

衛生対策 アニマルウェルフェア対応



3. 品質や流通に係る試験・実証



5. 先進的畜産生産による
付加価値向上の取組

環境に配慮した飼養管理等



【お問い合わせ先】

（すべての事業） 畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
（4 以外の事業） 牛乳乳製品課（03-3502-5987）

担い手への農業用機械・施設の導入

令和9年度予算概算要求額 15,431百万円（前年度 4,007百万円）

＜対策のポイント＞

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

＜事業目標＞ [令和12年度まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

＜事業の内容＞

1. 地域農業構造転換支援対策 14,344百万（前年度 2,920百万円）

① 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に
必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

② 新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・
施設の導入等を支援します。

- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
- 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- 成果目標 ※以下から選択
 - ・ 経営面積の3割又は4 ha以上の拡大
 - ・ 付加価値額1割以上の拡大
 - ・ 労働生産性3%以上の向上

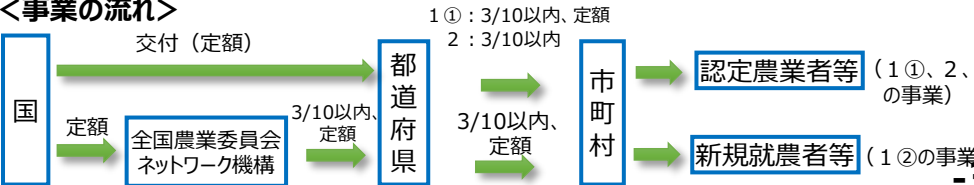
2. 農地利用効率化等支援事業 1,087百万円（前年度 1,087百万円）

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要
な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）

- 補助率：3/10以内
- 補助上限：300万円等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、
地域が抱える課題が明確化

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要
な農業用機械・施設の導入を支援

＜対象となる農業用機械・施設＞

成果目標の達成に直結する農業用機械・施設

（例）

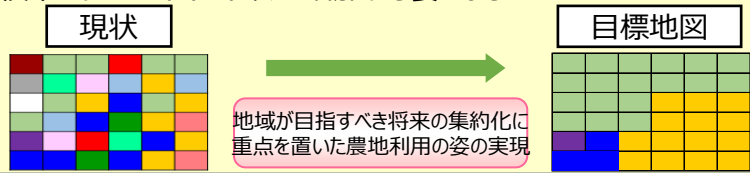


＜対象者＞

地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、
市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

＜対象地域＞

地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が
現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること



地域農業の維持・発展

＜対策のポイント＞

集落営農の連携・合併による効率的な生産・販売体制の確立等を図るとともに、任意組織を法人化し持続可能な経営転換に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

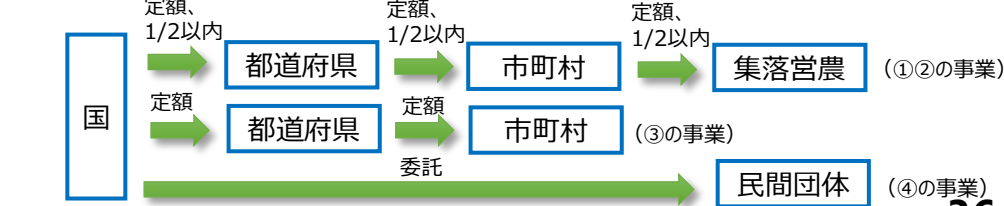
担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

集落営農の連携・合併による収益力強化等に向けた取組（連携促進タイプ）や、法人化による持続可能な経営転換に向けた取組（経営転換加速化タイプ）を総合的に支援します。

- ① ビジョンづくりへの支援（連携促進タイプのみ）
連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。
- ② 新たな取組に対する支援
ア 付加価値向上等による収益力強化の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓など**に取り組む経費
イ 中核となる人材や労働力を確保するための**雇用等に係る経費（賃金等）**
ウ 持続可能な**経営転換（法人化）に必要な経費**
エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費**
- ③ 関係機関によるサポートの取組を支援
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。
- ④ 集落営農経営実態調査
持続可能な集落営農の実態を把握する調査を行います。

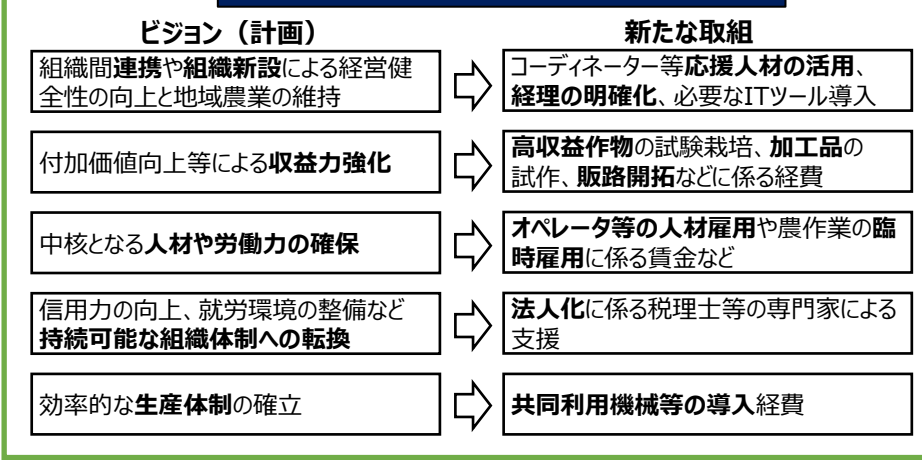
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



課題を乗り越えるための新たな取組（例）



<対策のポイント>

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の**農業生産基盤の整備・保全**を推進します。

<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進します。

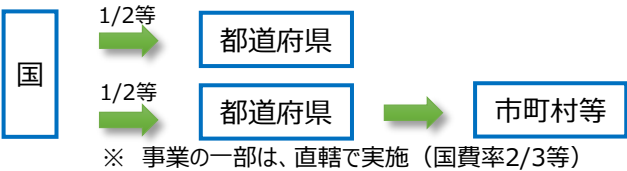
2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により管理作業の省力化を推進します。また、土地改良区等による適切な施設管理を推進します。

3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

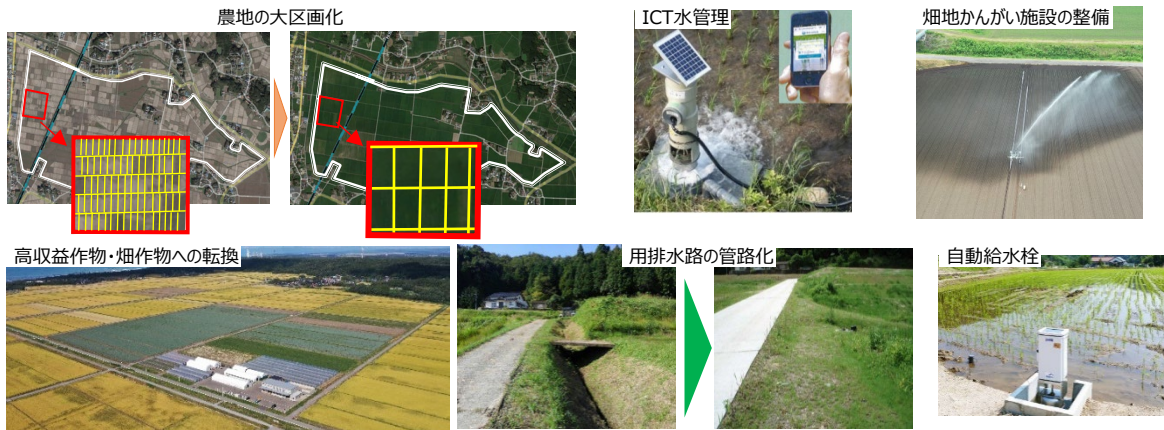
防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進します。また、農業集落排水施設、農道等の強靱化を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理



3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



(注) 上記要求額のほか、事項要求

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6の対策を支援します（複数の対策を組み合わせることも可能）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



大区画化等加速化支援事業

令和9年度予算概算要求額 6,658百万円（前年度 500百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

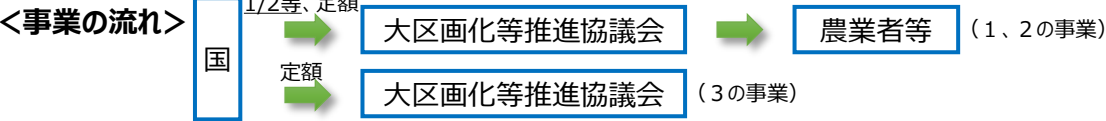
<事業目標>

- 水田の基盤整備（約9万ha）うち、1ha以上の大区画化（約6万ha〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備** ※下線部は拡充内容
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額・定率で支援します。
【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 18万円/10a 等
※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。
- 2. 調査・調整活動等に係るソフト事業**
権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。
【定額上限】300万円/地区
- 3. 大区画化等推進協議会の事務費**
大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。
【定額上限】2,000万円/協議会

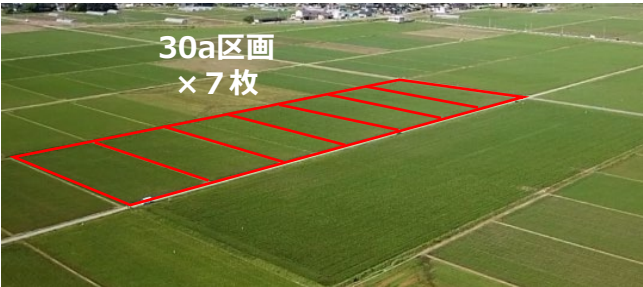
【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 農地の区画拡大を実施すること



※大区画化等推進協議会：各都道府県に1つ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大



畦畔除去



区画拡大イメージ

(注) 上記要求額のほか、事項要求

＜対策のポイント＞

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等の基盤整備**を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備

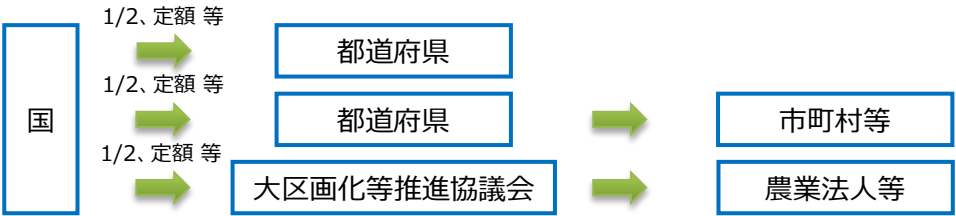


野菜・果樹への転換

【**実施区域**】 農振農用地区域（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）、生産緑地 等
【**実施要件**】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、工事期間原則5年以内 等
【**事業実施主体**】 都道府県、市町村、農業法人 等（大区画化等推進協議会経由含む）

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和9年度予算概算要求額 8,800（－）百万円】

<対策のポイント>

スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた**重点開発目標**に基づき、生産現場において優先度が高く即戦力となる**スマート農業技術の開発・供給の取組**を支援します。

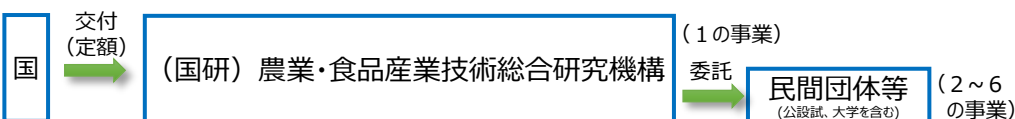
<事業目標>

スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げる技術の実用化割合を100% [令和12年度まで]

<事業の内容>

- 1. 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）**
民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による**品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発**を推進します。
- 2. 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）**
特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく**重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発**を支援します。
- 3. 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発**
中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「**低コスト**」や「**小型化**」等の現場ニーズに基づく**研究開発**を支援します。
- 4. 先行的研究開発支援**
スマート農業技術の研究開発を担う**新たなプレイヤーの参画**を推進するため、特に機動力、アイデアを有する**高専や職業能力開発大学校等が行う民間企業と連携した供給につながる研究開発**を支援します。
- 5. 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進**
開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等による**プロトタイプ段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立**を支援します。
- 6. スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究**
スマート農業技術の導入を推進するため、**導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組**を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、**産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援**します。また、**日本成長戦略に位置付けられた戦略分野における研究**や、**地域未来戦略の実現に資する研究**を支援します。

本事業は、一部の研究タイプを除き、研究コンソーシアム（共同事業体）が研究実施主体となります。

<事業目標>

研究成果の90%以上が、次のステージの研究や農林水産・食品産業の現場において普及・活用〔令和9年度まで〕

<事業の内容>

1. 基礎研究ステージ

① 基礎重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる重要政策上の課題を解決するための技術シーズを創出する研究。

② チャレンジタイプ

新たなアプローチや発想に基づき、技術シーズの可能性を探索・検証する研究。

2. 開発（実用化）研究ステージ

① 開発重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる重要政策上の課題を解決するための研究。

② 「知」の集積と活用場の優良提案支援タイプ

「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム発の優れた技術シーズを基にした研究。

③ 戦略分野タイプ

日本成長戦略に位置付けられた戦略分野（「フードテック」以外の戦略分野を含む。）における研究。

④ 地域未来戦略タイプ

地域未来戦略（地域産業クラスター計画・地場産業成長プラン）の実現に資する研究。

基礎研究ステージ

農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な技術シーズを創出する基礎段階の研究を支援。

基礎重要政策タイプ

・3,000万円以内/年 × 3年以内

チャレンジタイプ

・1,000万円以内/年 × 1年以内
・1機関での応募も可能

※ 優れた研究成果を創出した課題は、移行審査により、次のステージへ優先的に採択。（シームレスな研究開発を推進。）

開発（実用化）研究ステージ

基礎研究等で創出された成果を社会実装する実用化研究を支援。

開発重要政策タイプ

・3,000万円以内/年 × 5年以内

「知」の集積と活用場の
優良提案支援タイプ

・3,000万円以内/年 × 5年以内

戦略分野における研究や地域未来戦略の実現に資する研究を支援。

戦略分野タイプ

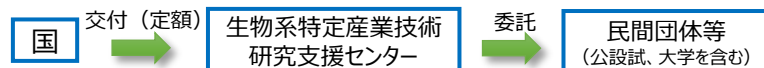
・5,000万円以内/年 × 5年以内
・マッチングファンド方式を要件化

地域未来戦略タイプ

・3,000万円以内/年 × 5年以内

社会実装

<事業の流れ>



- ※1 令和8年度まで設定していた研究タイプの見直しを実施。
 ※2 年度途中で緊急に研究の実施が必要とされる事由が生じた場合、「緊急対応課題研究」を実施。
 ※3 参画する民間企業がマッチングファンド方式を導入する場合には、1次審査時にポイント加算。
 ※4 若手研究者が研究代表者を務める場合には、1次審査時にポイント加算。

【お問い合わせ先】農林水産技術会議事務局研究推進課（03-6744-7044）

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発

令和9年度予算概算要求額 3,300百万円（前年度－）

＜対策のポイント＞

生産性の抜本的な向上を加速化する多収性品種等革新的な特性を持った品種、開発した品種の利用拡大に資する栽培技術、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発について、高精度な分析機器も活用しつつ実施します。加えて、スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、育種現場で簡便に利用できる育種効率化基盤を構築します。また、水稻の生産性の抜本的向上に資する技術の開発により、我が国の食料安全保障の確保に貢献します。

＜事業目標＞

多収化や高温耐性などに資する35品種の育成〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 政策ニーズに対応した革新的新品種の開発 1,900百万円（前年度－）

- ① 今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種の開発
 - ② 品種の利用拡大に資する新品種の栽培技術、省力的な種苗生産技術の開発
 - ③ 切れ目なく品種開発を継続するための育種素材の開発
- を産官学の連携により推進します。

2. より高精度な新品種開発のための分析機器等の整備 730百万円（前年度－）

より精度の高い特性評価等を行うことにより、ニーズに最適となる品種を確実に開発するため、新品種の開発等に必要分析機器等を整備します。

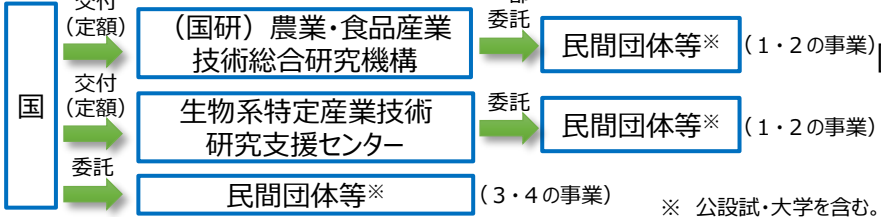
3. 新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築 500百万円（前年度－）

ゲノム情報、AI、遺伝資源等をフル活用し、穀物、野菜、果樹等の新品種開発を加速化できる作物横断的な育種効率化基盤の開発を推進します。

4. 食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発 170百万円（前年度－）

各地域における乾田直播や再生二期作に適した多収品種等を選定するとともに、その能力を最大限に発揮するための極めて低コストな栽培技術を開発します。また、節水型乾田直播の技術評価を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 政策ニーズに対応した革新的新品種開発

- ◆革新的な新品種の開発（多収性、機械作業適性、高温耐性品種など）
 - ◆栽培技術・種苗生産技術の開発
 - ◆育種素材の開発
- 生産性向上等により、食料・農業・農村基本計画のKPI達成に寄与



2. より高精度な新品種開発のための分析機器等の整備

新品種の開発、栽培技術・種苗生産技術の開発、育種素材の開発に必要な分析機器等の整備

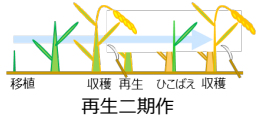
3. 新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築

- スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、多品目に利用できる育種効率化基盤を開発
- ・作物横断的な育種情報データベースの構築
 - ・AI等により最適な交配親の予測や効率的な選抜ができる育種支援ツールの開発
 - ・作物形質の計測を効率化する高速フェノタイピング技術の開発



4. 食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発

水稻の低コスト・多収栽培を可能とする技術を開発し、マニュアルの作成・改訂等により、開発技術を速やかに現場に普及



(1,2,4の事業) 農林水産技術会議事務局 研究統括官（生産技術）室 (03-3502-2549)

(3の事業) 農林水産技術会議事務局 研究開発官 (03-3502-0536)

(基礎・基盤・環境) 室

輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発

令和9年度予算概算要求額 200百万円（前年度－）

<対策のポイント>

海外におけるニーズが高い輸出重点品目について、輸出先国の規制やニーズに対応した栽培・加工技術や、長距離輸送に対応した技術など、**輸出拡大に資する技術を開発し、「海外から稼ぐ力」の強化に貢献**します。

<事業目標>

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で位置づける輸出重点品目の輸出拡大に貢献 [令和12年度まで]

<事業の内容>

海外におけるニーズが高い輸出重点品目である**かんしょ、イチゴ及び茶**における以下の**研究開発を実施**します。

- ・輸出可能な生産量を確保するための**効率的生産体系**（かんしょ、イチゴ、茶）
- ・輸出先国の残留農薬基準に対応した**病害虫防除体系**（イチゴ、茶）
- ・長距離輸送に対応した**長期品質保持体系**（かんしょ、茶）
- ・輸出先国のニーズに対応した有機など高付加価値化に関する**生産・加工技術**（イチゴ、茶）

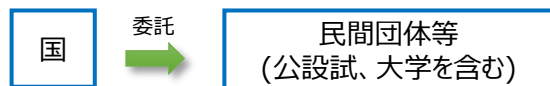


人力による多労なかんしょの移植作業



定型苗の効率的生産体系の確立

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・マニュアルの作成等により、輸出先国の規制やニーズに対応した高付加価値化に関する栽培・加工技術や、長距離輸送時の腐敗の要因となる傷を防止する技術等の**研究開発**を行い、輸出拡大に資する技術を速やかに現場に普及



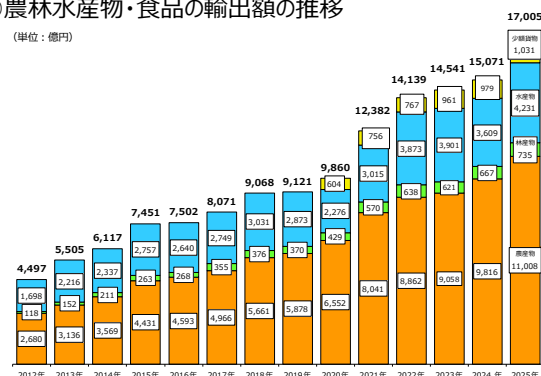
- ・今後成長する**海外の食市場を取り込み**、農林水産物・食品の**輸出の促進を図ることにより、海外から稼ぐ力を強化**

【期待される効果】

- ・海外でのニーズが高く、高付加価値・高品質の作物を安定的に生産
- ・輸出にも対応できる生産量を省力的に生産し、生産コストも低減
- ・長距離の輸送を可能とすることにより、輸出先国を拡大する体制を構築 など

○農林水産物・食品の輸出額の推移

（単位：億円）



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

輸出の拡大



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室 （03-3502-2549）

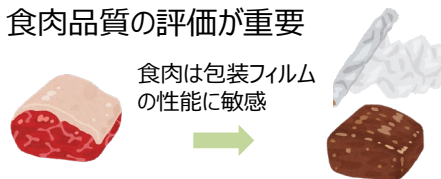
2（1）輸出に向けた食肉用包装フィルム開発を支える評価法の確立【新規】

- EUにおける包装及び包装廃棄物規則（PPWR）により、2030年以降、**リサイクル不可包材を使用した現行の食肉用包装フィルムではEU向け輸出が困難となる**ことから、PPWRに適合した食肉用包装フィルムの早急な開発が不可欠である。
- PPWRが求めるリサイクル性に対応した包装フィルムであっても、従来の包装フィルムと比べて物性や食肉の品質保持性が低下する可能性があり、鮮度劣化が速く、高い品質保持が求められる食肉の輸出に大きな影響を及ぼすおそれがある。
- リサイクル性と品質保持の両立は技術的難易度が高く、個社ごとの対応では2030年のPPWR適用に間に合わないおそれがあることから、**フィルム性能と食肉品質に関する共通の評価法を確立**し、包装フィルム開発を加速することで、EU市場の維持・確保を図る。

目標達成に向けた現状と課題

・PPWRに適合した食肉用包装フィルムの開発には、リサイクル性と保存性能を両立する包装フィルムの適切な評価が不可欠

・食肉は鮮度劣化が速く外観品質が重視されるため包装性能の影響を受けやすく、特に和牛肉では品質劣化が許容されにくいことから、食肉品質の評価が重要



・包装メーカーは食肉品質に関する知見が限られ、評価に時間がかかることに加え、評価方法にばらつきが生じやすい

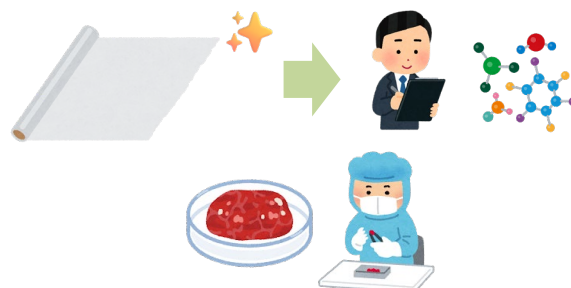
・個社ごとに取り組んでいる包装フィルムの試験・検証を共通化し、開発期間の短縮を図ることで、2030年までにPPWR適合フィルムを確実に開発する必要

必要な研究内容

「リサイクル性」と「食肉の品質・安全性」を両立した包装フィルムの開発を支える評価法の確立

①包装材料の違いに伴う物性（酸素バリア性、密封性等）と、食肉品質（変色、脂質酸化、ドリップ発生等）との関係性を解明

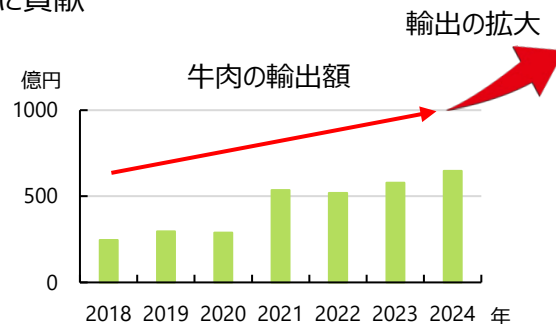
②評価すべき指標や条件を明確化した上で、物性および食肉品質に関する共通の評価法を構築し、包装フィルム開発を支える評価法を確立



社会実装の進め方と期待される効果

2030年までに、物性評価および食肉品質評価に関する共通指標を整備したうえで、EU規制に適合した包装フィルムを実用化し、食肉関連企業等への導入を進めることで、食肉（特に和牛肉）の輸出拡大を促進

輸出規制を回避することによりEU市場を確保し、2030年の輸出額目標1130億円の達成に貢献



2（2）硬肉ももの省力的生産・利用体系の開発【新規】

- 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略において、**ももは重点品目の一つとして位置づけられているが、輸出が伸び悩んでいる。**
（R4-7の輸出額は約30億円、R12目標額は180億円）
- **国内で生産されるほとんどのももは、収穫後すぐに軟化しやすいことから日持ち性が低く傷みやすいため、船便による長期輸送が難しい。**
- 空輸による短期輸送を必要とするため、輸送コストが高く、**競争力が十分に発揮できていない。**

目標達成に向けた現状と課題

硬肉ももを利用した輸出拡大

- ・輸送性に優れる**硬肉もも***を利用することで**長期輸送が可能となる**
- ・**硬肉もも新品種「モモ筑波136号」などの品質が良く輸出に適した品種が開発されている**
- ・最適な**輸送方法の確立**と、輸出先の消費者ニーズの把握を踏まえた**供給方法の開発が必要**
- ・輸出向けの効率的な**安定生産技術の確立が必要**



輸送中に腐敗した普通もも



硬肉もも新品種
「モモ筑波136号」
R7品種登録出願

*硬い果実のまま輸送できるため、腐敗等のロスを低減。輸出先で人為的に軟化処理することで販売時期を調整できる。

必要な研究内容

○船便を利用した東南アジアへの輸送の実証と現地での棚持ち性の実証・検証

- ・長距離輸送を前提とした輸送体系の確立
- ・低温管理による品質保持技術の確立

○輸出先のニーズに合わせた果実供給手法の開発

- ・輸出先国における消費者ニーズの把握
- ・ニーズにあわせた軟化処理等の供給方法の開発

○新品種「モモ筑波136号」などの硬肉ももにおける輸出向け効率的安定生産技術の確立

- ・輸出先国の残留農薬基準に対応した防除体系の確立
- ・生産性向上を目的とした硬肉ももの省力栽培技術の確立



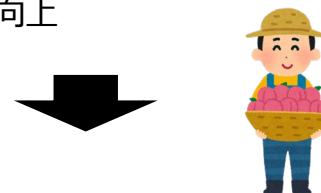
硬い状態で収穫



軟化処理後に販売

社会実装の進め方と期待される効果

- ・船便を利用した輸出の実証と、消費者ニーズに合わせた果実の提供方法の確立
- ・輸出に適した**硬肉ももの効率的生産体系**により、生産性を向上



生産から流通、販売までの一体的な取り組みによる**輸出体系の確立**



「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」のR12もも輸出目標180億円に貢献



2（3）日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発【継続】

- 木材の輸出入時の防疫手法は**臭化メチルくん蒸処理が未だに主流**であるが、オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で使用に制限がある。
- 一方、近く発効が見込まれている**国際植物防疫条約（IPPC）**の木材の国際移動に関する附属書では、くん蒸等の薬剤使用の低減が可能な木材生産の各段階における病害虫移動のリスク評価に基づく**システムズアプローチ**への移行が求められている。
- このため、我が国における木材の国際移動に関するシステムズアプローチを確立するとともに、外来病害虫のさらなる侵入を防ぐ管理対策技術を体系化することで、木材の輸出入時の**国家間の病害虫移動リスクを緩和**する。

目標達成に向けた現状と課題

- ・ 木材の輸出入時には環境負荷の高い臭化メチルくん蒸が**未だに主流**
- ・ 国際植物防疫条約(IPPC)では検疫時の薬剤使用の低減を可能とするシステムズアプローチへの移行が進む
- ・ 実現には各段階での病害虫リスク評価が必要で**科学的なエビデンスが不可欠**
- ・ 外来病害虫の侵入による樹木被害が拡大しており、侵入防止が急務

安全・安心で環境に優しい
木材輸出入システムが必要です

抑え込みが難しい
外来種被害が続発



オゾン層

臭化メチルは
大気へ放出



＜イメージ＞

必要な研究内容

科学的なエビデンスを積み重ね、最新の国際的な議論に即した**国家間の病害虫移動リスク緩和手法**を構築

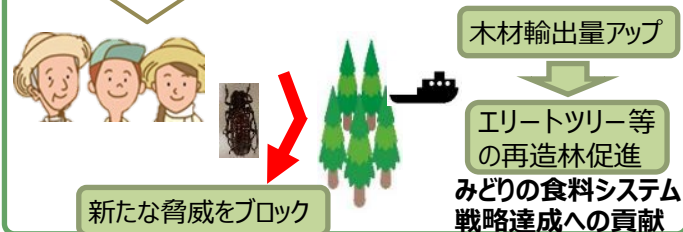
- ① 国内の病害虫モニタリング手法や植栽、育林、伐採、輸送などの**各段階の病害虫移動リスク評価手法の開発**や臭化メチルの使用を代替する**熱処理や代替薬剤の効果検証**による木材の輸出時に利用可能な**システムズアプローチ**を確立
- ② 外来病害虫の**侵入経路を分析**し、輸入時に国内に持ち込ませない管理対策技術を体系化



社会実装の進め方と期待される効果

- ・ システムズアプローチの取り組み方をマニュアル化し、国内の木材産地に周知（**病害虫を持ち出さない**）
- ・ 外来病害虫の侵入リスクが高い国からの木材輸入に必要な措置をマニュアル化（**持ち込ませない**）
- ・ 国家間交渉に科学的なエビデンスを提示

- ・ システムズアプローチを先駆けて確立し、**国家間の安全・安心な木材輸出入の仕組みづくり**に貢献
- ・ 樹木病害虫の**海外へのまん延防止**と木材輸出における**環境への負荷低減**
- ・ 木を枯らす外来病害虫の**国内への侵入阻止**
- ・ 木材の輸出拡大による**再生林の推進**



<対策のポイント>

国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、持続的に発展する強靱な水産業を実現していくため、**海洋環境の変化に適応した漁場整備や藻場の保全・創造、魚種変化等に対応する漁港整備、拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化や養殖生産拠点の生産力強化**を推進します。併せて、**漁港施設の耐震・耐津波・耐波浪及び長寿命化対策**を推進します。さらに、**漁村の活性化や漁港の利用促進のため、就労環境改善対策や漁村インフラの整備等**を推進します。

<事業目標>

- 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を増加
- 流通・防災の拠点となる漁港等のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を増加

<事業の内容>

1. 海洋環境の変化に適応した持続可能な生産基盤整備

- ① 水産資源の回復を図るため、**海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した漁場の整備及び藻場・干潟の保全・造成等**を推進します。
- ② **魚種・漁法の変化に対応した漁港の受入体制の構築**に向け、陸揚げから流通・加工までの一体的な施設整備を推進します。

2. 生産力・競争力強化のための水産業の拠点形成対策

- ① 価格形成能力の向上や生産・流通の効率化に向け、**拠点漁港等における漁船大型化への対応や衛生管理対策、出荷調整機能等の再編・強化**を推進します。
- ② 養殖生産拠点の生産力強化のため、**消波堤等の整備や漁港の水域・陸域の活用促進による養殖適地の拡大・確保**とともに、**効率的な出荷体制の構築等**に対応した一体的な施設整備を推進します。

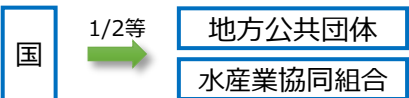
3. 災害リスクとインフラ老朽化に対応した漁港施設の強靱化対策

- ① 大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、**漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化による防災減災対策**を推進します。
- ② 将来にわたり漁港機能を持続的に発揮するため、維持管理の効率化やライフサイクルコストの縮減に資する**漁港施設の長寿命化対策**を推進します。

4. 漁村の活性化と漁港活用促進のための環境整備

- ① 地域の漁業実態に即した、浮体式係船岸等の整備による**漁港の就労環境改善対策等**を推進します。
- ② 漁村における漁業集落排水施設等の**生活環境改善対策等**を推進します。

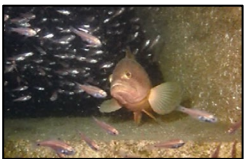
<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

海洋環境の変化に適応した持続可能な生産基盤整備



魚種変化に対応した漁場整備



藻場の造成



魚種変化に対応した屋根付き岸壁の整備

生産力・競争力強化のための水産業の拠点形成対策



漁船の大型化に対応した岸壁の整備



流通機能強化、衛生管理に対応した荷さばき所の整備

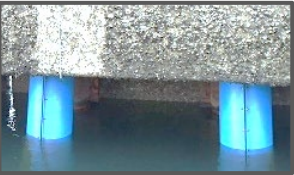


大規模養殖の展開を可能にする静穏水域の創出

災害リスクとインフラ老朽化に対応した漁港施設の強靱化対策



防波堤の嵩上げによる越波対策



老朽化した岸壁の長寿命化対策

漁村の活性化と漁港活用促進のための環境整備



陸揚げの軽労化に資する浮体式係船岸の整備

養殖業成長産業化推進事業

令和9年度予算概算要求額 805百万円（前年度 295百万円）

<対策のポイント>

養殖業成長産業化総合戦略に基づく取組等を推進するため、**実行体制の整備等を支援**します。また、生産コスト削減とみどりの食料システム戦略の着実な実行に向けて、**輸入や天然資源に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料の開発**や**ブリ等の成長に優れた人工種苗の開発等を実施**します。

<事業目標>

戦略的養殖品目の生産量の増加（409千t〔平成30年度〕→ 620千t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略的養殖品目総合推進事業

21百万円（前年度 19百万円）

成長産業化のための計画を策定・実行する協議会の開催や戦略的養殖品目の競争力強化のための協議会の開催等の**養殖業成長産業化総合戦略の実行のための関係者の取組等**を支援します。

2. 養殖業成長産業化技術開発事業

517百万円（前年度 276百万円）

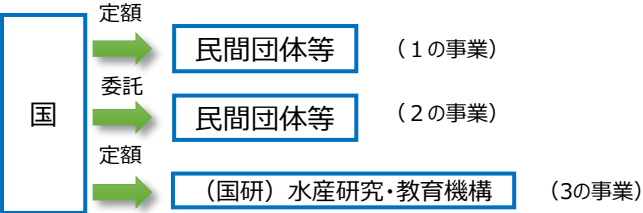
- ① 輸入や天然資源に依存している魚粉を主原料とする配合飼料について、**魚粉代替原料の開発を含む魚粉の使用割合を削減した飼料の開発**を行います。
- ② 各種戦略の目標達成等の実現に資するよう、**カイアシ類を活用した初期飼料の開発実証**やブリ類、サーモン（シロザケ、サクラマス等）、クロマグロの**優良系統の作出、優良系統の知財保護等**を行います。

3. ゲノム育種研究拠点の整備

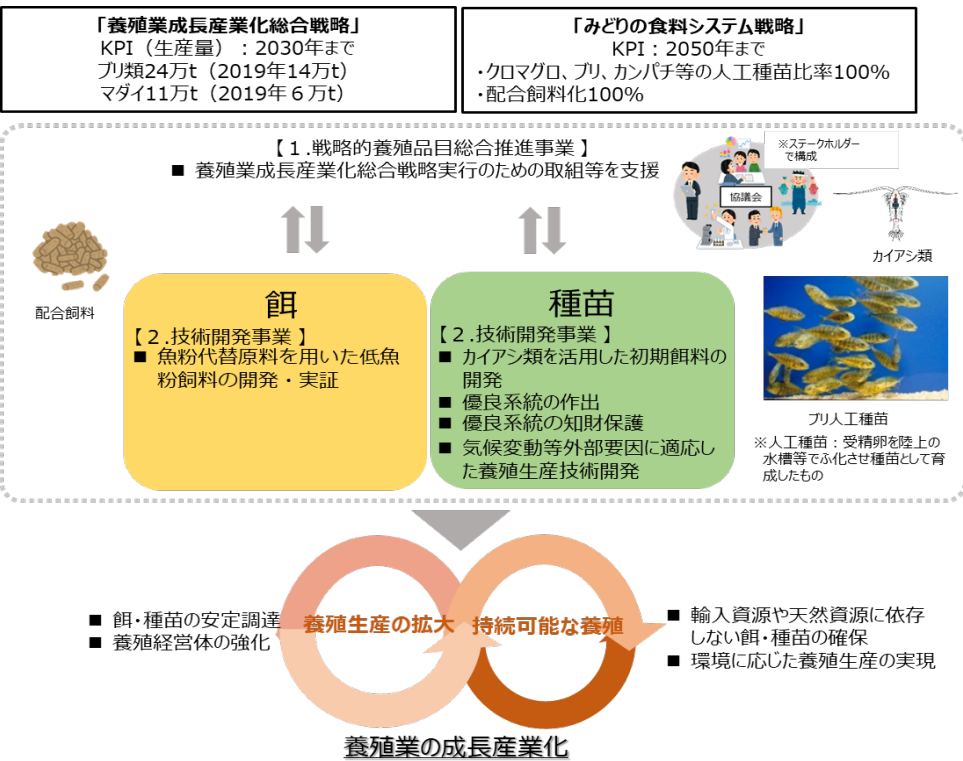
268百万円（前年度 - ）

環境の変化に対応できるブリ類等の優良系統を作出し、社会実装を推し進めることを目的に、**水温や日長等を調整した環境下での飼育試験が可能なゲノム育種研究拠点を整備**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1、2の事業） 水産庁裁培養殖課（03-3502-0895）
（3の事業） 水産庁研究指導課（03-6744-2370）
-49-

<対策のポイント>

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新規輸出先の開拓・多角化等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

- 1. 品目団体輸出力強化支援事業 5,402百万円（前年度 862百万円）**
認定品目団体等が、生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた次の取組を支援します。
- ① 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等
 - ② 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等
 - ③ 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動
 - ④ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備
 - ⑤ 品目団体の機能強化のための専門家・コンサル等による支援
- なお、自己財源を導入した取組を優先して採択します。

- 2. 重要市場の商流維持・拡大対策事業 1,500百万円（前年度 500百万円）**
重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者（注）が日本産品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援します。
なお、貿易保険への加入等のリスク管理の取組を実施する事業者にポイント加算し優先して採択します。
（補助上限額：1,000万円／案件）
（注）重要市場において輸出実績を有する認定品目団体の会員又は当該会員と有機的に連携して取り組む事業者
※過去に本事業の実施主体又はその構成員となった事業者は、当該事業実績によっては、本事業を再度利用することが認められない場合があります。

<事業の流れ> 1・2ともに



<事業イメージ>

- 1. 品目団体輸出力強化支援事業**
- ①-例 輸出先国の多角化のための新市場での商慣行や物流実態などの調査および実証
 - ②-例 輸送時の品質を維持するための統一マーク付き共通資材の開発および実証
 - ③-例 品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発
・ジャパンブランド保護のための認証システムの導入や各国での商標登録
 - ④-例 任意のチェックオフ導入に向けたコンサルタントの導入や国内関係者を集めた導入検討会の開催、徴収体制の構築等
 - ⑤-例 品目団体が行う人材確保のための専門家への相談
・専門人材による会員向け輸出促進セミナー等の開催

- 2. 重要市場の商流維持・拡大対策事業**
- 例
- ・複数事業者と連携した現地小売り店でのフェアの実施や店頭・ECサイトでのプロモーション
 - ・現地レストランや海外展開している日系外食チェーンと連携した日本産食材フェアの実施
 - ・現地卸と連携した商談会への参加
 - ・現地向け新商品の開発及びテストマーケティング
 - ・製造コスト削減のための機器導入（1/2以内）
 - ・現地小売業が求める認証の取得（1/2以内）
 - ・既存商流の輸送効率化等のための輸送実証

製材の性能検証

ジャパンブランドの確立

包材の規格化

海外での販促活動

現地向け新商品の開発

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出を促進するため、ジェトロ・JFOODOによる新市場の開拓等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略的輸出拡大サポート事業 2,758百万円（前年度1,467百万円）

新市場の開拓に向けた取組を促進するため、

- ① ジェトロによる現地系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。また、海外において日本産食材を積極的に使用する「日本産食材サポーター店」拡大等の取組を支援します。
- ② JFOODOによるジェトロ等と連携した現地企画による一貫した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するための情報の集約と一元的な発信を担うポータルサイトの充実を図ります。

戦略的輸出拡大サポート（ジェトロ・JFOODO）



海外見本市に設置する
ジャパンパビリオン



海外バイヤーを招へいた
国内商談会



現地小売店での日本産品の
店頭プロモーション

2. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

156百万円（前年度160百万円）

海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成、日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信並びにコンテンツを活用したブランディングに取り組む事業者の育成等の取組を支援します。

日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大



外国人料理人への
日本料理研修

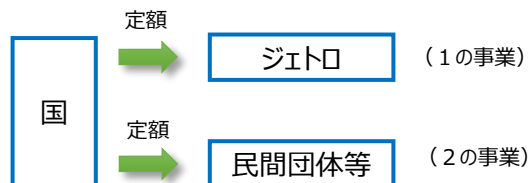


海外料理学校等での日本食
指導人材の育成



アニメ等×食品産業による海外
に向けたプロモーションを表彰

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

日本食・食文化の普及を担う外国人日本食料理人等の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信の取組の推進を通じ、海外における日本産食材の海外需要を拡大することで農林水産物・食品の輸出促進を図ります。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

海外において日本食・食文化及び日本産食材の魅力を適切かつ効果的に発信するため、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等に資する以下の取組を実施します。

- ① 海外日本食料理人育成のための招へい研修支援
- ② 日本料理の調理技能認定推進支援
- ③ 外国人日本料理コンテストの開催支援
- ④ 海外料理学校等での日本食講座開設支援
- ⑤ 日本料理技能修了生の海外におけるネットワーキング強化
- ⑥ コンテンツを活用した食のブランディングに取り組む食品事業者等の人材育成（顕彰制度の創設、セミナーの実施）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜現状・課題＞

海外で日本食レストランが増加傾向にある一方で、専門的な知識・技能を有する日本食料理人等が不足。

＜対応策＞

更なる輸出拡大には、日本食・食文化や日本産食材の魅力を理解、発信できる外国人日本食料理人等の育成が必要不可欠。



外国人日本食料理人を日本に招へいた日本料理店での研修等の実施を支援

日本料理の調理技能認定



調理技能等が一定のレベルに達した外国人日本食料理人を民間団体等が認定する制度の運用を支援



世界中の外国人料理人が調理技術等を競うコンテストの開催を支援



海外の料理学校等での日本食講座開設を支援

①～④の事業へ参加実績のある外国人料理人や日本産食材を扱う輸入卸業者等を対象に、海外において日本産食材の活用を促進するセミナー及び情報交換会を実施



アニメ等×食品産業による海外に向けたプロモーションを表彰

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

令和9年度予算概算要求額 70百万円（前年度 37百万円）

<対策のポイント>

訪日外国人（インバウンド）に人気があるが、輸出につながっていない日本産食品について、輸出を実現するための課題を明らかにし、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組を支援することで、インバウンドを起点とした食品の輸出を拡大することを推進します。

<事業目標>

○ 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕） ○ インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

近年のインバウンドの増加により、主に国内向けの食品の需要が高まっています。
インバウンドに人気のある日本産食品を海外の規制等に適合させ、シームレスに輸出できるよう、対応すべき課題（※）の解決に向け、他企業にも応用可能なモデル的取組を支援します。
また、本事業によって生み出されたモデル的取組を他企業・他品目へ横展開するため、企業を対象としたセミナー等を実施します。

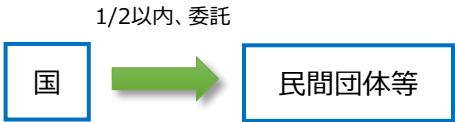
※対応すべき課題：
多言語表示、海外における添加物等の規制に対応するための成分変更、インバウンドにも分かりやすいPR（掲示等）手法、国内外向け食品の同一ライン製造のための既存設備の活用、ハラール・ヴィーガン等の認証の取得・更新、国内外におけるプロモーション、効果検証 等

<事業イメージ>

シームレスに輸出できる他企業にも応用可能な日本産食品のモデルとなる取組への支援イメージ

- 多様なニーズへの対応
- ・ハラール認証の取得
 - ・ヴィーガン向け商品パッケージの開発
 - ・食品表示の多言語化
 - ・インバウンドに分かりやすい掲示手法 等
- 国内製品の海外仕様化
- ・消費者に訴求する販促表現・販売方法・情報発信にかかる支援
 - ・海外の添加物規制等にも適合した食品の国内消費者へのテスト販売

<事業の流れ>



ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業

令和9年度予算概算要求額 3,979百万円（前年度 631百万円）

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、**現地で輸出事業者等を包括的に支援する輸出支援プラットフォーム（PF）の活動を推進するとともに、現地の食品関連規制等への対応**を行います。今後、現地系商流の開拓等を一層進めていくため、**PFの体制を強化し、活動の質及び量の向上**を図ります。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

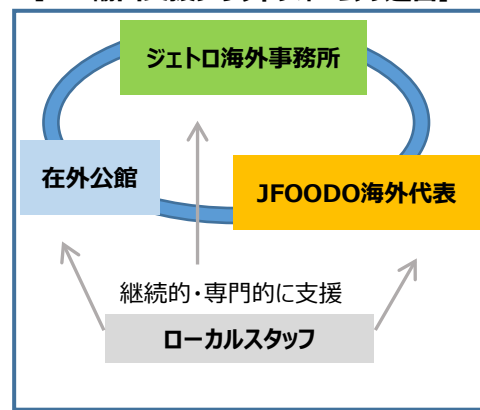
<事業イメージ>

1. 輸出支援プラットフォーム推進事業 3,738百万円（前年度631百万円）

主要な輸出先国・地域において、在外公館やジェトロ海外事務所、JFOODO海外駐在員等を主メンバーとする**輸出支援プラットフォーム（PF）**を運営し、都道府県や品目団体、意欲ある輸出産地等と連携しつつ、

- ・ **相談対応及び現地発の情報発信**
 - ・ 海外での商談会等を通じた未開拓の**現地商流へのアプローチの強化**
 - ・ 地方自治体等の商流開拓をオールジャパンで効果的に実施するための伴走支援
 - ・ **現地事業者とのネットワークの構築等**の活動の促進
 - ・ 日本産食品の特徴や調理方法等についての海外の消費者や料理人等向けの**エデュケーション**
 - ・ **現地の業規制・商習慣に通じたアドバイザー配置等**による食品産業の海外ビジネス展開に係るサポート体制の強化
- などを通じて、**輸出事業者等を包括的に支援**します。今後、現地系商流の開拓等を一層進めていくため、**PFの体制を強化し、活動の質及び量の向上**を図ります。

【1. 輸出支援プラットフォームの運営】



体制の強化（拠点追加・人員増強）

現地のネットワーク構築

PF協議会

- ・ 現地法人
- ・ 現地食品事業者
- ・ 現地レストラン 等

- ・ 現地の市場・規制情報提供
- ・ 新規規制情報を政府間協議に反映
- ・ オールジャパンでのプロモーション支援
- ・ 効果的PR実施のための助言の提供
- ・ 日本食材や調理方法の普及のためのエデュケーション
- ・ 模倣品に係る疑義情報の受付・相談対応

活動の質及び量の向上

我が国への還元



2. 輸出先国・地域における規制等への対応の強化事業

241百万円（前年度－）

各国・地域への輸出及び食品関連事業者の海外展開に際して対応が必要となるSPS措置・ラベリング等の規制に関する専門的知見及び現地におけるネットワークを有する、現地の法律事務所や業界団体OB、コンサルタント等と契約し、**調査・分析、当局への働きかけ（ロビイング）及び事業者向けの助言の提供等**を行います。

【2. 各国の規制等への対応（調査・分析、ロビイング、助言等）】

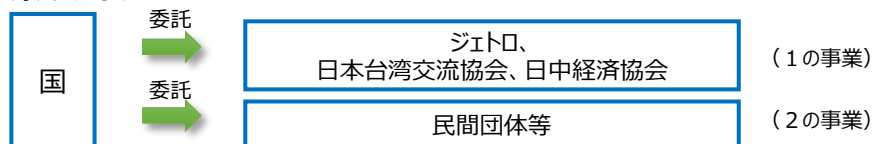
● 規制やラベリング等の調査・分析



● レポートやセミナーを通じた事業者向け情報提供



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

輸出・国際局海外需要開拓グループ (03-3502-8058)

ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業のうち
輸出支援プラットフォーム推進事業

令和9年度予算概算要求額 3,738百万円（前年度 631百万円）

＜対策のポイント＞

主要な輸出先国・地域において、輸出支援プラットフォーム（PF）を通じ、現地において現地系をはじめとする未開拓商流の開拓、現地事業者とのネットワークの構築等、現地発の取組を進め、輸出事業者等を包括的に支援します。今後、現地系商流の開拓等を一層進めていくため、PFの体制を強化し、活動の質及び量の向上を図ります。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

主要な輸出先国・地域において、在外公館やジェトロ海外事務所、JFOODO海外駐在員等を主メンバーとする輸出支援プラットフォーム（PF）を運営し、都道府県や品目団体、意欲ある輸出産地等と連携しつつ、

- ・ 相談対応及び現地発の情報発信
 - ・ 海外での商談会等を通じた未開拓の現地商流へのアプローチの強化
 - ・ 地方自治体等の商流開拓をオールジャパンで効果的に実施するための伴走支援
 - ・ 現地事業者とのネットワークの構築等の活動の促進
 - ・ 日本産食品の特徴や調理方法等についての海外の消費者や料理人等向けのエデュケーション
 - ・ 現地の業規制・商習慣に通じたアドバイザー配置等による食品産業の海外ビジネス展開に係るサポート体制の強化
- などを通じて、輸出事業者等を包括的に支援します。今後、現地系商流の開拓等を一層進めていくため、PFの体制を強化し、活動の質及び量の向上を図ります。

＜事業の流れ＞

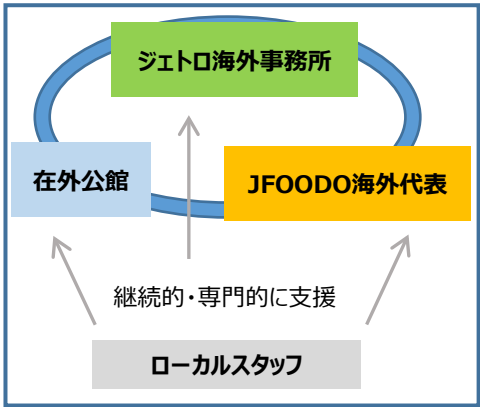


＜事業イメージ＞



10カ国・地域（16拠点）	
設置国・地域	拠点設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ

輸出支援プラットフォーム（輸出先国における公的支援）



体制の強化（拠点追加・人員増強）

現地のネットワーク構築

- PF協議会
- ・ 現地法人
 - ・ 現地食品事業者
 - ・ 現地レストラン 等

現地支援

我が国への還元

- ・ 現地の市場・規制情報提供
- ・ 新規規制情報を政府間協議に反映
- ・ オールジャパンでのプロモーション支援
- ・ 効果的PR実施のための助言の提供
- ・ 日本食材や調理方法の普及のためのエデュケーション
- ・ 模倣品に係る疑義情報の受付・相談対応

活動の質及び量の向上

食産業の戦略的海外展開支援事業

令和9年度予算概算要求額 110百万円（前年度 110百万円）

<対策のポイント>

食品関連事業者の海外におけるビジネス展開を推進するため、各種の公的支援措置・優良品例に係る**官民間及び企業間の情報交換、交流の一層の推進、海外市場の調査やビジネスマッチング**等を行います。また、企業の規模や業種、海外進出ステージに応じ、海外展開を次のステップへ進めるためのニーズを把握し、**海外展開戦略等に基づく伴走支援**等を行います。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進

グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会の枠組みの下で、以下の取組を効果的・包括的に実施します。

- ① GFVC協議会運営：海外ビジネス展開を図るための公的支援措置・優良品例等に係る情報交換・交流の推進
- ② 関係省庁・機関との連携により開催するGFVC協議会セミナー及び専門部会の開催
- ③ 海外へのビジネス・ミッションの派遣によるビジネスマッチングと各国の食品規制や市場環境の調査
- ④ 海外展開戦略・地域別海外展開戦略の作成、これに基づく事業者への伴走支援

<事業の流れ>



（関連事業） 戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業

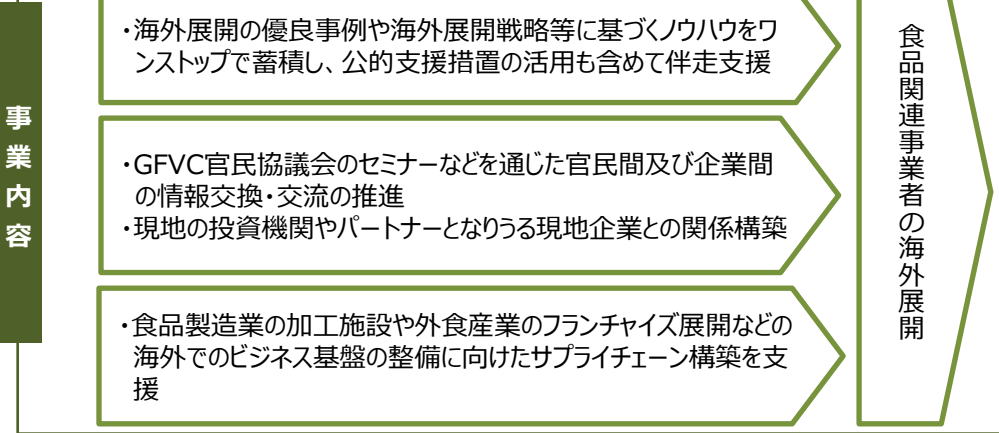
3,151百万円（前年度 303百万円）

輸出拡大余地の大きい現地系商流との連携強化や日系外食等の海外展開に向けた事業ステージ毎の課題解決を支援します。

<事業イメージ>

課題 農林水産物・食品の輸出をはじめとした海外需要の獲得に向けて、我が国食産業の海外ビジネス展開を戦略的に推進していくことが重要

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ



- 成果**
- 農林水産物・食品の輸出拡大
 - 食品産業の海外展開による収益額の拡大

中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業

令和9年度予算概算要求額 83百万円（前年度 74百万円）

<対策のポイント>

- 政府間協定の締結により移住政策が進められた中南米地域には現在約310万人の日系人が居住しており、政府全体で中南米地域の日系人社会との様々な交流事業が行われています。また、世界最大の日系人コミュニティを持つ中南米地域は、日本食への関心や認知度が高く、日系移住者の多くは農業に従事しています。
- こうした状況のなか、日系人や中南米諸国との良好な関係を維持・強化するべく、日系農業者・農業団体等を対象に、交流・連携強化の取組、日本企業とのビジネスマッチング、農業研修、官民が連携した取組等を行います。

<事業目標>

- 本事業に参加した日本企業等と中南米地域の日系農業者・農業団体等とが商取引を開始させた企業数（3件〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中南米日系農業者や農業団体等との連携強化

- ・日本と中南米日系農業者や日系農業者同士の交流・連携強化を図ります。
- ・日系農業者と日本の農林水産関係企業との協力を通じた日本企業の現地へのビジネス展開や現地との連携の強化を図るべく、日本及び現地でのビジネスマッチング等を実施します。

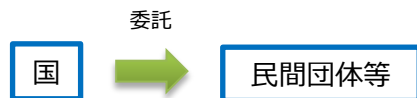
2. 現地の若手リーダー育成や先端技術による生産性向上の支援

- ・日系農業者に対して、生産性向上等に係る技術研修や日本の農林水産関係企業や商社との意見交換、セミナー等を実施します。

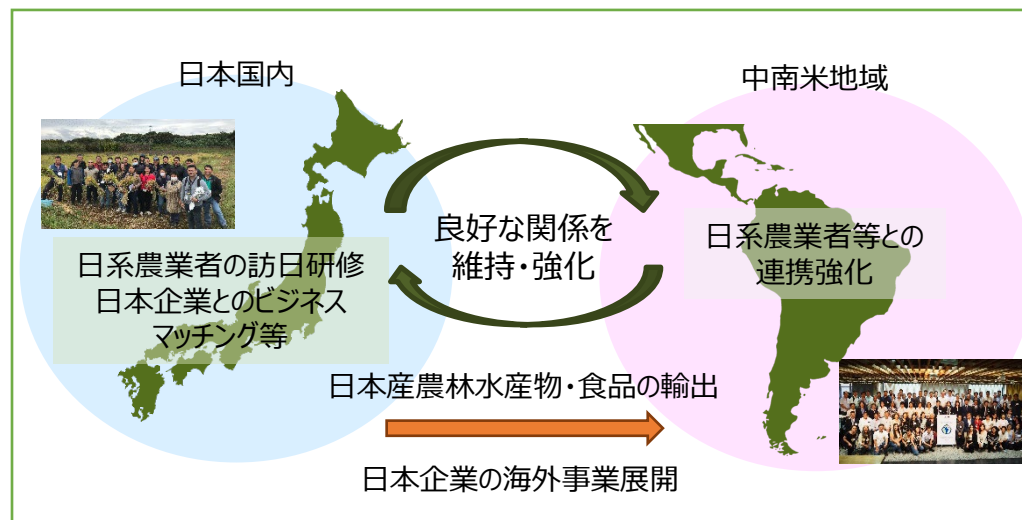
3. 中南米への戦略的ビジネス環境整備

- ・中南米における農林水産業・食産業・農業資機材産業分野でのビジネス環境の整備に向け、情報収集や実証試験、官民合同での会議、セミナー等を行います。
- ・中南米における農林水産物・食品・農業資機材のビジネス展開・輸出促進のため、グローバルイベント等におけるプロモーションを実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



中南米の日系農業者と日本の商社や食品・農業関係企業等との連携強化を通じて、農林水産物・食品の輸出を促進するとともに日本企業の現地へのビジネス展開につなげる。

＜対策のポイント＞

農林水産業・食品産業界全体の知的財産の保護・活用を進めるため、知財専門人材（弁護士、弁理士等）による支援窓口の整備、知財人材の育成・確保や、模倣品等の監視、海外での権利取得や侵害対策等のブランド保護対策を推進します。また、地理的表示（GI）登録申請のサポートや、国内外における我が国GIの認知拡大を推進するとともに、商標等によりブランドを保護・活用して稼ぐモデル的取組を支援します。

＜事業目標＞

- 知的財産の保護・活用の優良事例数（100件〔令和12年度まで〕）
- GI登録数の拡大（212産品〔令和12年度まで〕）

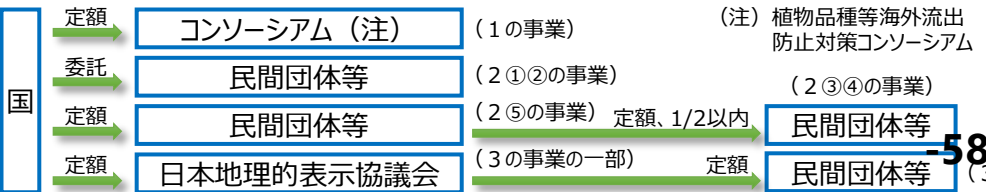
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 知的財産保護・活用支援事業
- ① 農業知財総合支援窓口の整備・伴走支援
- ② 知財人材の育成・確保
- 農林水産業・食品産業界全体の意識向上、当該分野に適した助言ができる知財専門人材や現場での知財活用を指揮する中核人材の育成・確保の取組を行います。
2. ブランド保護対策事業
- ① 模倣品等販売実態調査（国内外におけるGI等の不適正使用や模倣品等の監視等）
- ② 侵害対策促進事業
- 知財専門人材による侵害対応・侵害予防対応に関するコンサルティングを行います。
- また、日本産品を類推する名称（北海道〇〇、神戸〇〇等）の毀損等に対し、知財専門人材と連携して、的確な対応方を明確化する取組を新たに行います。
- ③ 海外商標・GI等登録出願支援（商標、GI等の登録（商標権等の取得）の支援）
- ④ 海外侵害対策（育成者権、商標権等の侵害に対する警告、訴訟等の支援）
- ⑤ 侵害疑義種苗出品国内オンライン取引対策（巡回監視・削除要請等対応の支援）
3. ブランド・GI推進事業

産地等のGI申請のサポートや、GI産品等の国内外での認知向上に向けた取組を推進するとともに、輸出拡大やインバウンド消費拡大等を図るため、GIや商標等を用いたブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組を支援します。

＜事業の流れ＞



1 ①の事業

農業知財総合支援窓口の整備・伴走支援



- ・相談対応
企画、生産、販売、輸出等の事業フェーズごとの相談への助言
- ・伴走支援
知財戦略の策定から実践までプロジェクト単位でコンサルティング

1 ②の事業

知財人材の育成・確保

- i) 業界全体の意識向上
・農林水産業・食品産業関係者向け基礎研修
・種苗業者向け種苗管理プログラム
- ii) 知財専門人材向けの実践研修
- iii) JA等の内部人材向けの中核人材研修

2の事業

ブランド保護

①の事業

i) 国内調査（店舗、ECサイト）
・GIマーク・GI名称等の不適正使用

ii) 海外調査
・GIマーク・GI名称等の不適正使用、日本の地名を付した模倣品等の監視（店舗、ECサイト）
・日本の地名等に関する第三者商標の出願・登録状況の監視

⑤の事業

権利者
を申し
出

権利侵害
を申し
出

侵害疑義種苗を
発見

第三者機関

侵害を判断するための
ガイドラインで侵害を判断

削除
要請

プラットフォーム
事業者

侵害疑義出品を
削除

3の事業

ブランド・GI推進

GI申請支援

活用等拡大支援

モデル的取組支援

産地の申請をサポート（説明会・アドバイス）

国内外への発信による認知向上

【取組例】
・緑茶の輸出拡大やインバウンド消費拡大を図るため、最高級緑茶と地元料理に加え、茶畑の景色や、伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを開発し、招へいた海外バイヤーやOTA事業者等に提供

GI登録

日本地理的表示 GI

GIマーク

輸出・国際局知的財産課（03-6744-2062）

＜対策のポイント＞

優良品種の海外への流出を防止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、海外での品種登録、戦略的な海外ライセンスの推進等を支援するとともに、植物品種保護を推進するため、品種識別技術の開発・高度化等を実施します。

＜事業目標＞

- 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）
- 戦略的な海外ライセンスモデルの確立（ライセンス先による商業栽培の開始1件以上〔令和12年度まで〕）

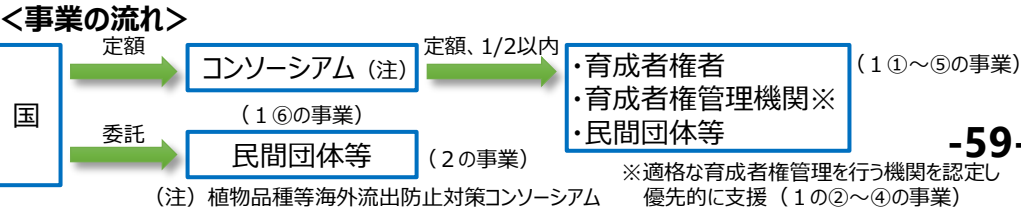
＜事業の内容＞

- 1. 植物品種保護・活用事業** **476百万円**（前年度 113百万円）

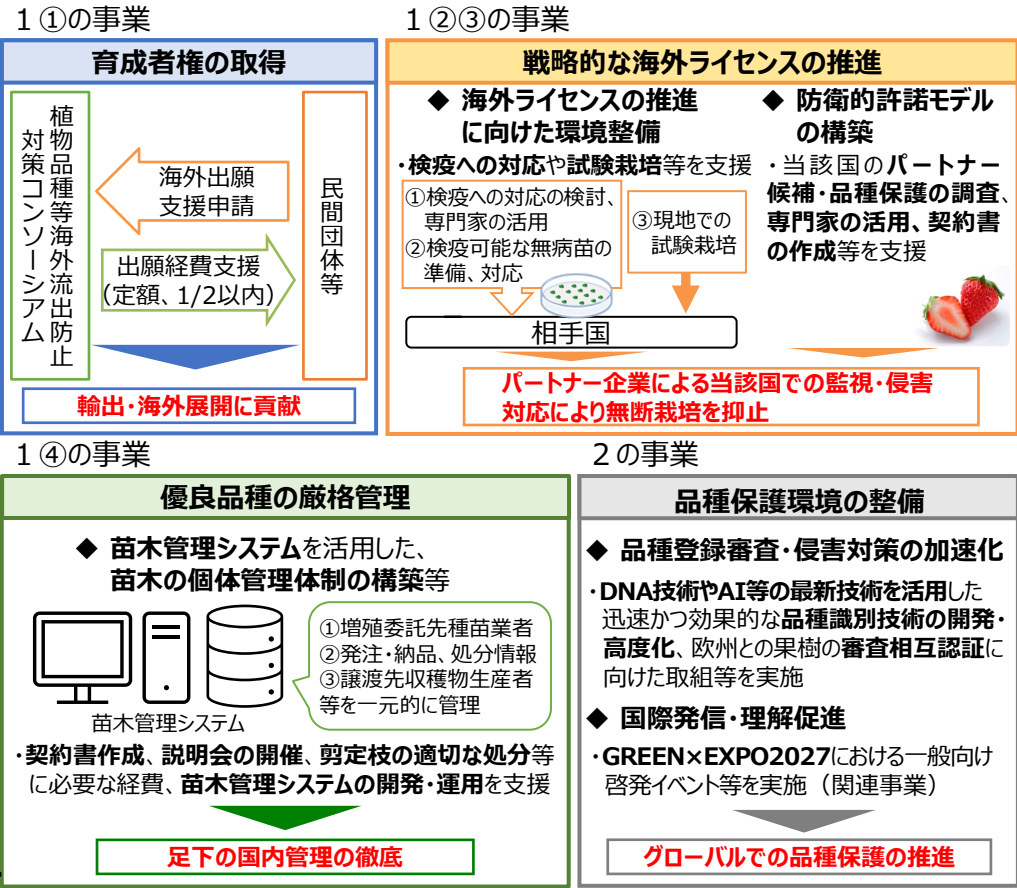
 - ① 海外品種登録出願促進対策（品種登録（育成者権の取得）の支援）
 - ② 海外ライセンスの推進に向けた環境整備
ライセンス先に応じた種苗の検疫への対応や現地での試験栽培、我が国品種の導入推進に向けたプロモーション等を支援します。
 - ③ 防衛的許諾モデルの構築
高侵害リスク国での監視・侵害対応を目的とした許諾モデルの構築を支援します。
 - ④ 優良品種の実践的な国内管理モデルの導入
優良品種の国内への早期かつ円滑な普及及び流通防止に向けた厳格な管理を行うため、苗木管理システムを活用した苗木の個体管理体制の構築等を支援します。
 - ⑤ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種等の種苗資源の保存活動を支援します。
 - ⑥ 流通品種データベースの運用
流通名から容易に品種情報を検索できるデータベースの運用を支援します。
- 2. 植物品種保護環境整備委託事業** **90百万円**（前年度 86百万円）

グローバルな品種展開に向け、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化や、東アジア地域における品種保護の環境整備等の取組を実施します。（関連事業）

GREEN×EXPO2027の機会を活用した一般向け啓発イベント（海外専門家等と連携した新品種等のフラワーコンテスト、品種保護の取組発信等）等を実施します。



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

多様な遺伝資源を活用した優良品種の開発促進を図るため、国際連合食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）事務局の運営に必要な資金を拠出することにより、締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化します。

また、グローバルサウス地域での遺伝資源の評価・保全に係る技術支援を通じたネットワークを形成することにより、革新的な新品種の開発に向けた基盤を構築します。

植物の新品種の保護に関する国際同盟（UPOV）への拠出を通じ、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、UPOVへの加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

＜政策目標＞

- ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進
- グローバルサウス地域における有用遺伝資源の保全・活用等を通じた農業の強靱性と生産性等の向上、革新的新品種開発に向けた基盤構築
- アジア諸国等のUPOV加盟促進、品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施〔令和10年度まで〕

＜事業の全体像＞

- 1. 食料及び農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金（FAO拠出） 44百万円（前年度 54百万円）**
ITPGRFAは、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、**本条約の事務局運営に必要な資金**をFAOに拠出します。
- 2. グローバルサウス地域における有用遺伝資源の保全・活用支援事業（FAO拠出） 48百万円（前年度 34百万円）**
農業の持続的な発展と食料安全保障の確立には、優良品種の開発促進が重要であり、その素材となる多様な植物遺伝資源の保全・活用が不可欠です。
このため、FAOへの拠出を通じ、**有用遺伝資源が多く存在するものの保全等が十分でないグローバルサウス地域**において、我が国への導入も見据えつつ研究機関や民間企業と連携し、**イノベーションの実証・導入**を通じた遺伝特性評価や種子の生産・品質向上等の取組を支援することで、同地域との新たなネットワークを形成し、**革新的な新品種開発に向けた基盤**を構築します。
- 3. 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業（UPOV拠出） 91百万円（前年度 80百万円）**
アジア諸国等のUPOV加盟促進のため、UPOV制度の役割や便益の周知・啓発、UPOV条約に整合した法整備とその運用体制強化に向けたデジタルツール活用や審査協力の推進等のUPOV事務局による取組を支援します。
また、UPOV事務局による**植物新品種と育成者権**を活用した優良事例の収集・分析や持続可能な農業に資する新品種導入等に向けた各国の品種保護制度強化等の取組を支援します。

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国・地域で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国・地域が求める食品安全規制等への対応強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 901百万円（前年度 425百万円）

政府間交渉に必要な科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162百万円（前年度 162百万円）

証明書発行や施設の認定を行う自治体、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 1,126百万円（前年度 656百万円）

① 事業者による輸出先国・地域の規制等へ取り組む対応として、国際的認証の取得、施設認定、輸出先国・地域検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。

② 農畜水産物モニタリング検査を実施するとともに検査法を確立します。

③ 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。

④ EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等を行います。

⑤ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。

⑥ 農林水産物・食品製造施設の登録規制への対応を行います。

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

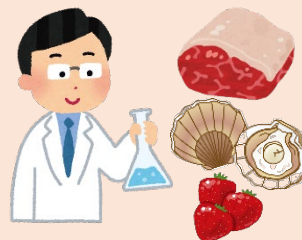


研修等による実務担当者の能力向上の支援

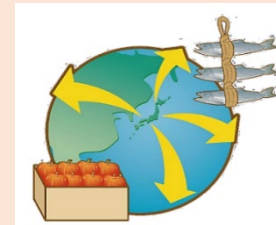


証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



農畜水産物モニタリング検査の実施

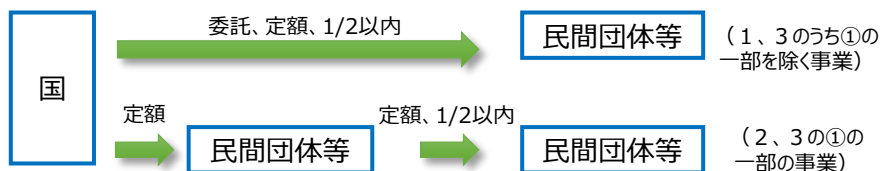


国際的認証や施設認定の取得等の支援



EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1, 2, 3 ①②④
⑤⑥の事業)

輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-2378)

(3 ③の事業)

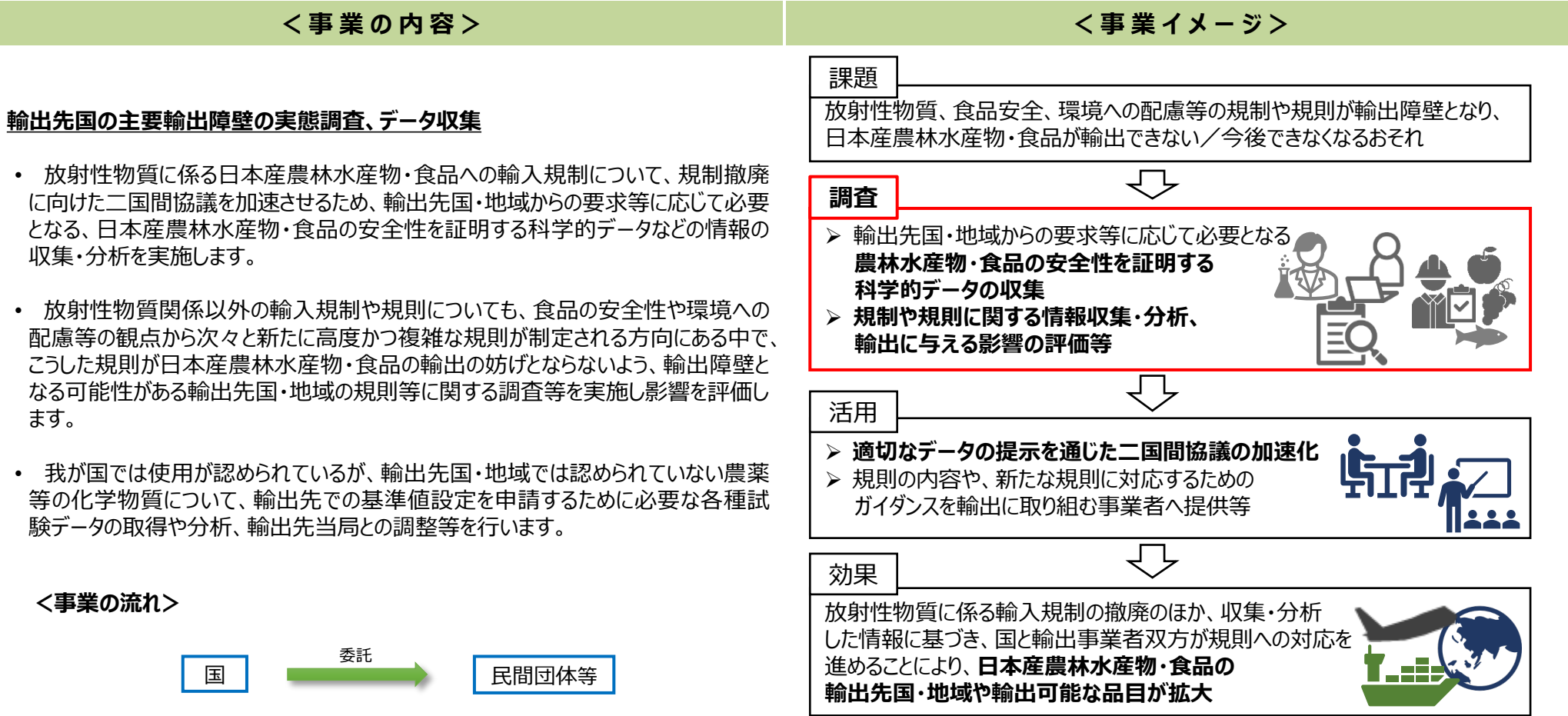
消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-0490)

<対策のポイント>

輸出先国・地域の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化を推進するため、輸出先国・地域からの要求等に応じて必要となる日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集・分析や諸外国の新たな規則に関する調査・分析等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）



自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

令和9年度予算概算要求額 162百万円（前年度 162百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行、輸出施設の認定の迅速化のため、また、輸出に取り組む事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担う自治体や民間検査機関等の体制強化をします。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 体制強化・能力向上

実務担当者の能力向上を図るため、研修の受講、開催等を支援します。
また、輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、証明書の発行等を行う
人員の増強、検査に必要な試験所認定の取得等を支援します。

2. 検査機器導入等

農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、迅速化や効率化に必要な
検査機器の導入や更新等を支援します。

<事業イメージ>



研修等による実務
担当者の能力向上

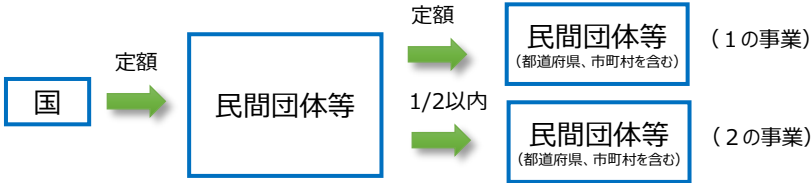


証明書発行業務の
人員増強



検査機器の導入

<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている施設認定や国際的な認証の取得等、輸出先国・地域から求められる規制への対応、輸出先国・地域の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための研修の開催等に係る事業者の取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 国際的な認証の新規取得、検査等の支援

輸出拡大につながる国際的に通用する認証等の新規取得の取組、輸出先国・地域の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制への対応等について支援します。

2. 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

輸出先国・地域からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。

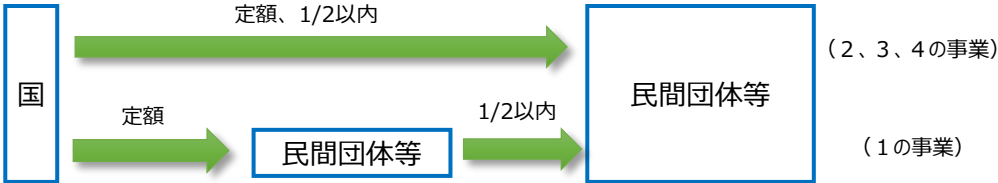
3. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

輸出先国・地域が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国・地域の規制への対応に係る事業者向けの研修の開催、技術的指導等の取組を支援します。

4. 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい

輸出先国・地域の検査官を招へいして行う査察、合同輸出検査等について支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



国際的認証等の新規取得



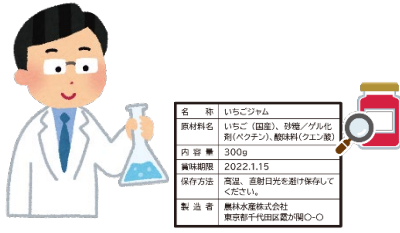
施設認定等の取得や
審査・現地確認



研修等による輸出先国・
地域の規制等の理解向上



輸出先国・地域
検査官の招へい



輸出先国・地域の求める条件に
応じた検査や適合宣言書の作成

〔お問い合わせ先〕

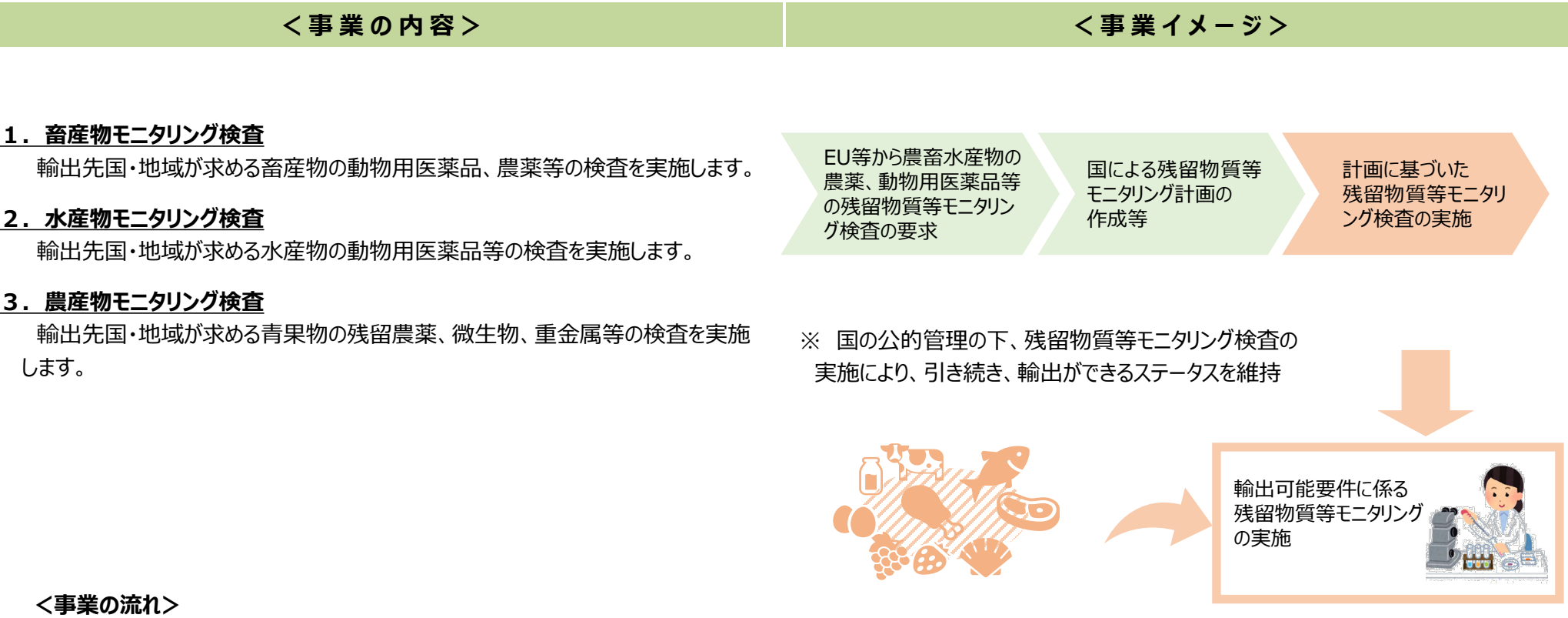
(1, 4の事業) 輸出・国際局規制対策グループ (03-3501-4079)
(2, 3の事業) 輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-1778)

＜対策のポイント＞

我が国から農畜水産物が輸出できるステータスを維持するために、輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質等モニタリング検査を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）



【お問い合わせ先】
（1，3の事業）輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
（2の事業）輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の輸出に必要な残留物質等のモニタリングにあたって、信頼性を確保した分析結果を得ることが不可欠であるため、輸出先国・地域が求める水準で**妥当性が確認された検査法を確立**します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

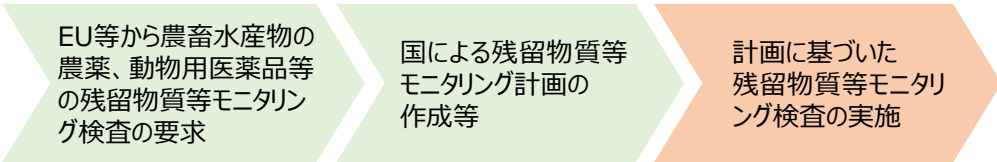
＜事業の内容＞

以下の検査法を対象に、妥当性確認及び確立を実施します。

- ・ 日本が毎年提出する残留物質等モニタリング計画を受けて、EU等から要請される追加の検査項目の検査法
- ・ 令和5年12月のEUの残留物質等モニタリングの検査項目の分類変更に伴い追加された検査項目の検査法
- ・ 国内で新たに承認された動物用医薬品・飼料添加物等の検査法

＜事業イメージ＞

- ・ 国際的に通用する信頼性を確保した分析結果を得るために、検査の妥当性を確認する必要。
- ・ 検査機関のキャパシティーに限りがあることから、EU等から要請された追加の検査項目に優先順位をつけた上で、試験法の開発や妥当性確認を実施。



※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査を実施することが輸出ができるステータスに必須

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

令和9年度予算概算要求額 60百万円（前年度 44百万円）

<対策のポイント>

二枚貝の輸出に際し、今後、貝毒や細菌のみならず、ウイルスも対象にした生産管理が国際標準として適用され、輸出先国・地域から求められることが想定されることから、我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施し、我が国の生産現場の実態に合った二枚貝のノロウイルスのリスク低減を図るための衛生管理方策の検証を行います。また、二枚貝の輸出時に課題となっている検査法の普及・啓発を行い、一体的な衛生管理の整備を推進します。

<事業目標>

国産二枚貝の安全性を向上させるため、国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・検査法の普及

<事業の内容>

養殖カキ中のノロウイルス（NoV）について、汚染実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に持続的に供給していきます。

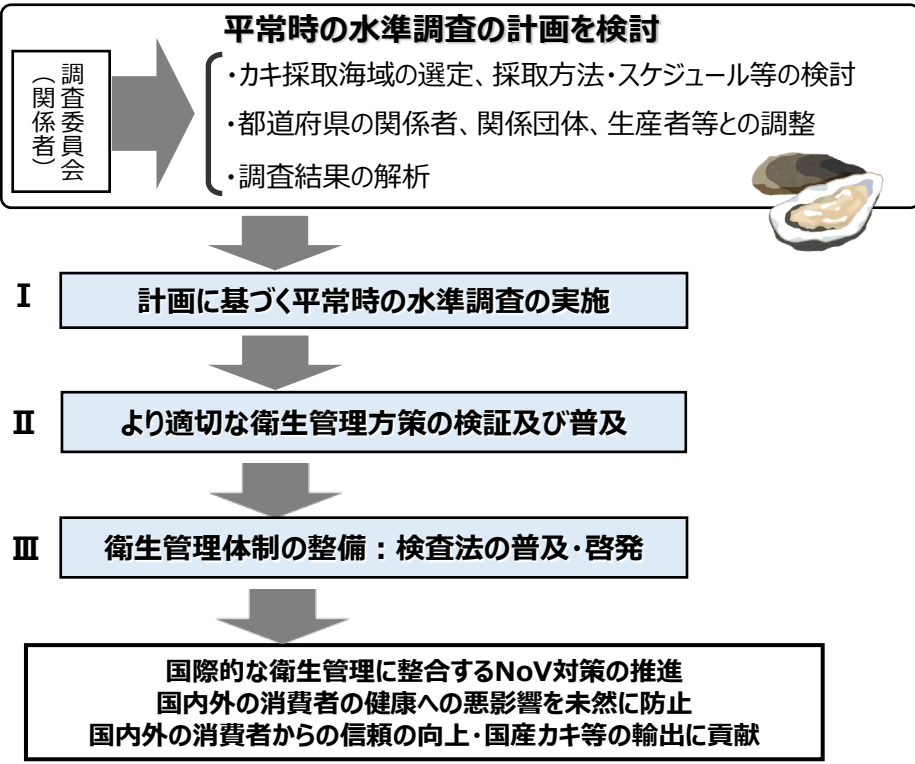
- I. 国内の養殖カキ生産地と連携し、養殖海域/加工場における**国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）**の調査を行い、主要な生産地における実態を把握します。
- II. 過去の調査事業で得られた現状の衛生管理の情報及び[I]の調査で得られた情報をもとに、国際動向を踏まえた上で、国内の生産現場の実態に合った二枚貝の**衛生管理方策を重点的に検証**します。
- III. 二枚貝中のノロウイルスに係る国際標準の検査法の普及・啓発を行い、**一体的な衛生管理の整備を推進**していきます。

※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課（03-6744-0490）

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、農林水産省が行う輸出施設の認定審査及び定期監視、輸出の際の荷口確認等を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. EU等向け認定施設への定期監視等

- ① 輸出拡大に伴い増加する認定施設の定期監視、荷口確認、サンプリングを実施
- ② 定期監視員、荷口検査員養成講習会の実施
- ③ 都道府県職員に対する冷凍船認定に係る現地指導、都道府県職員向け講習会等を実施
- ④ EU等向け施設（加工施設、保管倉庫、市場、養殖場、生産漁船、冷凍船）認定に係るガイドライン等の作成
- ⑤ EU等向け新規申請施設に対して、認定に係るスクリーニングを実施

2. 中国向け輸出における監視事業

中国向け水産物の輸出再開に当たり、中国向け水産物の輸出証明書審査における荷口確認を実施

＜事業の流れ＞



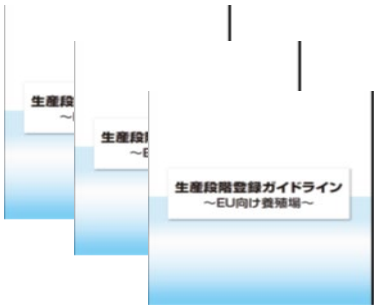
＜事業イメージ＞



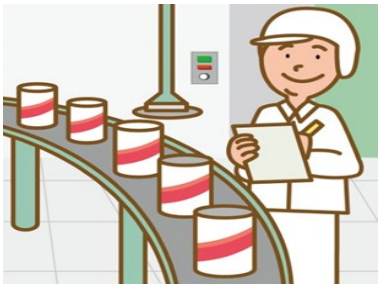
定期監視、荷口確認等の実施



冷凍船認定の現地指導、都道府県向け講習会等の実施



加工施設、冷凍船等認定に係るガイドライン等の作成



施設認定に係るスクリーニングの実施

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

二枚貝生産海域指定に係る基礎データ収集・モニタリング検査等事業

令和9年度予算概算要求額 130百万円（前年度 24百万円）

<対策のポイント>

輸出先国・地域から求められている二枚貝等の生産海域の指定に必要な基礎データ（化学物質や微生物等）を収集し、行政機関や関係事業者と当該海域の管理方法を検討します。また、EUから求められている二枚貝等の定期的なモニタリングを実施します。

さらに、輸出先国・地域の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データの収集及び米国向け二枚貝の輸出が認められるであろう生産海域の巡視・検証を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 生産海域の指定に必要な基礎データの収集

① 海域指定に必要なデータの収集

米国、EU等向けの二枚貝等輸出について、生産海域の指定に必要な基礎データ（二枚貝に含まれる化学物質、重金属、貝毒や貝毒産生プランクトン等）を収集します。

② 有識者による検討会の開催

二枚貝等の輸出に関する検討会を開催し、米国及びEUの規制に適合する海域管理方法のモデルについて取りまとめを行います。

2. 定期的な海域モニタリングの実施

EU向け二枚貝の輸出において、生産海域の指定の維持に必要な化学物質や微生物等の定期的なモニタリングを実施します。

3. 輸出先国の規制に対応するための基礎データの収集

輸出先国・地域の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ（ホタテの中腸腺除去による貝毒低減効果等）を収集します。

4. 米国向け非加熱二枚貝の生産海域の定期巡視・講習会費

米国向け非加熱二枚貝の輸出が認められるであろう生産海域について、定期的な巡視及び検証を実施します。

5. 生産海域モニタリング検査

輸出先国・地域が求める二枚貝等の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査を実施します。

<事業イメージ>



二枚貝等に含まれる
化学物質等のデータ収集
二枚貝等の生産、流通、加工
における基礎データ収集



輸出先国・地域の規制に適合する
海域管理方法について検討会の開催



生産海域における
定期的なモニタリング



米国向け非加熱二枚貝
生産海域の定期巡視

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

中国等の輸出先国・地域当局による農林水産物・食品の製造等を行う国内事業者に対する登録規制等に対して、施設登録時の書類確認、適合性の現地調査、規制内容の周知、相談対応等を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

- 輸出先国・地域当局に対する国内事業者の製造施設登録について、施設や衛生管理が輸出先国・地域の要件に適合しているかの書類確認や登録申請などの手続きを、日本の管轄当局が行うよう輸出先国・地域当局から求められるケースが増えています。
- これらの輸出先国・地域当局からの要求に対応し、我が国事業者の農林水産物・食品輸出の維持・拡大のために必要な施設登録を実施します。

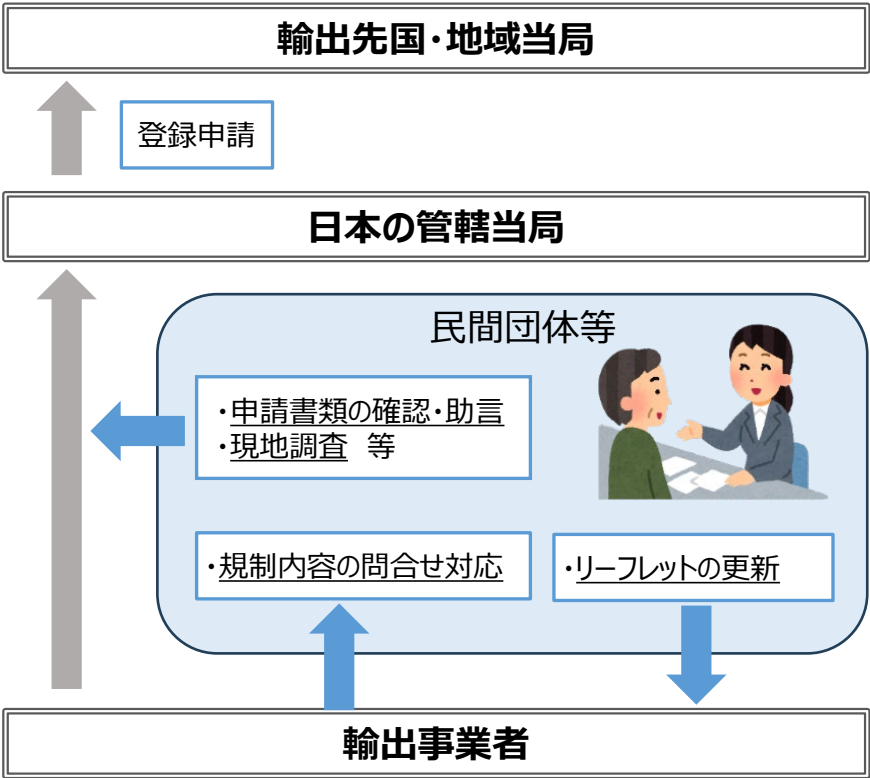
（施設登録に関して日本の管轄当局の管理が求められている例）

- **中国向け食品の企業登録**
中国向け食品について、我が国企業を中国当局に登録するには、農林水産省等による審査・推薦等が求められています。
- **台湾向け水産食品の製造施設登録**
台湾向け水産食品について、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、台湾政府の承認を受けることが求められています。
- **インドネシア向け乳製品等の製造施設登録**
インドネシア向け乳製品については、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インドネシア政府の承認を受けることが求められています。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

米穀周年供給・需要拡大支援事業

令和9年度予算概算要求額 7,705百万円（前年度 5,000百万円）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の主な内容>

1. 周年供給・需要拡大支援（産地事業）

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組
（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

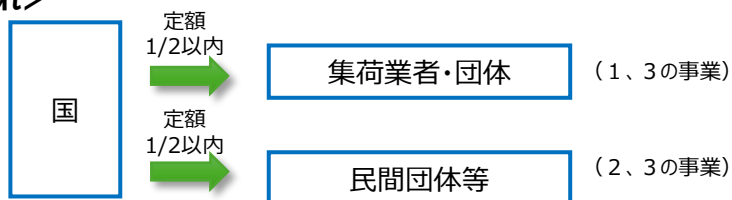
2. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援（全国事業）

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等**を支援します。

3. 民間備蓄実証事業

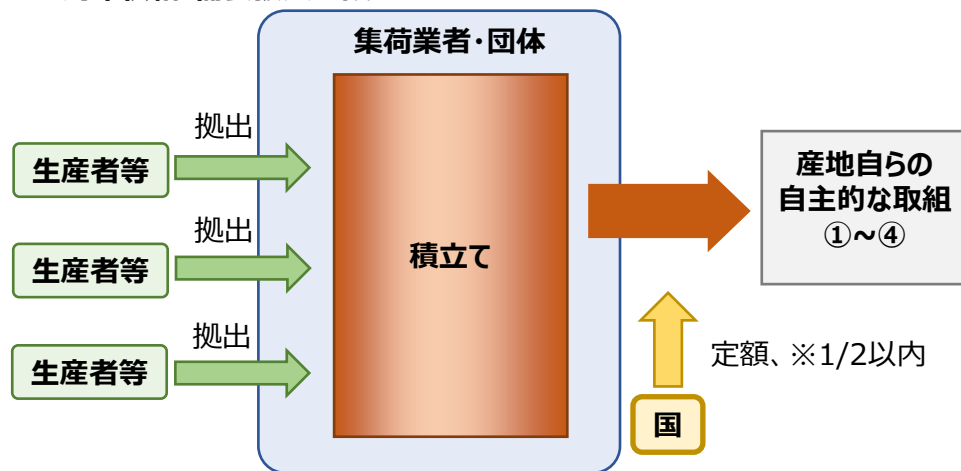
民間備蓄の本格導入に向けた運用を検討するために**令和8年度の実証で判明した課題を解決するための実証的な取組**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

2. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援



米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち
米・米加工品輸出拡大総合対策事業

令和9年度予算概算要求額 3,100百万円（前年度200百万円）

<対策のポイント>
日本産米・米加工品・米粉の更なる輸出拡大に向け、**現地系商流の獲得・拡大**や**パックご飯**など付加価値の高い商品の**需要拡大**など**海外需要の開拓**に向けた取組や、**米・米加工品の輸出拠点の整備**など**供給力の強化**に向けた取組を支援します。

<事業目標>
「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の輸出の拡大（922億円（35.3万トン）〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 海外需要開拓・商流構築等に向けた挑戦的・実証的な取組への支援
1,200百万円（前年度200百万円）

海外需要の開拓のため、現地系商流の獲得・拡大、パックご飯、冷凍米飯・寿司、米粉・米粉製品など付加価値の高い商品の輸出拡大などに向けた以下の取組に対して支援します。

- ① 輸出事業者等による需要開拓等に向けた挑戦的・実証的な取組
- ② 産地が安定供給するための取組
- ③ 海外規制に対応する取組
- ④ 需要開拓から生産・製造・物流等の供給力強化までを一体的に進める取組

2. 輸出拠点の供給力強化に向けた施設整備等への支援
1,900百万円（前年度 - ）

拡大する海外需要に対応できるよう、安定供給を担う大規模な輸出拠点の育成・強化に向けた施設整備等を支援します。

- ① 米・米加工品の輸出拠点整備
- ② 米粉の輸出拡大のためのノングルテン認証などの認証施設整備等

<事業の流れ>

国

定額、1/2以内

民間団体等

<事業イメージ>

○ 海外需要開拓等に向けた挑戦的・実証的な取組への支援

① 輸出事業者等による需要開拓等に向けた挑戦的・実証的な取組

・市場リサーチやテストマーケティング

・現地系スーパーの総業に使用する米を日本産米に転換するための取組

・付加価値の高いパックご飯、冷凍米飯・寿司、米粉等のプロモーション

② 産地が安定供給するための取組

事業実施主体

輸出事業者と有望な産地のマッチング

・輸出事業者と有望な産地の継続的に安定供給できるかの検証

③ 海外規制に対応する取組

・残留農薬・重金属検査

・海外実需者が求める国際認証取得への対応

④ 需要開拓から生産・製造・物流等の供給力強化までを一体的に進める取組

【生産】【物流】【輸出入】【物流】【販売】

・商社等を介して連携

・産地製造者

・海外の実需者

・プロモーションと物流トライアル等を同時に行う実証

・需要開拓と併せて行う、海外における米関連機械の導入

海外需要の開拓

○ 輸出拠点の供給力強化に向けた施設整備等への支援

① 米・米加工品の輸出拠点整備

・輸出处向けの精米・低温保管施設、パックご飯等の製造ライン、冷凍設備等の整備

② 米粉の輸出拡大のためのノングルテン認証などの認証施設整備等

・ノングルテン認証やグルテンフリー国際認証に対応した施設整備や認証の取得・広報

供給力の強化

-72-

【お問い合わせ先】 農産局米穀輸出促進官（03-3504-3861）

＜対策のポイント＞

食品添加物等に関し、他国での使用が認められない場合がある中、中小の食品製造事業者等が代替添加物を検討するため、添加物等の規制情報を整理した海外食品添加物規制早見表について最新の情報に更新し、相談体制を整備するとともに、規制や賞味期限延長に対応するため、食品添加物・包材の切替等を支援し、研修会等において優良事例の横展開を図ることで、加工食品の輸出を促進します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食品添加物等の規制調査、早見表の更新

令和7年度に作成した増粘安定剤の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況等を調査し、最新情報に更新等を行います。

2. 早見表等の相談体制の整備

加工食品輸出に関する添加物や包装材等の食品規制に係る相談体制を整備します。

3. 食品添加物・包材の切替等へのモデル支援、横展開のための研修会の開催

輸出先国・地域の規制や賞味期限延長に対応するため、食品添加物・包材の切替や試験、商品開発、分析機器導入等に係る経費をモデル的に支援し、併せて研修会等において優良事例の横展開を図ります。

＜事業イメージ＞

1. 海外食品添加物規制早見表の更新

増粘安定剤早見表

用途一覧		増粘安定剤▼		国・地域選択▼		個別添加物選択▼		キーワードを入力		検索															
和名		英名		日本		米国		EU (英国含む)		中国		韓国		台湾		香港		シンガポール		タイ		ベトナム		豪州	
五十音検索▼		アルファベット検索▼																							
アウレオバシジウム培養液		Aureobasidium cultured solution		既存		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×	
アグロバクテリウムスクシノグリカン		Agrobacterium succinoglycan		既存		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×	
アセチル化アジピン酸架橋デンプン		Acetylated Distarch Adipate		既存		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
アセチル化リン酸架橋デンプン		Acetylated Distarch Phosphate		指定		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	

2. 相談体制の整備

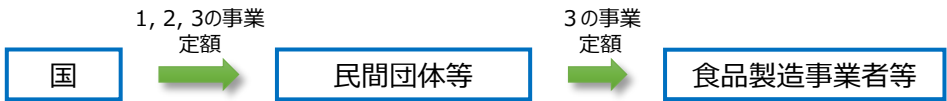


3. 食品添加物・包材の切替等へのモデル支援、横展開のための研修会の開催



商品の開発に必要な分析機器導入等

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、**食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、普及した低減対策等の効果検証を推進**します。

＜政策目標＞

農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

＜事業の全体像＞

- 1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業 145百万円（前年度 124百万円）
- 2. 微生物リスク管理基礎調査事業 91百万円（前年度 71百万円）

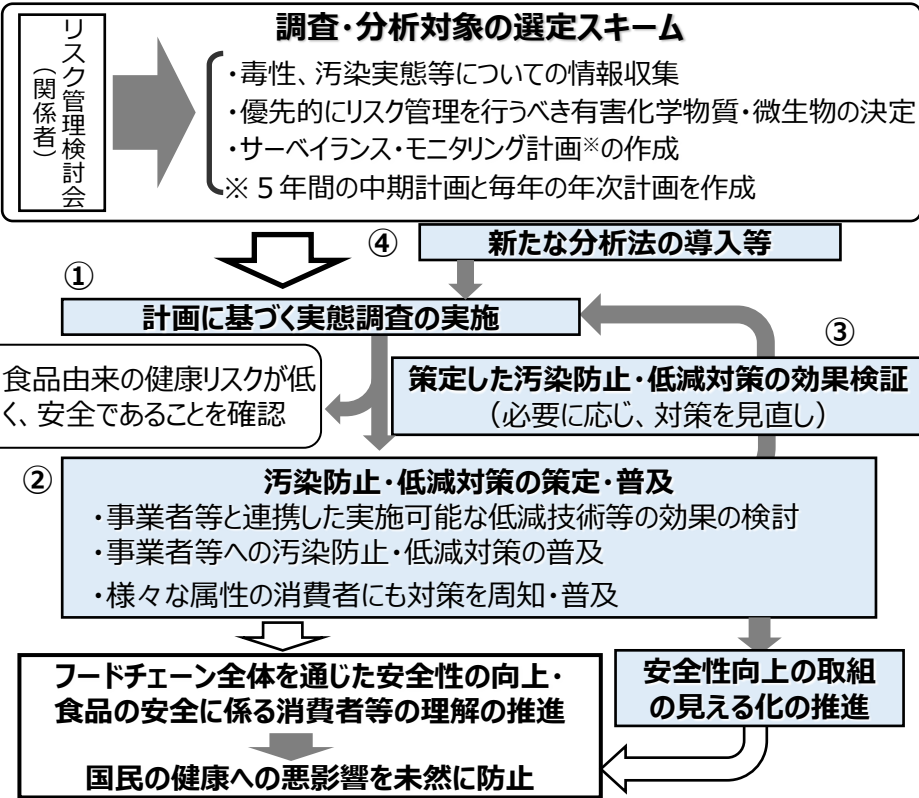
（1. 2. とともに以下の事業を実施）

- ① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。
- ② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。
- ③ **策定した汚染防止・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。
- ④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬の作製**を行います。
- ⑤ **輸出重点品目**や新たな食料源として**国際規格の必要性が検討されている品目**を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

（関連事業）

出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進 2,168百万円の内数

国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。



食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課（03-3502-7674）

<対策のポイント>

相手国の検疫措置による産地負担が大きい果樹等について、産地が長期的に対応可能な検疫条件の設定等のため、**病害虫の発生状況等の調査、簡易なリスク管理技術の確立及び次世代型植物検疫措置の構築**を輸出産地と連携して行うとともに、**輸出拡大に対応した検査体制の整備**を行います。

<事業目標>

検疫が過度な負担となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁、輸出検疫条件の緩和等

<事業の内容>

1. 病害虫の発生状況等の調査

我が国では問題となっていない**検疫対象病害虫の生態、農産物に対する寄生性等**を輸出産地と連携して調査し、エビデンスとして整理します。

2. 簡易なリスク管理技術の確立

相手国から求められている植物検疫措置に関し、**簡素化や効率化に繋がり、産地負担の低減に資する手法や技術**を確立するとともに、それらの**効果を証明するためのデータを収集・整理**します。

3. 次世代型植物検疫措置の構築

システムズアプローチ（サプライチェーンに含まれる一定の病害虫リスク低減効果が見込める管理）の**リスク低減効果の定量的評価方法の確立に向けたほ場でのデータ取得等**を行います。

4. 輸出拡大に対応した検査体制の整備

輸出に向けた**新たな検査法（プロトコル等）を実用化**し、輸出検査を行う**検査主体がニーズのある品目に対応できるよう科学的知見の整備**を行います。

<事業の流れ>

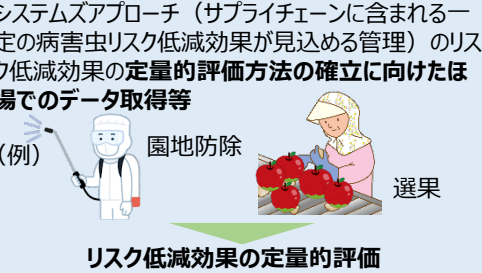


<事業イメージ>

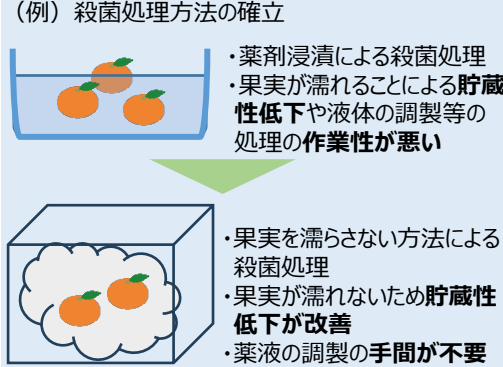
【病害虫の発生状況等の調査】



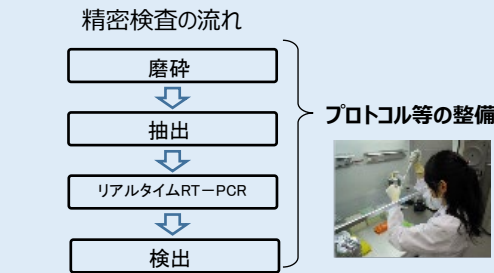
【次世代型植物検疫措置の構築】



【簡易なリスク管理技術の確立】



【輸出拡大に対応した検査体制の整備】



エビデンスに基づき相手国と協議し、検疫条件の設定・緩和、輸出拡大に対応した検査体制の整備

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農山漁村に宿泊し、地域資源を活かした食事や体験を楽しむ農泊の実施体制整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、経営高度化に向けた研修、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、企業研修や教育旅行の受入等の関係人口の拡大・深化を図るプログラム造成等を支援し、地域課題の解決や都市と農山漁村の相互理解増進にもつなげていきます。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人泊〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

- ア 農泊地域創出：農泊地域の**実施体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの造成、プロモーション**等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】
〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕
- イ インバウンド食関連消費拡大：ターゲット国のニーズ調査、**「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成**等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】
- ウ 関係人口発展：企業研修や教育旅行の受入、地域貢献人材の呼び込み等の**関係人口を拡大させるプログラム造成**等を支援します。【事業期間：上限2年、上限600万円（年標準額：300万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額】

農泊地域の経営高度化に向けた**研修**、多様な需要拡大に向けた**ニーズ調査、モデル事例の創出**等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 市町村・中核法人実施型【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。
<遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは1①イに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ>

② 農家民泊経営者等実施型【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

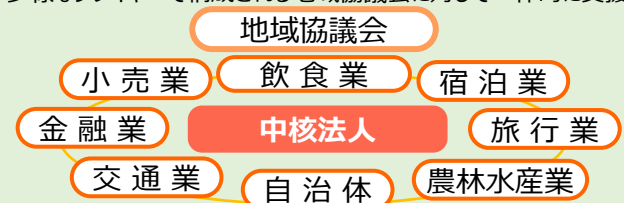
農家民泊等における小規模な改修を支援します。
<農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ>

<事業の流れ>



<事業イメージ>

多様なプレイヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



地域課題を学ぶプログラム造成



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休施設を活用した施設の整備



※下線部は拡充事項

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

森林循環利用・付加価値創出対策

令和9年度予算概算要求額 18,552百万円（前年度 9,228百万円）

＜対策のポイント＞

森林資源の循環利用と付加価値の創出を推進し、林業・木材産業の成長を持続可能なものとしていくため、**林業・木材産業の基盤整備、集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、森業を通じた森林価値の創造、非住宅分野の木造化等**、川上から川下までの取組を支援します。

＜事業目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和6年〕→ 40百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 森林集約・循環利用対策

路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、苗木の生産技術・生産性の向上等の取組や、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する木造公共建築物、木材加工流通施設の整備等を支援します。一部の事業については、「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業において都道府県が策定する森の国・木の街創造連携計画（仮称）に基づく取組について、集中的に支援します。

2. 「森業」推進プロジェクト

山村地域の活性化に向け、**里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、森業を通じた森林価値創造、森林に関するTNFD開示(※)手法の確立のための実証等**の取組を支援します。 ※自然関連財務情報開示

※自然関連財務情報開示

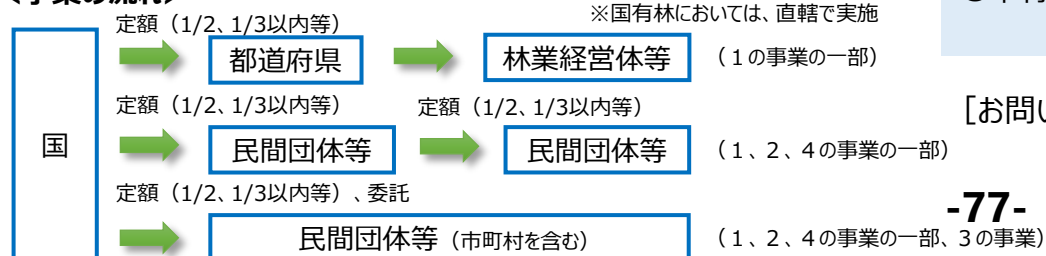
3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

4. 木材等の付加価値向上・需要拡大対策

JAS構造材やCLT等の多様な木質材料を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、木育等を通じた消費者等の理解醸成の促進、特用林産物の競争力強化の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

森林集約・循環利用対策



路網整備



集積・集約化に向けた
合意形成活動

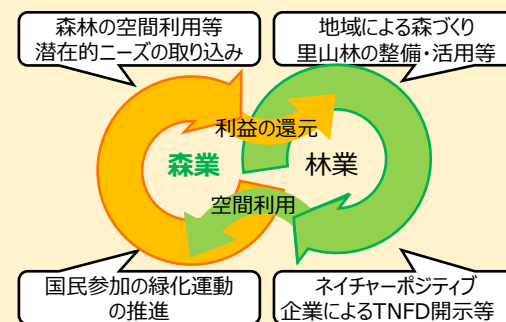


先進的な林業機械の導入



木材加工流通施設の整備

「森業」推進プロジェクト



木材等の付加価値向上・需要拡大対策



JAS構造材・CLT等による木造化



木育等を通じた消費者等の理解醸成

林業・木材産業金融対策

- 林業施設整備等利子助成事業
- 林業信用保証事業
- 木材加工設備等リース導入支援

[お問い合わせ先]

- (1の事業)
(2の事業)
(3の事業)
(4の事業)

林野庁計画課

森林利用課
企画課
木材産業課

(03-6744-2082)

(03-6744-2409)
(03-3502-8037)
(03-6744-2293)

＜対策のポイント＞

地域の水産業を支える海業の新たな展開によるにぎわい稼げる漁村づくりのため、漁業者等とともに海業に取り組む民間事業者の参入を促進し、漁業者がより稼げる手法や海業の担い手等の人材の確保・活用に向けた手法等を確立するとともに、漁業者が地域において海業への一歩を踏み出すための取組の実証、水産物の消費増進や交流促進に資する施設の整備等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業実施体制構築事業（ソフト事業）

① 海業推進調査事業

漁業者等とともに海業に取り組む民間事業者の参入を通じた、漁業者がより稼げる手法の確立、漁港の有効活用のための漁港水面施設運営権の設定・普及、海業の担い手や民間事業者と漁業地域の調整役等となる人材の確保・活用に向けた手法の確立等を実施します。

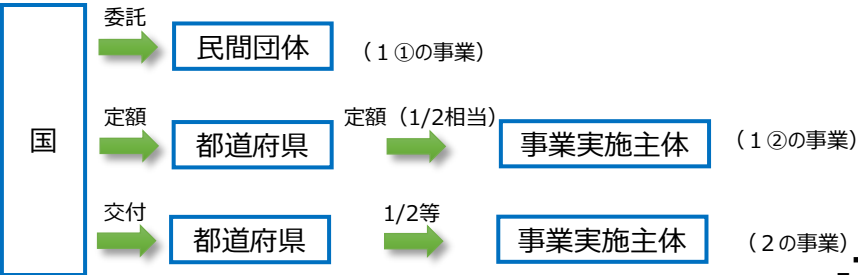
② 海業取組促進事業

漁業者が地域において海業への一歩を踏み出し、民間事業者の参入の促進に必要な実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

2. 海業推進事業（ハード事業）

海業の推進を図るため、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組に必要な施設整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

海業振興支援事業

海業の新たな展開によるにぎわい稼げる漁村づくりに向けて

1 ① 海業推進調査事業（ソフト事業）

漁業者 × 民間事業者

漁業体験等の地域資源の提供 × 広報・PRによる集客

漁業者がより稼げる手法の確立

海業の担い手や民間事業者と漁業地域の調整役等となる人材の確保・活用

1 ② 海業取組促進事業（ソフト事業）

漁港施設用地を活用した取組の実証

水産物の消費増進に向けた朝市での実証

2 海業推進事業（ハード事業）

水産物販売施設

地域水産物普及施設

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組加速化の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。
※漁港水面施設運営権とは、水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、当該水面を占有して必要な施設を設置し、運営する権利。
※実施計画とは、漁協や民間事業者等が作成する創意工夫を活かした漁港施設等活用事業の事業計画。

＜対策のポイント＞

食品産業の海外展開は、日本産原材料の利用拡大や日本食・食文化の理解促進等を通じ、輸出拡大にも資するため、食品関連事業者が行う**投融資、現地加工、販路開拓、バリューチェーン構築等の海外展開に向けた取組を支援**します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の全体像＞

食品関連事業者のサプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業

290百万円（前年度-）

海外現地での物流・商流等の拠点づくりを通じた、日本食材・食文化の活用・普及に寄与する食品関連事業者の海外展開を推進するため、民間企業による**投資案件形成に係る投資可能性調査を支援**します。



- ・市場規模分析
- ・需要分析



- ・物流拠点の規模調査
- ・配送網の規模調査



- ・法務・リスク調査
- ・人材派遣調査



- ・現地専門家へのヒアリング
- ・現地事業者の訪問

ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業

3,979百万円（前年度631百万円）

主要な国・地域において**輸出支援プラットフォームを運営し、現地の業規制・商習慣に通じたアドバイザー配置等**による食品産業の海外展開に係るサポート等を通じて、**輸出事業者等を包括的に支援**します。



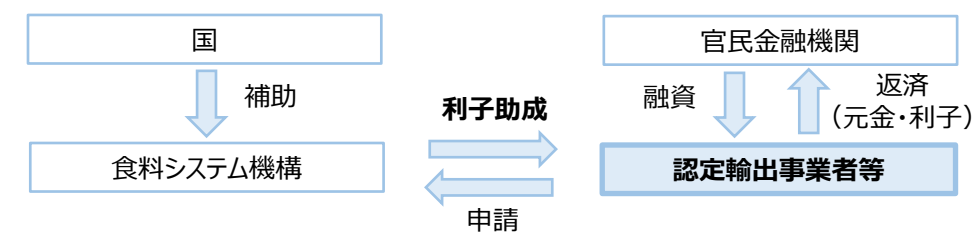
プラットフォーム拠点について

国・地域	都市	国・地域	都市
米国	ロサンゼルス	中国	香港
	ニューヨーク		北京
	ヒューストン		上海
タイ	バンコク	中国	広州
シンガポール	シンガポール		成都
EU	パリ	台湾	台北
	ブリュッセル	マレーシア	クアラルンプール
ベトナム	ホーチミン	UAE	ドバイ

食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業

40百万円（前年度3百万円）

輸出の拡大に繋がる海外現地での**多店舗展開や事業拡大を図る事業者が、官民金融機関から調達する融資に対して金利負担の軽減※**を行います。
※利子助成：最大2%、最長5年間



食産業の戦略的海外展開支援事業

110百万円（前年度110百万円）

グローバルフードバリューチェーン（GFVC）推進協議会の枠組みの下で、食品関連事業者の海外におけるビジネス展開を支援します。

- ・海外展開の**優良事例やガイドラインに基づく伴走支援**
- ・セミナー等を通じた官民間及び企業間の**情報交換・交流の推進**
- ・現地の投資機関やパートナーとなりうる**現地企業との関係構築**
- ・食品製造業の加工施設や外食産業のフランチャイズ展開等の海外での**ビジネス基盤の整備に向けたサプライチェーン構築を支援**

食品関連事業者の海外展開

インバウンドによる食関連消費拡大

令和9年度予算概算要求額 285百万円（前年度 138百万円）

<対策のポイント>

インバウンド食消費と輸出拡大の好循環を形成すべく、インバウンドを起点としてシームレスに輸出につながるようなモデル的な取組等を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の全体像>

旅ナカ
・地域間で連携したツアー
・GI登録産品を活用した観光コンテンツ
・ハラル対応の飲食店 等

旅アト

・越境ECサイトの活用
・海外の小売店・レストラン等との連携
等

旅マエ

・オンラインセミナー
・SNSやWEBを活用した情報発信 等

インバウンドに人気があるが
輸出につながっていない
日本産食品

農林水産物・食品の輸出拡大

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

70百万円（前年度 37百万円）

インバウンド需要を輸出にシームレスにつなげる仕組みの構築を目指し、輸出を実現するための課題（言語、規制、パッケージ等）について、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組への支援を実施します。

新市場開拓推進事業

2,914百万円の内数（前年度 1,627百万円の内数）

- ①コンテンツを有効活用した海外需要の獲得、
 - ②グローバルメディアを活用した日本産食品の魅力発信等、
- インバウンド消費の拡大に係る取組を実施します。

ブランド構築・保護対策

437百万円の内数（前年度 178百万円の内数）

地域産品のブランド価値をGIや商標等により保護し、その価値を地域の飲食店や旅行事業者等と連携してインバウンド向けに発信するなど、海外から稼ぐモデル的な取組を支援します。

（関連事業）

- **食文化産業中核拠点創出事業** 235百万円の内数（前年度 - ）
世界に向けて発信力を持つ食に特化した地域づくりのため、地域の食文化を生かしたインバウンド消費の拡大に資する「食文化産業中核拠点」の創出に向けたフィージビリティ調査、戦略策定や国内外への情報発信等を行います。
- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）** 9,970百万円の内数（前年度 7,045百万円の内数）
ターゲット国のニーズ調査、地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制構築、インバウンド向けの「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成、多言語での情報発信等、多様な「食」資源の洗い出しから販売までに至る一体的な取組や、「食」の高付加価値化に不可欠な施設の整備等を行う農泊地域を支援します。
- **海業振興支援事業** 1,200百万円の内数（前年度 250百万円の内数）
漁業者が地域において海業への一歩を踏み出すための取組、水産物の消費増進や交流促進に資する施設の整備等の取組を支援します。

戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業

令和9年度予算概算要求額 3,151百万円（前年度 303百万円）

＜対策のポイント＞

我が国食品関連産業の海外展開の後押しや販路の開拓を通じて一層の輸出拡大を図るため、輸出拡大余地の大きい現地系商流との連携強化や日系外食等の海外展開に向けた事業ステージに合わせた課題解決（1 投資可能性調査、2 案件実証、3 案件自走化・展開のための融資負担）を支援します。

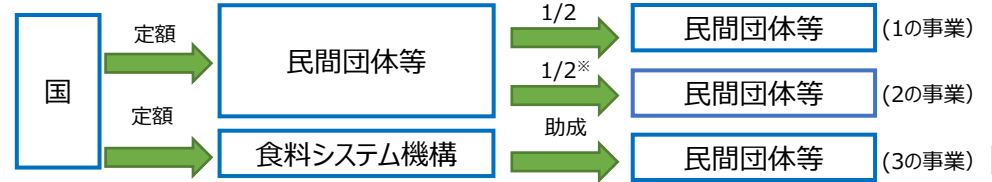
＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

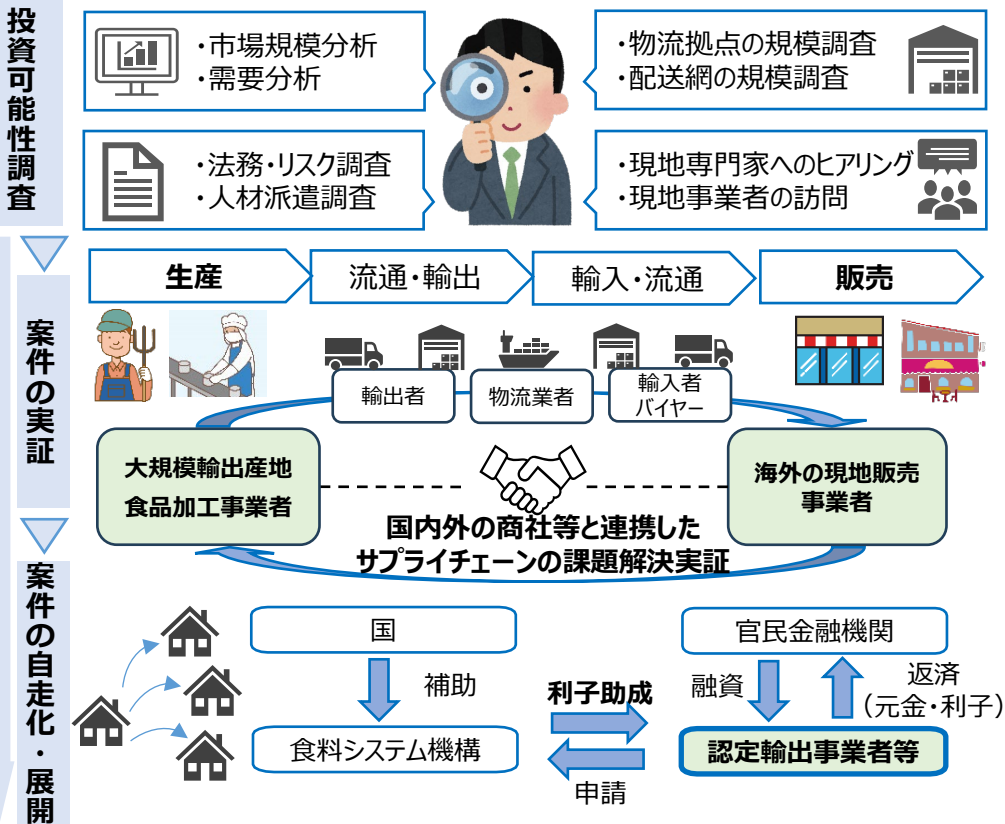
- 1. 食品関連事業者のサプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業
物流・商流等の拠点づくりを通じた、民間事業者が行う 290百万円（前年度 - ）
投資案件形成に係る投資可能性調査を支援します。
- 2. サプライチェーン連結強化プロジェクト事業 2,821百万円（前年度 300百万円）
規制の厳しい輸出先国・地域での商流や参入が難しい現地系商流を開拓するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、戦略的なサプライチェーンの構築に向けたプロジェクト計画づくりや実証（機器導入を含む）を支援します。
【実証の例】
 - ① 生産・出荷段階の課題解決（産地の供給力強化や共同集出荷等）
 - ② 流通段階の課題解決（販売までの物流効率化等）
 - ③ 販売段階の課題解決（現地におけるテスト販売等）
- 3. 食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業 40百万円（前年度 3百万円）
輸出の拡大に繋がる海外現地での多店舗展開や事業拡大を図る事業者が、官民金融機関から調達する融資に対して金利負担の軽減（利子助成、最大2%、最長5年間）を行います。

＜事業の流れ＞



※ 中小企業等について、機器購入以外の費用は2/3補助。

＜事業イメージ＞



お問い合わせ先
(1、3の事業) 輸出・国際局海外需要開拓グループ (03-3502-8058)
(2の事業) 輸出・国際局輸出支援課 (03-6738-7897)

食品関連事業者のサプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業

令和9年度予算概算要求額 290百万円（前年度－）

＜対策のポイント＞

海外現地での物流・商流等の拠点づくりを通じた、日本食材・食文化の活用・普及に寄与する食品関連事業者の海外でのビジネス展開を推進するため、民間企業による投資可能性調査を支援します。なお、輸出拡大との相乗効果を発揮させる観点から、特に食品製造や外食産業の海外展開による投資案件形成の重点化（優先化）を行います。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

事業趣旨

農林水産物・食品の輸出にも資する海外現地での物流・商流等の拠点づくり等、食品関連事業者が行う海外でのビジネス基盤の整備に向けて、民間事業者が行う投資案件形成のための投資可能性調査に必要な経費を支援します。

事業の要件等

- 支援対象者：食品関連事業者
- 支援内容：サプライチェーン構築に向けた投資案件形成のための調査費用
- 補助率：1/2以内
- 対象経費：旅費、謝金、賃金、人件費、使用料・賃借料、委託費、需用費（翻訳費、通信運搬費、資料作成費等）、役務費、その他



【海外の冷蔵・冷凍物流倉庫】

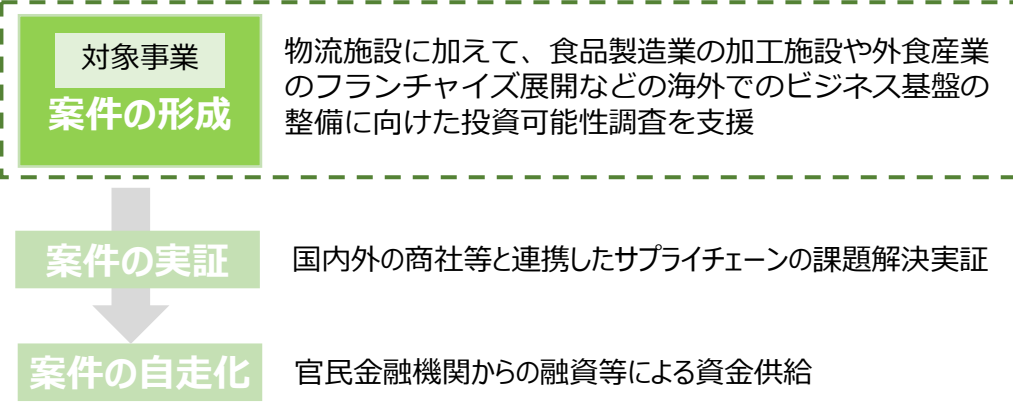


【海外での飲食店】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



投資可能性調査への支援により、輸出拡大等に寄与する食品関連事業者の海外展開を促進

戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業のうち
サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

令和9年度予算概算要求額 2,821百万円（前年度 300百万円）

<対策のポイント>

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した戦略的なサプライチェーン（規制の厳しい輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、プロジェクト計画づくり等を支援します。

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1. の計画の下、コンソーシアムが行う、

① 生産・出荷段階の課題解決（産地の供給力強化や共同集出荷等）

② 流通段階の課題解決（販売までの物流効率化等）

③ 販売段階の課題解決（現地におけるテスト販売等）

など戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実証（機器導入を含む）の取組を支援します。

<事業の流れ>

国

→ 定額 →

民間団体等

→ 1/2※1 →

民間団体等※2

※1 中小企業等について、機器購入以外の費用は2/3補助。

※2 フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアム、食品企業の海外展開と一体的な商流づくりの取組は採択に際して優遇

<事業イメージ>

生産

→ 流通・輸出 →

→ 輸入・流通 →

販売

国内外の商社等と連携した サプライチェーン構築の課題解決実証

大規模輸出産地 食品加工事業者

海外の現地販売事業者

複数産地・品目の共同集出荷など
 現地ニーズを踏まえた
 輸出産地・事業者間の連携

機器導入を通じた
 コールドチェーンの確立

現地消費者向けの
 テスト販売

戦略的な輸出サプライチェーン構築対策事業のうち
食品関連事業者の輸出促進のための利子助成事業

令和9年度予算概算要求額 40百万円（前年度 3百万円）

＜対策のポイント＞

輸出の拡大に繋がる海外現地での多店舗展開や事業拡大を図る、輸出事業計画等の認定を受けた事業者が、官民金融機関から調達する融資に対して、金利負担の軽減を行います。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額の拡大（3兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

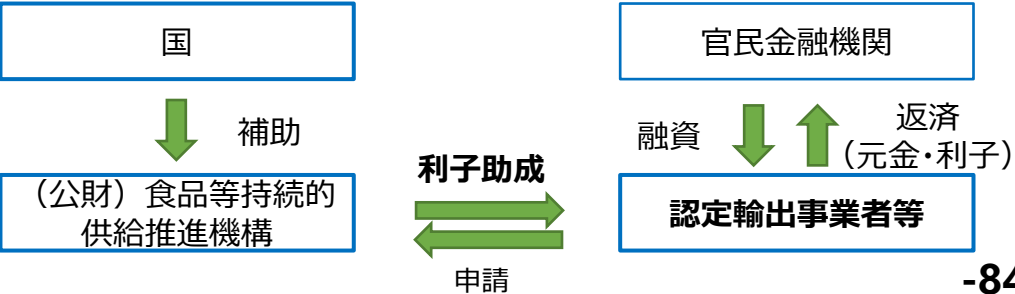
事業の趣旨

本格的な事業拡大に向けた投資に係る事業者の資金調達（自走化）を後押しするため、施設の整備等に必要な資金に係る官民金融機関からの融資について、その金利負担の軽減を支援します。

事業の要件等

- 支援対象者：海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等を行う認定輸出事業者等
- 支援内容について
助成率：最大2%まで（貸付利率が2%未満の場合はその利率が上限。）
助成期間：貸付当初から最長5年間

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



支援対象となる取組例	
①物流・保管	海外での冷蔵・冷凍物流倉庫の設置
②加工・製造拠点	現地での食品加工・製造工場、パッケージング施設の整備
③販売・外食・小売展開	フランチャイズ・直営店舗の内外装、厨房設備
④共通の関連投資	現地法人設立に伴う土地・建物の取得や賃借に係る初期投資

【過去の採択事例】

- ・動物検疫対応倉庫への集約と現地での商品貯蔵倉庫の整備による物流効率化
- ・鮮度保持包装の導入による賞味期限の延長とロス低減、販売先の拡大
- ・産地連携による安定供給と百貨店・量販店への店舗展開

【お問い合わせ先】 輸出・国際局海外需要開拓グループ（03-3502-8478）